

国際研究会「東アジアの目録規則」記録

日 時：2011 年 1 月 8 日（土）10:20～17:00

会 場：キャンパスポート大阪

テーマ：東アジアの目録規則

発表者：李常慶氏（北京大学）

崔錫斗氏（漢城大学）

渡邊隆弘氏（帝塚山学院大学）

コメンテーター：小島浩之氏（東京大学）

高橋菜奈子氏（国立情報学研究所）

司 会：田窪直規氏（近畿大学）

主 催：目録法研究会（科学研究費基盤研究

(C) 課題番号 22500223 研究代表

者：渡邊隆弘）、日本図書館研究会情報組織化研究グループ

出 席：37 名

司会：田窪直規（近畿大学） おはようございます。本研究会は、情報組織化研究グループの月例研究会でもあり、この研究グループのメンバーが中心となって進めている科学研究費補助金助成研究の研究会でもあります。情報組織化研究グループの世話人であり、かつ科研の研究代表者でもある、帝塚山学院大学の渡邊さんから一言お願いします。

渡邊隆弘（帝塚山学院大学） 新年早々朝早くからお集まりいただきましてありがとうございます。本日は「東アジアの目録規則」ということで、北京大学の李先生、漢城大学の崔先生をお迎えしました。海外からこのようにお招きをしてという貴重な研究会で、有意義な意見交換ができればと思っています。よろしくお願いします。

司会 渡邊さんの話にもありましたように、本日は東アジアの目録法研究・目録規則についての研究会です。東アジアは、出版事情という意味では西洋よりも近いはずですが、しかし、不思議なことに我々は西洋のほうを見て、AACR2 とはこんなものなのか、今度は RDA に変わるのでどうしようかという話をしている。やはりそれはおかしいと思います。

そこで当グループでは、今年度は東アジアの目録法研究・目録規則を探るべく、10 月には、本日もお越しの東京大学の小島浩之さんと NII の高橋菜奈子さんをお招きして、小島さんには中国、高橋さんには韓国の状況についてお話しいただきました。しかし一度だけ伺ったのでは不十分ということもありますので、本日は中国と韓国から研究者をお招きして、日本側の研究者も交えて研究会を開催することにしました。

中国からお招きしたのは、北京大学信息管理学部の李常慶（リ・チャンチン）さんです。

「信息」とは日本語では情報ですので、日本語風というと情報管理学部です。情報管理学が、日本でいう「図書館情報学」に相当するようです。李さんの本来の専門は『四庫全書』であるとか日本の漫画文化で、目録法とは少し離れた世界の方ですが、今回お引き受けをいただきました。

韓国からお招きしたのは、漢城大学知識情報学部の崔錫斗（チェ・ソッドウ）さんです。知識情報学部は文献情報学科と記録管理学科の 2 つからなります。文献情報学は日本でいう図書館情報学であり、記録管理学にはアーカイブズ学も含まれるようです。崔さんはシソーラスがご専門ですが、韓国の目録規則の制定にも関与していました。

日本側の発表者は、先ほどの渡邊さんです。渡邊さんは目録法についての業績が多数あって、日本図書館協会の目録委員会のメンバーでもあります。

本日は、この 3 名の方に、それぞれの国の状況についてお話しいただきます。その後、このお三方をパネリストとして、それから 10 月にご発表いただいた小島さんと高橋さんをコメンテーターとする、パネルディスカッションを開催します。

「中国における目録学の発展およびその研究動向」

北京大学信息管理系教授 李 常慶 氏

司会 それでは早速、李さんの発表に入ります。去年の10月、小島さんがご発表のなかで、中国の目録を理解するには「著録」と「編目」という語の違いを押さえることが必要だと指摘されました。「著録」とは英語の description、日本語でいう「記述」です。「編目」とは、目録を編纂するということで、英語の cataloguing、日本語の「目録作業」になります。中国ではどうも「編目」という目録全体とは別に、「著録」についてのいろいろな議論があって、どうもディスクリプションが相当重視されているようですので、これらの言葉に少し気をつけて聞いていただくと、理解しやすいのではないかと思います。それではよろしくお願いします。

李常慶（北京大学）

北京大学の李常慶と申します。私は目録・目録学が専門ではなく、出版産業や出版文化について研究しているところです。しかしこれからは出版の情報組織化についても関心を持ちたいので、今回の発表を引き受けました。中国の目録発展の現状を紹介するにとどまることになるかもしれませんが、よろしくお願いします。

さて、今回の発表のタイトルは「中国における目録学の発展およびその研究動向」ですが、具体的には、「中国における目録学の発展およびその研究動向」「中国における目録規則の概要およびその改訂動向」「中国における ISBD、FRBR、FRAD、RDA などの国際的な動きへの対応」「中国における目録編成の現状と課題」の4つについて、紹介したいと思います。

個々の内容に入る前に、中国の目録の発展について、3つのポイントを押さえていただきたいと思います。

第一は、中国には目録を作る2000年以上の歴史があることです。目録の歴史が長い国とあまりない国とでは、目録に対する考え方が全く違ってきます。

第二のポイントは、中国と西洋の関係です。近代になって、中国の伝統を継承しながら西洋の新しい目録法を取り入れるようになりましたが、西

洋の目録法をそのまま取り入れるのか、あるいは中国の伝統を継承しながら西洋の目録法の一部を取り入れるのか。中国の目録界では常に考えが分かれ、議論が展開されました。

第三のポイントは、デジタル時代の動向です。1990年代以降、つまりデジタル時代になると、中国も国際的な目録規則に近づくように動いているのが現状です。この3つのポイントを踏まえて本題に入っていきます。

1. 中国における目録学の発展および研究動向

1. 1. 中国の伝統的な目録学の発展

まず、中国の伝統的な目録学の発展について見たいと思います。

ご存じのように、紀元前1世紀、中国の目録界では非常に有名ですが、劉向と劉歆の父子が、それぞれ『別略』と『七略』を編纂しました。残念ながらこの2つは現在残っていませんが、その後の中国の目録学に大きな影響を与えました。『七略』は、六芸略・諸子略・詩賦略・兵書略・術数略・方技略・輯略の七部から成る分類法です。劉向は、最初に著者の紹介、続いて要旨のまとめ、図書得失の評価などを特徴とする解題図書目録を編成し、文献の内容及びその特徴を反映する範例となりました。一方息子の劉歆は、儒教思想を指導方針とする書誌分類体系を作り、中国の目録学発展の基礎を築きました。

3世紀になると、西晋の荀勗が『中経新簿』を編纂しました。図書を甲・乙・丙・丁の4部に分けるもので、四部分類法の始まりです。7世紀、『随書・経籍志』の編纂により、経・史・子・集の四部分類法は完成しました。

そして北宋の蘇象先が、『蘇魏公譚訓』の中で初めて「目録之学」という言葉を使うようになりました。北宋の前まではどちらかというと目録を実用化したものとして取り扱われましたが、北宋から目録を一つの研究対象として見るようになりました。唐・宋時代、目録学に関する研究成果が多く見られ、目録の起源や体裁、書誌分類体系、目録の社会的機能などが検討されるようになりました。

12 世紀になると、南宋の鄭樵が『通志・校讎略』を作り、これが中国における最初の目録学の専門書になりました。

今から約 400 年前の清の時代は、中国における目録学をある意味で総括する時期と言われますが、目録学の理論が当時の学术界から非常に重要視され、目録学は学者の読書及び学問入門の重要な学問となりました。この清の時代、特に乾隆帝の時代（18 世紀末）、中国の最大の目録学の成果であった『四庫全書総目提要』（200 巻）が編纂されました。私はこれをテーマにして博士論文を書きました。これは中国最大の目録で、非常によく評価されています。そして 19 世紀末まで、目録学に関する多くの研究成果が積み重ねられました。

さて、漢代から始まった中国の目録学の流れについて簡単にまとめたいと思いますが、学者は目録学は 2 種類の系統を持っていると総括しています。一つは解題、つまり内容分析を付した目録で、劉向の『別録』に始まり、陳振孫の『書録解題』、晁公武の『郡齋讀書志』、馬端臨の『文献通考』、そして清朝の『四庫全書総目提要』がその代表的なものです。もう一つは、総序や各部序のような簡略な叙文がついているものの、純然たる目録です。劉歆の『七略』に始まり、『漢書藝文志』『隋書經籍志』等々の歴代正史の藝文志がその代表的なものです。

その後 20 世紀になると、目録学を対象とする研究が非常に盛んになります。東西の文化交流によって西洋の目録が初めて中国に入ったのをきっかけに、もう一度中国の目録を見直そうとします。そうすると目録学の体系化に伴って、理解が学者ごとにかなり異なってきて、幾つかの流派を形成するようになりました。

ここでは幾つかの名前を挙げますが、中国の目録界では非常に有名な人たちです。例えば杜定友、余嘉錫、汪国垣、それから張元濟、昔の中国国家図書館館長を務めた趙万里、張舜徽、姚名達。その都度、こういう代表的な人物がそれ以前の目録の理解を総括しています。例えば杜定友は、「簿記之学」という、「群籍を綱紀して甲乙を簿属する学」として定義しています。一方余嘉錫たちは「學術を弁章して源流を剖析する学」としてしています。他には、「版元を鑑別して異同を校讎する学」「目録、版本、校勘を含む校讎をする学」、そして姚名達らの「東西を包容し、継承及

び参考のもとで、新たな目録学を発展させる」などがあります。

私は博士論文を書くとき、日本の窪徳忠先生の説明に注目しました。先生は非常に的確に中国の目録学を総括していられるので、それを皆さんに紹介したいと思います。

中国における歴代の學術の源流を述べ、その著述の流別をおこなうことをその本旨とするものであり、単なる書籍分類目録や書籍解題の類とは趣きを異にしている。それ故、中国においてすら、劉向・劉歆父子にはじまり、下つては鄭樵・紀昀・章学誠といった、およそ古今にわたる博大な學術的知識の所有者であり、かつこの方面における特異な才能を賦与されたものでなければ、これをよくおさめえないものである。

この総括から見て、中国の目録学は研究者から非常に注目されており、普通の人にはなかなかできないこともあると言いたいところです。

1. 2 近代以降の目録学の発展

近代になって、1908 年に『英米目録規則』が制定されたことは、中国の目録界に非常に大きな影響を与えました。20 世紀以降、西洋の目録法を取り入れて目録の検索機能をより求めるようになり、ここで展開が分かれます。中国の伝統的目録学はどちらかというと内容分析に重点が置かれていたのに対して、西洋の目録学では検索機能に重点が置かれています。そこで中国のこれからの図書目録規則をどうするかについて、2 つの流派が形成されました。

一つは、完全に西洋の図書目録規則のまねをして著者記入を基本とするもので、1921 年、杜定友の『中文図書編目法』が代表的なものです。二つ目は、1928 年、劉国鈞の『中文図書編目条例』が代表的なもので、中国の伝統的な目録を継承しながら西洋図書目録規則を参考にしようとする立場です。私は中国の近代史についても非常に興味がありますが、どうもこれを見ると、一方では西洋化しよう、いやそうではなくやはり中国のものを残しながら発展させようというのは、目録界だけでなく中国の近代の歴史学界にあった二つの考え方です。

ただ、杜定友の『中文図書編目法』は出て 10 年もたたないうちに影を落として消え、むしろ劉国鈞の『中文図書編目条例』が何十年間も目録界の

主流になっていきます。劉国鈞について簡単に説明すると、北京大学信息管理学部の教授で、アメリカに留学して博士号を取りました。ですからそのとき中国の目録界をリードした人はほとんど欧米に留学し、中国に戻ってきて新しい目録学を発展させようとしたわけです。

ところが 21 世紀になると、前者の影響力が再び前面に出てくるようになり、現在の中国の目録界は、どちらかというとやはり検索機能を求めるようになりました。要するに欧米流に変わりつつあります。

1. 3 1990 年代の目録学の発展

1970 年代まで中国の社会は非常に不安定だったので、目録界にあまり大きな動きはありませんでした。1980 年代になると目録界には大きな変革がありました。これについては後ほど説明します。

1990 年代になると、手作業による目録編成からコンピューターによる目録編成及びオンライン目録に大きく移行します。各図書館は外国からコンピューター目録システムを購入し、あるいは自ら目録システムを構築します。

例えば 1990 年、中国の名門大学の一つである天津市の南開大学図書館は米国の Biblio File CD-ROM 目録システムを購入し、外国図書の日録編成に使うようになりました。これは、個別館のコンピューターによる目録編成の始まりと言われています。

1998 年、広東省文献編目センターは、国内で初めて実用化したオンライン目録機構を設置し、DataTrans1000 図書館集成システムを採用して、広東省の多くの図書館がそのユーザーメンバーとなりました。これによって中国で初めてオンライン目録編成が始まったわけです。したがって中国のオンライン目録編成は結構遅いといえます。

1990 年代の日録学では一体どんな研究が行われていたかについて、簡単にまとめます。この時期の主な研究活動は、遡及書誌データベースの構築に関する研究、書誌データの質コントロールに関する研究、オンライン目録に関する研究、標準及び典拠に関する研究などです。コンピューターによる目録編成、あるいはオンラインによる目録編成になると、どうしても標準化の問題にぶつかりますから、標準化が非常に重視されます。また、新たな文献目録の基本的な概念は一体何なのか。中国では昔から目録の基本的概念が検討されてき

ましたが、新たな時代になるとまた別の概念が提示されます。そして文献目録の原則はどんなものかも研究されます。また、台湾が大陸より先に進んでいますから、大陸と台湾との目録規則比較に関心を持つ研究があります。そして AACR2 (英米目録規則) についても関心を持って研究が進められています。

2. 中国における目録規則の概要およびその改訂動向

最初に中国の日録の歴史の流れを見ていただきましたが、次に、中国における目録規則の概要及びその改訂動向について、重点的に紹介したいと思います。

2. 1 『文献著録総則』およびその他の規則

1970 年代末まで、要するに文化大革命が終わった時期とほぼ一致していますが、中国には国家レベルでの統一した目録規則や標準が存在していませんでした。

1980 年代に入って、中国文献工作標準化技術委員会ができます。「工作」は作業という意味です。様々な研究活動は、大体この組織をリーダーとして進められています。その「第 6 分会委員会」の主導で、中国文献記述国家標準シリーズが相次いで誕生しました。

まず、1983 年に『文献著録総則』を公表し、翌年実施。「著録」は、先ほど説明があったように「記述」という意味です。85 年には『普通図書著録規則』『連続出版物著録規則』『非書資料著録規則』を公表し、同年実施。それから「檔案」というのは古文書ですが、『檔案著録規則』を 85 年公表、翌年実施。『地図資料著録規則』を 86 年公表、翌年実施。『古籍著録規則』を 87 年公表、同年実施。『楽譜著録規則』は 1991 年に草案がまとめられました。これらの著録規則のうち、古文書という特別なものを扱う『檔案著録規則』を除き、他のすべての規則は、国際標準である ISBD (国際標準書誌記述) の規則を採用することになりました。

『文献著録総則』とは具体的にどんなものなのかを、簡単に説明します。『文献著録総則』は、各種文献を記述する基準の根拠として、文献記述に対する一般的な規定を行うことになっています。具体的には記述項目、配列順序、記述用区切り記号、記述用文字、記述情報源、記述項目細則など

が含まれています。この総則は実施されて以降、全国の多くの図書館やその他の文献情報機関で採用されるようになりました。そして、1989 年からその改訂が行われ、1991 年に『文献著録総則』と『検索期刊条目著録規則』の改訂が採択されました。

なお、「期刊」とは雑誌という意味です。面白いことに、中国では 1920～30 年代には「雑誌」と言っていたのですが、1949 年以降共産党政権下では雑誌という名称は消えて「期刊」になりました。ところが改革開放以後、また「雑誌」と言うようになっていきます。

要するに雑誌記入記述規則の改訂が採択されました。そして、1993 年までにその他の文献著録規則が相次いで改訂、採択されました。

2. 2 『中国文献編目規則』の編纂

『文献著録総則』を基礎に、1996 年によく『中国文献編目規則』が編纂されました。その背景ですが、1978 年に『英米目録規則第 2 版 (AACR2)』が刊行され、1983 年、85 年、88 年の改訂を経て、多くの国に採用されました。

そこで中国はこうした状況を受けて、1991 年、中国文献工作標準化技術委員会第 6 分会委員会は広州で会議を開き、『中国文献編目規則』の編纂原則と編纂計画を提出し、編集委員会と編纂グループの結成を決定しました。その後 3 回ほど研究会を開き、編纂原則、編纂内容、編纂体裁などを検討し、最終的にまとめました。

この規則は、『文献著録総則』などの国家標準体系を基礎に、各種類の文献記述の需要を満たし、文献アクセスポイントの選定及び新しい目録規則に適應できるようにしているものです。

<編纂原則>

具体的な編纂原則としては、まず目録原理の客観的な記述原則及び目録技術の標準原則が挙げられます。特に第一版の場合は、中国の伝統的目録をかなり継承しながらやっていこうということで、国の事情を反映しました。同時に国際規則に近づけようと、パリ原則に基づき、中国の文献記述国家標準体系及び最新版の ISBD による確定的な客観記述原則と標準的な技術法を採用しました。特に記述項目設置及びその配列順序、配列用区切り記号、記述項目細則、マン・マシン識別と操作などにおいてできるだけ国際標準に近づき、手作業による目録作成からコンピューターによる目録作成

に転向する發展に適應できるとしています。次に、AACR2 が確立したアクセスポイント基準の原則を参照、主に文献の著者標目と題名標目の選定及び確定に関して統一の規定を行っています。

2 つめの原則は、目録手順の区分原則です。AACR2 の文献記述と文献検索の違いを区分するやり方を参考にし、記述項目を前に集中し、アクセスポイントを後ろにつけます。それによって、目録作業の第一任務は、各種類の文献のために整っている標準のある書誌記述となり、それに基づいて各種のアクセスポイントの選定や提供を行うことになりました。中国では昔はアクセスポイントを先に選んでいましたが、国際基準ではアクセスポイントを後に、記述を先にということで、そこが変わりました。

3 つめの原則は、アクセスポイントの交替原則です。書誌記述の正文は、文献の特徴に関する整った記録であり、「記述が先にあり、検索が後ろにある」の原則に基づき、記述をまず作り、それから標目をつけていくのですから、基本記入標目と副出標目の区別が不要になりました。

4 つめの原則は、検索に用いられるキーワードの大衆化原則です。『中国文献編目規則』は、検索に用いられるキーワードの選定及び使用において、以下の三つの原則を挙げました。第一は、慣用原則、中国で習慣的によく使われる言葉を用いる「慣用原則」。第二は、つまり日常的によく使われる言葉を用いる「常用原則」。第三は、一般的によく使われる言葉を用いる「通用原則」。これらが大衆化原則として挙げられました。

<編纂体裁>

次に、『中国文献編目規則』の編纂体裁についてです。この規則は 19 章から成り、全部で 50 万文字あります。その編纂体裁は、記述法と標目法の二つの部分から成ります。AACR2 のまねをした体裁です。記述法は、AACR2 の第一部に相当し、15 章から成ります。標目法は、AACR2 の第二部、すなわち標目、統一タイトルと参照に相当し、4 章から成ります。各部分・各章の内容項目は ISBD と AACR2 のシステムエンコーディング形式を受け入れ、内容構成のあらゆる部分を有機的に結びつけています。

編纂体裁の 2 番目の特徴は、『中国文献編目規則』第一部分の記述規則は中国語の文献に適應していることです。それでは他の民族言語の記述はどうなるかということですが、これを参考にして

います。第二部分の標目規則は、中国語文献の著者と題名標目及び標目参照に適用しています。

編纂体裁の3番目の特徴は、中国の図書館や文献情報機関などに収蔵されている外国語文献はまた別のものを使っていることです。一般的に外国の目録規則を使って目録編成を行います。例えばアルファベットの洋書文献の場合は AACR2 を採用し、日本語文献の場合は『日本目録規則』を採用しています。要するに、言語によって目録規則を使い分けているわけです。

2. 3. 『中国文献編目規則』の改訂

1990年代になると、この目録規則を改訂しようとする動きが出てきます。その背景には、デジタルネットワーク環境があります。デジタル情報資源の目録編成及びその記述をいかに行うかが、中国にとっても大きな課題となりました。

そこで2001年から、『中国文献編目規則』を全面的に改訂しようと呼びかけられるようになりました。多くの学者が論文を発表しました。それを受けて、中国国家図書館は、『中国文献編目規則』の編纂に携わる者や専門家を集めて改訂グループを結成し、改訂作業を始めました。

<改訂原則>

さて、その改訂原則は何か。一つは、情報化や、世界及び社会の需要に対応して、国際書誌の情報交流を実現し、中国語書誌データを全世界で共同利用できるようにすることです。やはりネットワークの世界になると、中国でも情報の共有を意識するようになりました。そこで、国際標準に近づき、ISBD/1992年版、中国国家標準 GB3792.1 最新版、AACR2R/2002年版などをもとにしていきます。

また、ネットワーク環境下のデジタル情報資源の特徴に合わせ、コンピューターによる目録編成の特徴を重視することもあります。

さらに、規則の連続性に留意すること。中国の場合、やはり目録の伝統を継承しよう、改訂に当たりできるだけもとの仕組みの体裁との一致を保っていかうということがあります。内容的にできるだけ国際標準を取り入れると言いながら、実際にはかなり難しいという矛盾もある一方、目録学の歴史観も反映しています。

具体的に記述法においては、総則の体系に従い、原則問題は総則の中にあられ、例えば情報源の選定や刊本情報の選定記述内容分析などに多少の変化が見られます。そして、異なる文献種類に関

する内容は、総則のもとで、適当で柔軟性のある原則を採用し、その特殊性を保ち、例えば連続性資源（逐次刊行物）やデジタル資源（電子資料）、マイクロフィルムなどに調整が行われています。ここで、「資源」の語は新たによく使われるようになった言葉です。例えば私の所属学部は「信息管理」といいますが、現在では多くの学部は「信息資源管理」という言い方をしています。「資源」の意味は、昔はどちらかというと実体のあるものを指していましたが、物理的でないものも含まれています。

標目法においては、全体的な構造において比較的大きな調整が見られ、多くの内容を充実させることができました。例えば中国駐在外国大使館・領事館や外交団、歴史上の団体名称など、団体の標目を増やしました。

<適用範囲の問題>

改訂に関わって、まず適用範囲の問題がありました。その一つは、出版流通に必要な書誌記述の問題です。私は出版流通の標準化に非常に関心があります。ただ、今回の改訂は出版機構などにとって適当ではありません。規則の中で出版社や取次、ウェブサイトなど、流通に必要な記述項目と内容をふやすのが時期尚早であると判断され、見送りにになりました。ですからある意味で、規則改訂はまだ限定的なものです。

2つめには、デジタルまたは電子的自動目録編成（電子的 CIP）に必要な書誌記述の問題です。改訂後の規則は、電子的 CIP を指導できますが、それにとってかわるものではありません。電子的 CIP の記述的な情報の出力は MARC メタデータを採用するのか、それともダブリン・コアメタデータを採用するのか、まだ意見が分かれていて、さらなる検討が必要であるとしています。

<編纂の体裁の問題>

次に編纂の体裁にかかわる問題ですが、多くの学者から、ISBD や AACR2 の体裁やセクションの順序などに厳格に従うべきであり、そうすれば国際基準に近づくという意見がありました。しかしいろいろ総括した結果、全面的に採用されませんでした。

その理由は、できるだけ旧版の規則体裁との一致がやはり重視されたことが、一つです。次に、異なる文献にはそれぞれの特徴があり、記述におけるその特殊性もあることも理由の一つです。例えば、大型図書館コレクションの豊富さと専門図

書館コレクションの特殊性を考慮する必要もあります。三つ目には、図書館や情報機関、および目録作業者は、あらゆる種類の文献の記述を知ることが実際の作業に非常に必要だということもあります。例えば古典籍や金石拓本、マイクロフィルム、手稿などがあります。

今回の改訂に当たり、記述法においてはもとの規則体裁を保ち、手稿をふやし、分析内容を改訂しました。標目法においては実際の応用状況に応じた改訂を行い、4章から5章となりました。つまり、総則、個人名称標目、団体／会議名称標目、題名標目、参照です。

<目録規則と機械可読目録の結びつき>

目録規則と機械可読目録との結びつきも問題でした。「新しい規則では、具体的に機械可読目録記述の需要を反映して、記述規則と機械可読を統一し、表示フォーマットは機械可読目録を主とし、手作業目録作成とコンピューター目録編成の両方の需要を考慮する」という提案がありました。

ところが、いろいろ検討した結果、やはり適当ではないとされました。理由は二つあります。一つは、目録規則は機械可読目録とは異なるので、結びつくのは難しいということ。もう一つは表示フォーマットの問題もあって、なかなか結びつくことはできないということです。

<目録規則によるダブリン・コアメタデータカタログの問題>

目録規則によるダブリン・コアメタデータカタログも問題です。現在のところ、改訂版はダブリン・コアメタデータカタログの記述問題を解決し、またはそれに配慮を加えることがまだできていません。

<標目法改訂の問題>

標目法の改訂も問題です。標目法の構造や内容などを大きく補足改訂し、多くの規則を詳細にして、大量の実例を並べ挙げました。ところが今回の改訂では、標目法部分の改訂は中国語文献目録の特徴を考慮して、系統的に標目選定の規則を制定しました。つまりここではやはり中国文献目録の特徴を意識しています。

ここで一説明したいのですが、AACR では著者を基本記入とします。しかし実は中国人の利用者には著者はなかなかわからなくて、どちらかというと作品の名前をまず挙げます。もう一つは、例えば翻訳本が大きな問題になります。翻訳によって著者の名前が全然違ってきます。そうすると著者

を基本記入とするとなかなか検索できない。ですからどうしても中国の目録の伝統を禁止するということになります。

2. 4 改訂版と旧版との主な違い

さて、改訂版と旧版の主な違いについて簡単に見ていきます。改訂版は、その枠組みにおいてはほぼ旧版の合理性を保ち、手稿規則の1章をふやしました。そして旧版の多段階記述と分出記入の内容を1章にまとめ、「総合と分出記入」としています。

また、改訂版はもとの「地図資料」「逐次刊行物」「コンピューターファイル」の一部内容を補足改訂し、それぞれ「測量地図製作資料」「連続性資源」「電子資源」という名称を使うようになりました。電子情報資源の目録は以前より充実されました。

標目法においては、書誌検索の実際の需要と結びつけ、内容やセクション、仕組みを大きく調整し、大量の実例を補いました。

改訂の根本的な目的は、目録作業者が規則をもとに客観かつ正確に文献の外部特徴を説明し、利用者のためにより正確な検索方法を提供することで、再現率と精度を高めることにあります。

具体的な改訂点を以下に挙げます。

- ・旧版は、各部分の具体的な内容を解析する際、関係記述項目の実例を挙げていました。改訂版では、旧のスタイルを保った上、各セクションの終わりに10の完全な実例をつけました。これによって、目録作業者に各記述項目を理解させるとともに、全体的に各種類の文献の完全な記述をより明らかにさせることができたと思われます。
- ・旧版は、総則の中で記述 ISBD 区切り記号の紹介に関して、各種類の ISBD 区切り記号を一々説明するのに対して、改訂版は表を作る形で記述項目ごとに ISBD 区切り記号を紹介し、各記述項目説明文字の出所を元記号の形で一々表示します。これによって、目録作業時 ISBD 区切り記号を調べやすくなっています。
- ・改訂版は、一般図書記述についての大きな改訂はなく、相対的な安定を保っていますが、過去の実際の作業の中で異なった意味が出やすいところや、国際基準の概念と一致しないところを今回は改訂しました。

- ・改訂版の規則では、ISBD の並列タイトルに対する説明に基づき、並列タイトルの正確な定義を与え、情報源は本タイトルの別種類言語のタイトルに対応するとしています。これによって、過去の不正確な概念を明らかにし、翻訳タイトルは並列タイトルに属し、注記事項に記入されることになりました。
 - ・旧版の規則では、本タイトルを記入する際、文法句読点の役割を果たすスペースがある場合、読点（、）またはダッシュ（—）を使うか、スペースを省略して連続記入するかですが、実際の作業ではスペースに即してそのまま記述することがよくありました。改訂版の規則では、文法関係の標点符号やスペースに即してそのまま記述することになりました。細かいところですが、改訂点の一つです。
 - ・旧版では、中国語と外国語の対訳本を記述する際、中国語の本タイトルをとるのか、外国語の本タイトルをとるのかがはっきりしませんでした。改訂版では、情報源に二つ以上の言語のタイトルがあった場合、中国語のタイトルを本タイトルにすると明確に規定してあります。
 - ・旧版では、一度に出版された多巻書（多冊）に関しては一括多段階記入を原則とし、逐次的に出版された多巻書（多冊）に関しては巻（冊）ごとの記入を原則とするのに対して、改訂版では、一度に出版された多巻書（多冊）に関しては一括多段階記入方式にすることを強く求めることはなく、共同タイトル及び従属タイトル標識、または従属題名から成る本タイトルをいかに記述するかについての説明がつけられています。これによって、各館ごとに、集中的に記述するか分散的に記述するかの規定に基づき、多巻書（多冊）の記述を行うことになっています。
- 以上、改訂版と旧版の主な違いについて簡単に見ていただきましたが、実際には他にもたくさんあります。時間の関係もありますし、関心のある方にはまたいろいろ読んでいただきたいと思います。

さて、追加資料として、改訂版の各章の流れを配布しました。第一部分は著録法、要するに記述法です。その中は、総則、普通図書（日本語では一般図書）、標準文献・科技報告・学位論文、と続きます。日本語では、標準文献は規格文献に、科技報告は研究報告にあたります。同じ漢字なのに表現が違い、おもしろいものです。続いて、古

籍。これも中国では古典籍とは言わず古籍といいます。そして拓片（日本語では拓本）、測繪資料（日本語では測量資料）、楽譜、録音資料、映像資料、静画資料（日本語では静止画資料）、連続性資源（日本語では逐次的資源？）、縮微資料、そして電子資源（電子資料、とあるのは私の勘違いです）。そして手稿、総合著録（総合記述）と分析著録（分析記述）もあります。

第二部は標目法ですが、総則、個人名称標目、団体名称標目、題名標目、参照となっています。

3. 中国における ISBD、FRBR、FRAD、RDA などへの対応

続いて、中国における ISBD、FRBR、FRAD、RDA などへの対応について、簡単にお話します。

3. 1 ISBD の中国語翻訳

まず ISBD（『国際標準書目著録』）ですが、先ほども見たように、中国の標準規則は結局 ISBD と AACR をもとにして作っています。ISBD はもともと中国に非常に大きな影響を与えています。

中国で ISBD が紹介されたのは、1983 年 12 月に出版された増補版印刷本、これは正式の出版ではありません。が出ました。要するに正式に出版したものではないわけです。日本の皆さんにはイメージしがたいと思いますが、1983 年というのは、文化大革命が終わって、中国が正常の軌道に乗るようになった時期です。そのとき、国際規則を取り入れようという動きになったのです。

それで 1983 年に『国際標準書目著録』が出て、その後相次いで ISBD シリーズを正式に出版するようになりました。例えば 83 年に逐次刊行物が、85 年に単行本が、91 年には地図資料が出版されました。そして 92 年に非図書資料が、94 年にコンピューターファイルが出版されました。2002 年にも『国際標準書目著録』が出版されています。

3. 2 FRBR への対応

次に、FRBR への対応です。後ほど日本の動きについても聞きたいところですが、正直に言うと、中国では、FRBR、FRAD、RDA は今の段階ではまだ紹介する段階にとどまっています。つまり、具体的な対応はそれほど進んでいません。FRBR は 1998 年に刊行されましたが、中国で FRBR についての紹介や研究が始まったのは 2001 年です。対応は遅かったといえます。私が調べたところでは、

2001 年から 2004 年までに 5 本の論文がありますが、基本的な紹介にとどまっています。

2005 年以降になると、より踏み込んだ研究もはじまりました。一つは、特に現行目録への影響の研究。具体的には、ISBD の影響はどうか、AACR2 への影響はどうか、MARC21 への影響はどうか、等です。次に、書誌レコードへの影響の研究。例えば、書誌構造への影響はどうか、OPAC への影響はどうか、機械可読目録フォーマットへの影響はどうか、等です。それから、結構何本もあるのが FRBR の実践に関する研究。例えば、外国における分野の実践活動の紹介、特に OCLC に関するものが何本かあります。その他、オーストラリア国家図書館の AustLit 項目、アメリカの Virtua OPAC 項目についての紹介など。加えて、香港、台湾における実用例があります。実は FRBR の対応についてはむしろ台湾のほうが先に進んでいるのでその紹介、そしてこれからは大陸と台湾が共同で何か一緒にできるか、そういう研究が行われています。

＜FRBR の応用に対する障害＞

中国における FRBR の応用に対する障害はどういうものがあるかという研究がありました。まず、書誌記録記述の不一致及び標識記号使用の不統一による障害。例えば中国には中国国家図書館が主導する「全国総合目録センター」があり、一方で高等教育系統の目録センターとして CALIS があります。記述の規定や記述エレメントの選定、具体的なフィールド及び標識記号などの使用において、この二つのセンターでの異なる理解と運用の問題があります。また、一般図書館の MARC 記述規則はありますが、光ディスク、磁気テープ、古典籍などの MARC 記述規則はまだ統一されていません。

その他では、記述に関する統一した題名（タイトル）の問題、著者の名称典拠による問題、異なる言語の名称標目の問題、異なる言語の同一著作名称標目の不一致による障害、そしてデータの合併及び変換による問題などが挙げられています。

＜FRBR 応用の対策＞

こういうふうに対応したらどうかということも、少しは進められています。まず、目録の統一典拠化。例えば中国国家図書館を中心に中国語名称典拠データベースの開発が進められています。続いて、図書館間の蔵書書誌データベース・ソース相互の整合。Open URL などの技術を利用して、異な

る図書館の OPAC システムを統合し、異なるプラットフォームの OPAC データベースを寄せ集め、同じインターフェース、同じプラットフォーム、同じ検索モデルの検索システムを確立しようという動きです。また、データの変換については、RLG のやり方を参考にして、CNMARC から XML への変換表を作り、異なるデータベースや異なる MARC の問題解決を図ってはどうかという話もありました。

3. 3 FRAD への対応

FRAD への対応については、簡単にご紹介します。FRAD は 2009 年に完成しましたが、実はこの作成メンバーには中国人も 1 人入っています。従って、中国語版もすぐに出ました。

ただし、研究や対応は非常に少ない状況です。中国の目録界では今はそれほど高い関心が示されておらず、まだ基本的な紹介にとどまっています。

FRAD に関する研究としては、FRAD の概念模型 (conceptual model) と CNMARC の典拠コントロールとの比較ぐらいしかありません。具体的には、典拠コントロール内容の比較、FRAD と CNMARC の検索ポイントの比較、典拠コントロール中の記述実体の比較、目録レベルにおける実現の障害、標目原則不統一の障害、我が国の典拠コントロールの発展現状による FRAD ユーザー任務実現の障害などがとりあげられています。しかし、具体的には研究はそれほど進められているとはいえません。

3. 4 RDA への関心

RDA については、中国は早くから関心を示しています。中国の文献目録及び規則の改訂などに対する啓示が話題となっています。RDA には、これからの中国の規則の改訂に恐らく大きなヒントがあると思います。

具体的には、まず「継承と改革」。すなわち、いかに中国の伝統を継承するか、そして伝統を継承しながらいかに改革を行うか、そのヒントがある。また、中国語と外国語の目録編成は、それぞれの長所を取り入れ、短所を補っていくことが考えられます。次に、規則の改定において、図書館のオートメーション環境を考慮する必要があるのではないかということ。例えば中国には繁体字と簡体字がありますが、それをいかに考慮すべきか。ユーザーの利益への関心をいかに持つか（使用の便利と作業の便利とどちらが優先なのか）、国際化と民族化の統一はいかに行われるか（国際化と

同時に、民族的なものをいかに残すか）、も問題とされています。さらに、目録作業における原則の指導の必要性、教条主義的な目録理念から実用主義的な理念への転換、といったこともあります。

4. 中国における目録編成の現状と課題

4. 1 中国における目録編成の現状

最後に、中国における目録編成の現状と課題についてお話しします。現在、中国目録編成の構造は、分散型目録、集中型目録、協同型目録（OCLC）、オンライン型目録の四つがあります。これは日本の方にはちょっと理解しがたいですが、私はこの目録の現状を、今の中国の経済の現状のようにとらえています。つまり今、東西の格差、都会と農村の格差があり、農村の図書館ではまだ分散型目録、カード目録を使っているといったことです。

- ・分散型目録： 各図書館は独立で目録作業を行い、書誌データはその館の使用に限られ、各図書館間の協力関係は全く存在していない形です。重複労働、人力や物資などの無駄遣い、書誌データの統一基準の不在、質の低さなどの問題があります。地方の図書館では、まだこの分散型目録でやっています。
- ・集中型目録： 一歩進んでいるところでは、公認の目録センターが統一の目録規則に基づき目録作業を行い、多くの図書館や文献情報センターに書誌データを提供しています。作業が1カ所に集中し過ぎ、目録センターの仕事がたまり、時間がかかるという問題があります。しかも目録センターは一定の区域文献（地方文献）に限られ、書誌データは全面的ではありません。
- ・協同型目録： 複数の図書館が合意書に基づき統一の作業規則を採用し、分担で目録作業を行い、共同で書誌データを使います。目録作業のスピードを速め、目録編成のコストを下げ、目録の質を高め、記録された文献が広くカバーされ、加入館のコレクションを全部示すことができます。
- ・オンライン目録： コンピューター技術・ネットワーク技術を利用し、文献資料の目録編成を行い、協同目録作業の深化を一層促進することができます。目標作業の重複労働を大幅に減らし、情報の加工効率及び書誌データの質を高めることができます。

4. 2 中国における目録編成の課題

<目録センターの重複設置>

目録センターの重複設置が大きな課題となっています。日本ではどうなのかをお聞きしたいところでもあります。

中国では、国家図書館が1997年10月に全国図書館総合目録センターを設置し、全国で図書館のオンライン協同目録編成を組織し、管理しています。これは主に公共図書館です。

一方で、中国高等教育文献保障システムプロジェクト（CALIS）の共同目録サービスシステム、中国科学デジタル図書館プロジェクト（CSDL）の共同目録サービスシステムができています。公共図書館系統、大学図書館系統、科学研究系統の三つの大きな系統に分かれています。この重複設置は問題で、一つは行政的な問題、もう一つはお金の問題があります。

また中国は大きいですから、中央が何をやっても地方は好きなようにやります。皆さんよくご存じのように、深圳は開発特区ですから何事も先にやってしまう。そうすると、深圳図書館を初めとする図書館が地方文献共同オンラインによる目録編成（CRL Net）を作る。

皆さんは北京の中関村地域をご存じでしょうか。中関村地区は、北京大学の近辺ですが、たくさんの大学、研究機関が集中していて、シリコンバレーと言われている所ですが、ここでも中関村地区教育および科学研究モデルネットワーク（NCFC）の中関村地区書目文献情報共同使用システムを作っていました。

また図書館と出版社などは共同で新しい形の目録編成機構を設置し、粵深文献処理センター（広東省深圳文献処理センター）や上海翔華図書有限公司といったシステムをつ作りしました。

<目録システムの乱立>

次に、目録システムの種類が多く、頻繁に取りかえが行われ、大きな無駄遣いをしているという問題があります。

中国の図書館に導入された主な管理システムを列举すると、深圳図書館のILASシステム、深圳大学図書館のSULICMISシステム、北京図書館と日本のNECによる共同開発の文津図書館管理システム、北京丹城会社の丹城図書館集成システム、北郵電信のMELINESTシステム、江蘇匯文会社のLIBSYS2000システム、大連博菲特会社の文献管理集成システムV6.0など、さまざまです。

中国の図書館は、システムを導入する際、その館の需要に基づき、システムの機能、情報の質、システム効率などをよく検討していますが、ただシステムを拡張できるかどうかをあまり考えていません。そうすると今後どうなるか、問題になります。

＜書誌データ製品の乱立＞

書誌データの製品が非常に多く、有効に利用できるものは少ないという問題もあります。CIP データや総合目録データ、国家書誌データ、新着図書書誌データ、遡及文献目録データなど、さまざまなものがあります。

国家図書館の全国図書館総合目録センターだけでも 40 以上のデータベースがあります。中国国家書目遡及データベース（1964 年から 87 年まで）、もとの文献情報センターの洋書総合目録と外国語雑誌総合目録、CALIS・全国オンライン共同目録センターのオンライン共同目録システムによる中国と外国の図書及び雑誌総合目録データベース等々、たくさんのデータベースがあつて、それぞれの図書館が書誌データを重複購入してしまうことによる経費の無駄遣いが生じています。また、書誌データベース中のデータの重複や膨れ上がり、データの整理や維持管理などの問題もあります。

＜文献の重複記述＞

最後になりますが、同じ文献の重複記述による無駄遣いがあります。集中的に目録編成作業を行う機関が多いが、統一の組織や有効的な管理、及び安定的な資金援助などが欠けるため、中国における目録編成作業は依然として分散的で、多くのデータが重複しています。となると、繰り返しになりますが、各図書館が同じ文献の目録を作るとき、重複記述になります。例えば図書館内部作業でも、重複調査がなかなか正確でないのに、新着図書の記述が既にあったのに、遡及データベースを作るときにまた同じ記述を行うことになってしまいます。

例えば、広東省の大学図書館文献情報ネットワークシステムによる 8 カ所の大学図書館の書誌データ調査によりますと、60% 以上の書誌記録は重複のものであるということです。これはかなりの比率です。

以上で、私の発表を終わらせていただきます。

司会 どうもありがとうございました。いつものように非常にエネルギーな発表でした。中国には目録の伝統がありますが、近年になってからはやはり中国も日本と同じように西洋のほうを向いているようです。それで AACR2 などを参考にしているということで、日本と同じような感じかなと思いました。

面白いことは、日本も中国も西洋のほうを向いていたけれども、基本記入という考え方をとらないことです。中国も著者基本記入ではどうもなじまないということでしょうか。

李 なじまないです。

司会 ちなみに先取りしますと、韓国もやはり基本記入はとらないということです。これは非常に面白いところです。

それから「資源」の語の問題は、英語でリソースと言うようになってから、日本でも「資源」がよく使われます。来年 4 月から日本の司書課程の科目改定があつて、我々が今やっている分野の科目名は「資料組織」から「情報資源組織」に名前が変わります。

さて、質疑応答を 10 分ほどとりたいと思います。どなたでも結構ですので、気楽にご質問ください。

フロア 標目について伺います。中国の場合、規則改訂で標目の部分についても検討されているということでした。また、古典作品が非常に多いので、学問的な伝統あるいは目録の伝統で標目をどのように扱うか、難しいと思います。実際に標目を作る具体的作業でどういうことを重視してされているのか、お教えてください。

李 改訂の場合、標目のところでその内容についてより正確に反映できるようにということがありますが、具体的作業でというお答えは難しいところです。

一つ、私の読んだ文献でおもしろいのは、書名がいくつかある場合に、昔は参照の形で採用しましたが、今は並列題名として同じタイトルにしている。同じタイトルにすればどちらからもこれを調べられる。それも一つのあらわれではないでしょうか。

司会 同じ著作物だが違うタイトルというときの話ですね。

李 中国では、特に翻訳書の場合、結構いくつかのタイトルがあります。そうすると、昔は参照の形で表記していました。ただ、参照の形になると、本タイトルではないので、本タイトルがわか

らない人はなかなかわかりません。しかし並列題名にするとどちらからも調べることができます。

司会 並列題名というのは、このタイトルの著作物とこのタイトルの著作物は同じだということで、コンピューターの中で一つのタイトルで探してもほかのタイトルのものも自動的に検索されるということですか。

李 そういうことです。

司会 統一タイトルというのがあって、いろいろな名前がある場合にどれか一つを代表する名前として、昔はその名前を使っていたわけですが、今はもうそういうことはしないのですか。

李 今はしないです。ただ、一つ、標目ではありませんが、もう 10 何年も前に図書館で 2 年間ぐらい働いていたんですけども、私の記憶では図書目録を作るときに、図書の内容情報が結構充実しているんです。ある意味でこれは中国の伝統ではないかと。目録を作るときには内容分析というか解題を意識しているのではないかと思います。

司会 内容の問題については、ネット時代になってきて、目録にも本の内容や目次を入れるような仕組みを取り入れる動きがありますね。

李 ただ仕組みがあっても、内容を分析する伝統がないと難しいでしょう。中国の場合、タイトルがあって、著者があって、それだけでは足りない。文献の内容をもっとあらわすために、昔でいえば内容分析、今でいえば内容紹介が必要だと。それで私は、内容分析と内容紹介は少し違うと思っています。内容紹介は、ただ客観的に評価することです。しかし内容分析は、目録作業者個人の独自の観点あるいは独自の理解が入っている。そこがちょっと違うと思います。

司会 他にいかがでしょうか

フロア どの国でも、国立図書館が MARC を作りますね。日本でも国立国会図書館が作っているように、中国でも出版されたものに対しては国家図書館なりが MARC データを作るわけですね？

李 はい、CNMARC があります。

フロア そうしますと、今のお話で、共同目録システム等でデータがたくさん重複していてダブっているという話がありましたが、MARC を各図書館がそのまま使うということではないのでしょうか。そのまま使っていたら、そんなに乱立しないと思います…。

李 いや、私の聞いたところでは、国家図書館が CNMARC を作っていますが、また各図書館でも MARC データを作っています。ですから時に国家図書館を使ったり使わなかったりして、その間で重複データがどんどん出てくるわけです。

もう一つは系統が分かれています。例えば先ほど話したように、国家図書館系統、教育系統、科学研究系統といったような。そしてもう一つ、ネットワークを使っていない場合は、自分でデータを作ることになります。

司会 地方の小さな図書館はいまだにカード目録の時代だという？

李 いや、中国の地方といってもさまざまです。例えば東部地方と西部地方、要するに経済的に豊かな地方と貧しい地方では話が全然違います。

司会 はい。それで共同目録作業を行う書誌ユーティリティが中国にはいろいろあって、そこで作られるデータがまたいろいろある。その際には CNMARC をある程度取り込んでいるわけですか。

李 徐々にそうなってきました。これはコンピュータによる目録編成が始まってからです。

司会 ネットワークにつながっていないところは、集中目録作業によるデータを利用して、例えば中国の国家図書館の CNMARC を流用するとか、そのほかのところのものを流用するとかいうことですか。

李 そうです。ただ、データが遅いという問題もあります。

司会 日本の JAPAN MARC もスピードの問題が言われていますが。ところで、「協同型目録」と「オンライン目録」の違いはどこにあるのでしょうか。

李 例えばさっき話していた深圳はどちらかというと協同型で、地方的なものです。都市間で合意書を結んで、一緒に目録を作ろうと。オンライン目録は国家図書館のような全国的なものです。

渡邊 ちょっと関連してよろしいですか。集中型のところで、区域文献（地方文献）に限られている目録センターという話がありましたが、これはその地方で出た文献資料という意味ですか。

李 中国の場合、たくさんの地方文献があります。今、中国では、図書館は地方文献を非常に重視しています。こういうデータはほかのところには絶対ありません。

渡邊 ほかの図書館の MARC にも入ってこないんですか。

李 入ってきません。要するにこの地方にしか出ない。例えば地方史はこの地方だけの文化です。

そうすると書誌データを提供して作ってもら、
もちろんこういう場合はあります。ただ、少し補
足しますと、今、オンライン目録の段階になると、
地方につながっている場合はこの地方で作った書
誌データを国家図書館目録センターのデータと共
同で利用できるようになっていきます。それはかな
りうまくいっています。

司会 私が中国へ行って調べた経験では、中国で
はトップダウンが相当きくけれども、あまりにも
広いので、一方で地方は地方で自由にやっている
という二つの側面があるように感じました。

李 「上には政策があり、下には対策がある」と
いう言葉があって、それは冗談めいた言葉ですが、
確かにそういう特長はあります。

司会 次の韓国の話ともちょっとかかわりますが、
私が調べたときには、韓国の国立中央図書館は集
中目録作業的な書誌ユーティリティを作っていて、
ここで韓国の中央図書館にきた文献のデータをぼ
んぼん入れると、公共図書館がネットワークでそ
れをどんどん落としていくわけです。集中目録作
業的な書誌ユーティリティです。ただ、各公共図
書館でしか把握できない地方文献は、公共図書館
から国立中央図書館の書誌ユーティリティーに上
げてくることもあるという話でした。今の中国の
話を聞いて、そのことを思い出しました。

時間が来てしまいましたので、これから1時間
休憩をとった後、今度は韓国のお話を聞きたいと
思いますので、13 時までにお集まりください。よ
ろしくお願いします。

中国における目録学の発展および その研究動向

北京大学信息管理系教授

李 常 慶

2011年1月8日

1

1. 中国における目録学の発展およびその研究動向
2. 中国における目録規則の概要およびその改訂動向
3. 中国におけるISBD、FRBR、FRAD、RDAなど国際的な動きへの対応
4. 中国における目録編成の現状と課題

2

■ 中国の目録発展における三つのポイント：

- ◆ 1) 中国は二千年以上、目録を作る歴史がある。
- ◆ 2) 近代になって、この伝統を継承しながら、西洋の新しい目録法を取り入れる。そこで、新しい西洋の目録法をそのまま取り入れるか、中国の伝統を継承しながら、西洋の目録法の一部を取り入れるか、常に中国の目録界ではその考えが分かれる。
- ◆ 3) 20世紀90年代、デジタル時代になって、国際的な目録規則に近づくように動いている。

3

1. 中国における目録学の発展 およびその研究動向

4

1. 中国の目録学の発展および研究動向

■ 1.1 中国の伝統的な目録学の発展

- ◆ 紀元前1世紀、劉向と劉歆父子はそれぞれ『別略』と『七略』を編纂。
- ◆ 七略とは、六芸略・諸子略・詩賦略・兵書略・術数略・方技略・輯略の七部分類法。
- ◆ 劉向は最初に作者の紹介、要旨のまとめ、図書得失の評価などを特徴とする解題（内容分析）図書目録を編成し、文献の内容およびその特徴を反映する範例となる。
- ◆ 劉歆は儒教思想を指導方針とする書誌分類体系を作り、中国の目録学発展の基礎を築く。

5

1. 中国の目録学の発展および研究動向

■ 1.1 中国の伝統的な目録学の発展

- ◆ 3世紀、西晋の荀勗が『中経新簿』を編纂し、図書を甲・乙・丙・丁の四部に分け、四部分類法の始まり。
- ◆ 7世紀、『隋書・経籍志』の編纂により、経・史・子・集の四部分類法が完成。
- ◆ 北宋の蘇象先の『蘇魏公譚訓』の中で初めて「目録之学」という言葉を使う。
- ◆ 唐、宋時代、目録学に関する研究成果が多く見られ、目録の起源や体裁、書誌分類体系、目録の社会的機能などを検討。

6

1. 中国の目録学の発展および研究動向

■ 1.1 中国の伝統的な目録学の発展

- ◆12世紀、南宋の鄭樵が『通志・校讎略』を作り、中国における最初の目録学の専門書となる。
- ◆清の時代は中国における目録学を総括する時期、目録学の理論が学术界から重要視され、目録学は学者の読書及び学問入門の重要な学問となる。
- ◆18世紀の末（乾隆帝の時代）、中国最大の目録学の成果である『四庫全書総目提要』（200巻）が編纂される。
- ◆19世紀末まで、目録学に関する多くの研究成果が積み重ねられた。

7

1. 中国の目録学の発展および研究動向

■ 1.1 中国の伝統的な目録学の発展

- ◆漢代から始まった中国の目録学の流れは、2種類の系統を持つことになる。
 - 1) 解題を付した目録で、劉向の『別録』に始まり、陳振孫の『書録解題』・晁公武の『郡齋讀書志』・馬端臨の『文献通考』、そして清朝の『四庫全書総目提要』が代表的なものである。
 - 2) 純然たる目録（総序や各部序のような簡略な叙文が付く）で、劉歆の『七略』に始まり、『漢書藝文志』・『隋書經籍志』等々の、歴代正史の藝文志が、その代表的なものである。

8

1. 中国の目録学の発展および研究動向

■ 1.1 中国の伝統的な目録学の発展

- ◆20世紀から、東西の文化交流及び目録学研究の体系化に伴い、目録学に対する理解が異なり、いくつかの流派を形成。
- ◆群籍を網羅して甲乙を簿属する学（杜定友の「簿記之学」）；
- ◆学術を弁章して源流を剖析する学（余嘉錫、汪国垣など）；
- ◆版元を鑑別して異同を校讎する学（張元濟、趙万里など）；
- ◆目録、版本、校勘を含む校讎をする学（張舜徽など）。
- ◆東西を包容し、継承及び参考のもとで、新たな目録学を発展させる（姚名達など）。

9

1. 中国の目録学の発展および研究動向

■ 日本の窪徳忠先生による中国の目録学の総括：

- ◆中国における歴代の学術の源流を述べ、その著述の流別をおこなうことをその本旨とするものであり、単なる書籍分類目録や書籍解題の類とは趣きを異にしている。それ故、中国においてすら、劉向・劉歆父子にはじまり、下つては鄭樵・紀昀・章学誠といった、およそ古今にわたる博大な学術的知識の所有者であり、かつこの方面における特異な才能を賦与されたものでなければ、これをよくおさめえないものである。

10

1. 中国の目録学の発展および研究動向

■ 1.2 近代以降の目録学の発展

- ◆1908年、『英米目録規則』を制定、中国の目録界に大きな影響を与える。
- ◆20世紀以降、西洋の目録法を取り入れ、目録の検索機能をより求めるようになる。
- ◆中国語の図書目録規則について、二つの流派を形成。

11

1. 中国の目録学の発展および研究動向

■ 1.2 近代以降の目録学の発展

- ◆一つ目は、西洋の図書目録規則を真似、著者記入を基本とするもの（1921年、杜定友の『中文図書編目法』はその代表的なもの）；
- ◆二つ目は、中国の伝統的な目録を継承しながら、西洋図書目録規則を参考とするもの（1928年、劉国鈞の『中文図書編目条例』はその代表的なもの）；
- ◆十年も立たないうちに、前者は影を落とし、後者は中国の目録界の主流となる。
- ◆ところが、21世紀になると、前者の影響力は再び前面に出てくる。

12

1. 中国の目録学の発展および研究動向

■ 1.3 20世紀90年代の目録学の発展

- ◆手作業による目録編成からコンピューターによる目録編成およびオンライン目録への移行。
- ◆各図書館は外国からコンピューター目録システムを購入するか、自分でコンピューター目録システムを構築するか。
- ◆1990年、南開大学図書館は米国のBiblioFile CD-ROM目録システムを購入、外国図書の日録編成に使う（コンピューターによる目録編成）。
- ◆1998年、広東省文献編目センターは始めて国内で実用化したオンライン目録機構を設置、Data Trans1000図書館集成システムを採用、広東省の多くの図書館は、そのユーザーメンバーとなる（初めてのオンライン目録編成）。

13

1. 中国の目録学の発展および研究動向

■ 1.3 20世紀90年代の目録学の発展

- ◆この時期、目録学に関する主な研究活動：
 - (1) 遡及書誌データベースの構築に関する研究。
 - (2) 書誌データの質コントロールに関する研究。
 - (3) オンライン目録に関する研究。
 - (4) 標準および典拠に関する研究。
 - (5) 文献目録の基本的な概念に関する研究。
 - (6) 文献目録の原則に関する研究。
 - (7) 大陸と台湾との目録規則比較に関する研究。
 - (8) 『英米目録規則』（AACR2）に関する研究など。

14

2. 中国における目録規則の概要 およびその改訂動向

15

2. 中国目録規則の概要及びその改訂動向

■ 1) 『文献著録総則』及びその他の規則

- ◆20世紀70年代末まで、中国は目録規則に関する国家レベルでの統一した目録規則や標準がなかった。
- ◆1980年代、「中国文献工作標準化技術委員会」第6分会委員会の制定による中国文献記述国家標準シリーズが誕生。
 - (1) 『文献著録総則』：1983年7月2日公表、1984年4月から実施；
 - (2) 『普通図書著録規則』：1985年1月31日公表、同年10月から実施；
 - (3) 『連続出版物著録規則』：1985年2月12日公表、同年10月から実施；
 - (4) 『非書資料著録規則』：1985年2月12日公表、同年10月から実施；

16

2. 中国目録規則の概要及びその改訂動向

■ 1) 『文献著録総則』及びその他の規則

- (5) 『檔案著録規則』：1985年5月10日公表、1986年1月から実施；
- (6) 『地図資料著録規則』：1986年6月19日公表、1987年1月から実施；
- (7) 『古籍著録規則』：1987年1月3日公表、同年10月から実施；
- (8) 『楽譜著録規則』：1991年5月草案；
- ◆『檔案著録規則』を除いて、その他の規則はすべてISBDの規則を採用。

17

2. 中国目録規則の概要及びその改訂動向

■ 1) 『文献著録総則』及びその他の規則

- ◆『文献著録総則』は各種類文献を記述する基準の根拠として、文献記述に対する一般的な規定を行なう。
- ◆具体的には記述項目及び配列順序、記述用区切り記号、記述用文字、記述情報源、記述項目細則などが含まれる。
- ◆全国の多くの図書館やその他の文献情報機関から、採用される。
- ◆1989年から、その改訂が行われる。
- ◆1991年、『文献著録総則』と『検索期刊条目著録規則』（雑誌記入記述規則）の改訂が採択される。
- ◆1993年まで、その他の文献記述規則が相次いで改訂、採択される。

18

2. 中国目録規則の概要及びその改訂動向

■ 2) 『中国文献編目規則』の編纂

- ◆ 1996年、『中国文献編目規則』の編纂が完成、公表。
- ◆ 1978年、『英米目録規則第二版』(AACR2)が作成された後、1983年、1985年及び1988年それぞれの改訂が行われた結果、多くの国に採用される。
- ◆ それを受けて、1991年、「中国文献工作標準化技術委員会」第6分会委員会が広州で会議を開き、『中国文献編目規則』の編纂原則と編纂計画を提出し、編集委員会と編纂グループの結成を決定。
- ◆ その後、3回研究会を開き、編纂原則、編纂内容、編纂体裁などを検討し、最終的にまとめる。
- ◆ この規則は『文献著録総則』など国家標準体系を基礎に各種類の文献記述の需要を満たし、文献アクセス・ポイントの選定および新しい目録規則に適應できるようにしている。

19

2. 中国目録規則の概要及びその改訂動向

■ 2) 『中国文献編目規則』の編纂

- ◆ (1) 編纂原則：
 - a. 目録原理の客観的な記述原則および目録技術の標準原則：

国の事情を反映し、パリ原則に基づき、中国の文献記述国家標準体系および最新版のISBDによる確定的な「客観記述原則」と標準的な技術法を採用し、特に記述項目設置およびその配列順序、記述用区切り記号、記述項目細則、マン・マシン識別と操作などにおいて、できるだけ国際標準に近づき、手作業による目録作成からコンピューターによる目録作成に転向する発展に適應できる。
 - 次に、AACR2が確立したアクセス・ポイント基準の原則を参照、主に文献の著者標目と題名標目の選定および確定に関して統一の規定を行う。

20

2. 中国目録規則の概要及びその改訂動向

■ 2) 『中国文献編目規則』の編纂

- ◆ (1) 編纂原則：
 - b. 目録手順の区分原則：

AACR2の、文献記述と文献検索の違いを区分するやり方を参考にし、記述項目を前に集中し、アクセス・ポイントを後ろに付け、それにより、目録作業者の第一任務は、各種類の文献のために整っている標準のある書誌記述にあり、これに基づいて、各種の検索ポイントの選定や提供を行う。

21

2. 中国目録規則の概要及びその改訂動向

■ 2) 『中国文献編目規則』の編纂

- ◆ (1) 編纂原則：
 - c. アクセス・ポイントの交替原則：

書誌記述の正文は文献の特徴に関する整った記録であり、「記述が先にあり、検索が後ろにある」原則に基づき、記述をまず作りそれから標目を付していくので、基本記入標目と副出標目の区別は不要。

22

2. 中国目録規則の概要及びその改訂動向

■ 2) 『中国文献編目規則』の編纂

- ◆ (1) 編纂原則：
 - d. 検索に用いられる「キーワード」の大衆化原則：

『中国文献編目規則』は検索に用いられる「キーワード」の選定および使用において、以下の三原則に従い：第一、慣用原則；第二、常用原則；第三、通用原則。

23

2. 中国目録規則の概要及びその改訂動向

■ 2) 『中国文献編目規則』の編纂

- ◆ (2) 編纂体裁：
 - a. 『中国文献編目規則』は19章からなり、全部で50万文字；

その編纂体裁は「記述法」と「標目法」の二つの部分からなり、その「記述法」はAACR2の第一部にあたり、15章ならなる。「標目法」はAACR2の第二部Headings, Uniform-titles, and References (標目、統一タイトルと参照)にあたり、4章からなる；

各部分と各章の内容項目はISBDとAACR2システムエンコーディング形式を受け入れ、有機的に内容構成のあらゆる部分を結びつける。

24

2. 中国目録規則の概要及びその改訂動向

■ 2) 『中国文献編目規則』の編纂

◆ (2) 編纂体裁：

b. 『中国文献編目規則』第一部分の記述規則は、中国語の文献に適応し、民族言語の記述にあたりこれを参考にする。

第二部分の標目規則は中国語文献の著者と題名標目および標目参照に適応する。

25

2. 中国目録規則の概要及びその改訂動向

■ 2) 『中国文献編目規則』の編纂

◆ (2) 編纂体裁：

c. 中国の図書館や文献情報機関などに収蔵されている外国語文献は一般的に外国の目録規則を使い、目録編成を行い、例えば、洋書文献の場合、AACR2を採用し、日本語文献の場合、『日本目録規則』を採用。

26

2. 中国目録規則の概要及びその改訂動向

■ 3) 『中国文献編目規則』の改訂

◆ デジタル・ネットワーク環境下、デジタル情報資源の目録編成およびその記述をいかに行なうのか、大きな課題となる。

◆ 2001年から、全面的に『中国文献編目規則』を改訂しようと呼びかけられるようになる。

◆ それを受けて、中国国家図書館は『中国文献編目規則』の編纂に携わるものや専門家を集めて、改訂グループを結成、改訂の作業を始める。

27

2. 中国目録規則の概要及びその改訂動向

■ 3) 『中国文献編目規則』の改訂

◆ (1) 『中国文献編目規則』改訂の原則：

◆ 情報化や世界および社会の需要に対応して、国際書誌の情報交流を実現し、中国語書誌データを全世界で共同利用できるようにする。

◆ 国際標準に近づき、ISBD/1992年版、GB3792.1最新版、AACR2R/2002年版などをもとにする。

◆ ネットワーク環境下のデジタル情報資源の特徴に合わせ、コンピューターによる目録編成の特徴を重視する。

◆ 規則の連続性に留意し、改訂にあたりできるだけもとの仕組みの体裁との一致を保ち、内容的にできるだけ国際標準を取り入れる。

28

2. 中国目録規則の概要及びその改訂動向

■ 3) 『中国文献編目規則』の改訂

◆ (1) 『中国文献編目規則』改訂の原則：

◆ 記述法において、総則の改訂に従い、原則問題は総則の中に現れ、例えば、情報源の選定や刊本情報の選定記述内容分析などに多少の変化が見られる。

◆ 異なる文献種類に関する内容は総則のもとで、適当で柔軟性のある原則を採用、その特殊性を保ち、例えば、連続性資源（逐次刊行物）やデジタル資源（電子資料）、マイクロフィルムなどに調整が行なわれる。

29

2. 中国目録規則の概要及びその改訂動向

■ 3) 『中国文献編目規則』の改訂

◆ (1) 『中国文献編目規則』改訂の原則：

◆ 標目法において、全体的な構造において比較的大きな調整が見られ、多くの内容を充実させる。団体の標目を増やす。例えば、中国駐在外国大使館・領事館や外交団、歴史上の団体名称など。

30

2. 中国目録規則の概要及びその改訂動向

■ 3) 『中国文献編目規則』の改訂

- ◆ (2) 『中国文献編目規則』改訂に関わる問題
(一、適用範囲の問題) :

a. 出版流通に必要な書誌記述の問題 :

今回の改訂は出版機構などにとって、適当でなく、規則の中で出版社や取次ぎ、Webサイトなど流通に必要な記述項目と内容を増やすのがまだ時期尚早である。

31

2. 中国目録規則の概要及びその改訂動向

■ 3) 『中国文献編目規則』の改訂

- ◆ (2) 『中国文献編目規則』改訂に関わる問題
(一、適用範囲の問題) :

b. デジタルまたは電子的自動目録編成 (電子的CIP) に必要な書誌記述の問題 :

改訂後の規則は電子的CIPを指導できるが、それに取って代わるものではない。電子的CIPの記述的な情報の出力はMARCメタデータを採用するのか、それともダブリン・コアメタデータを採用するのか、更なる検討が必要。

32

2. 中国目録規則の概要及びその改訂動向

■ 3) 『中国文献編目規則』の改訂

- ◆ (2) 『中国文献編目規則』改訂に関わる問題
(二、編纂の体裁) :

ISBDやAACR2の体裁やセクションの順序などに厳格的に従うべきだとの意見があったが、全面的に採用されず。

まず、できるだけ旧版の規則体裁との一致を保つこと。

次に、異なる文献はそれぞれの特徴があり、記述におけるその特殊性もあり、大型図書館コレクションの豊富さと専門図書館コレクションの特殊性を考慮する必要がある。

そして、図書館や情報機関および目録作業者はあらゆる種類の文献の記述を知ることが、実際の作業に必要である。例えば、古典籍や金石拓本、マイクロフィルム、手稿など。

33

2. 中国目録規則の概要及びその改訂動向

■ 3) 『中国文献編目規則』の改訂

- ◆ (2) 『中国文献編目規則』改訂に関わる問題
(二、編纂の体裁) :

今回の改訂にあたり、

記述法においては、もとの規則体裁を保ち、手稿を増やし、分析内容を改訂。

標目法においては、実際の応用状況に応じての改訂を行い、4章から5章となり、つまり総則、個人名称標目、団体/会議名称標目、題名標目、参照である。

34

2. 中国目録規則の概要及びその改訂動向

■ 3) 『中国文献編目規則』の改訂

- ◆ (2) 『中国文献編目規則』改訂に関わる問題
(三、目録規則と機械可読目録との結びつき) :

「新しい規則では、具体的に機械可読目録記述の需要を反映して、記述規則と機械可読を統一し、表示フォーマットは機械可読目録を主とし、手作業目録作成とコンピューター目録編成の両方の需要を考慮する」との提案に対して、検討した結果、適当ではないとされた。

理由は二つ：一つは、目録規則は機械可読と異なる。二つ目は、表示フォーマットの問題もある。

35

2. 中国目録規則の概要及びその改訂動向

■ 3) 『中国文献編目規則』の改訂

- ◆ (2) 『中国文献編目規則』改訂に関わる問題
(四、目録規則によるDCメタデータカタログの問題) :

目下、改訂版はダブリン・コアメタデータカタログの記述問題を解決、またはそれに配慮を加えることができていない。

36

2. 中国目録規則の概要及びその改訂動向

■ 3) 『中国文献編目規則』の改訂

- ◆ (2) 『中国文献編目規則』改訂に関わる問題
(五、標目法の改訂)：

標目法の構造や内容などを大きく補足改訂し、多くの規則を詳細にし、大量の実例を並べ挙げる。

今回の改訂では、標目法部分の改訂は中国語文献目録の特徴を考慮して、系統的に標目選定の規則を制定。

37

2. 中国目録規則の概要及びその改訂動向

■ 4) 改訂版と旧版との主な違い：

- ◆ 改訂版はその枠組みにおいてほぼ旧版の合理性を保ち、手稿規則の一章を増やし、旧版の多段階記述と分出記入の内容を一章にまとめ、「総合と分出記入」となる。
- ◆ 改訂版はもとの「地図資料」「逐次刊行物」「コンピューターファイル」の一部内容を補足改訂、それぞれ「測量地図製作資料」「連続性資源」「電子資源」に改名。電子情報資源の目録が前よりよく充実される。
- ◆ 改訂版は標目法において書誌検索の実際の需要と結びつけ、内容やセクション、仕組みを大きく調整し、大量の実例を補う。

38

2. 中国目録規則の概要及びその改訂動向

■ 4) 改訂版と旧版との主な違い：

- ◆ 改訂の根本的な目的は目録作業者が規則をもとに客観かつ正確的に文献の外部特徴を説明し、利用者のためにより正確な検索方法を提供することで、再現率と精度を高めることにある。
- ◆ 旧版は、各部分の具体的な内容を解釈する際、関係記述項目の実例を挙げる。改訂版はもとのスタイルを保ったうえ、各セクションの終わりに10の完全の実例をつけ、目録作業者に異なる記述項目を理解させ、全体的に異なる種類の文献の完全たる記述をより明らかにさせることができる。

39

2. 中国目録規則の概要及びその改訂動向

■ 4) 改訂版と旧版との主な違い：

- ◆ 旧版は総則の中で記述ISBD区切り記号の紹介に關して違った種類のISBD区切り記号を一々と説明するのに対して、改訂版は表を作る形で記述項目ごとにISBD区切り記号を紹介し、違った記述項目説明文字の出所を元記号の形で一々と表示する。これにより目録作業時、ISBD区切り記号を調べやすくなる。
- ◆ 改訂版はもとの一般図書記述について大きな改訂はなく、相対的な安定を保っているが、過去、実際の作業中、異なった意味が出やすいところや国際基準の概念と一致しないところを改訂。

40

2. 中国目録規則の概要及びその改訂動向

■ 4) 改訂版と旧版との主な違い：

- ◆ 改訂版の規則では、ISBDの並列題名に対する説明に基づき、並列題名の正確な定義を与え、情報源は本タイトルの別種類言語の題名に対応する。これにより、過去不正確な概念を明らかにし、翻訳題名は並列題名に属し、注意事項に記入される。
- ◆ 旧版の規則では、本タイトルを記入する際、文法句読点の役割を果たすスペースがある場合、読点()またはダッシュ(—)を使うか、スペースを省略し連続記入するかである。実際の作業中、よくスペースに即してそのまま記述する。改訂版の規則では、文法関係の標点符号やスペースに即してそのまま記述することになる。

41

2. 中国目録規則の概要及びその改訂動向

■ 4) 改訂版と旧版との主な違い：

- ◆ 旧版では、中国語と外国語の対訳本を記述する際、中国語の本タイトルを取るのか、外国語の本タイトルを取るのか、はっきりしない。改訂版では、情報源に二つ以上の言語の題名があった場合、中国語の題名を本タイトルにすると明確に規定する。
- ◆ 旧版では、一度に出版された多巻書(多冊)に関して一括多段階記入を原則とし、逐次的に出版された多巻書(多冊)に関して巻(冊)ごとの記入を原則とするのに対して、改訂版では、一度に出版された多巻書(多冊)を一括多段階記入方式にすることを強く求めることなく、共同題名および従属タイトル標識と(または)従属題名からなる本タイトルをいかに記述するかについての説明が付けられる。これにより、各館ごとに集中的に記述するか、分散的に記述するか、の規定に基づき、多巻書(多冊)の記述を行なう。

42

2. 中国目録規則の概要及びその改訂動向

■ 5) 『中国文献編目規則』第二版：

◆ 第一部分：著録法（記述法）

- 第一章 総則；
- 第二章 普通図書（一般図書）；
- 第三章 標準文献（規格文献）、科技報告（研究報告）、学位論文；
- 第四章 古籍（古典籍）；
- 第五章 拓片（拓本）；
- 第六章 測繪資料（測量資料）；
- 第七章 楽譜；
- 第八章 録音資料；
- 第九章 映像資料；
- 第十章 静画資料（静止画資料）；
- 第十一章 連続性資源（逐次的資源）；
- 第十二章 縮微資料（マイクロ資料）；
- 第十三章 電子資料；
- 第十四章 手稿；
- 第十五章 総合著録（総合記述）と分析著録（分析記述）。

2. 中国目録規則の概要及びその改訂動向

■ 5) 『中国文献編目規則』第二版：

◆ 第二部分：標目法

- 第二十一章 総則；
- 第二十二章 個人名称標目；
- 第二十三章 団体名称標目；
- 第二十四章 題名標目；
- 第二十五章 参照。

3. 中国におけるISBD、FRBR、FRAD、RDAなどへの対応

45

3. ISBD、FRBR、FRAD、RDAなどへの対応

■ 1) ISBDの中国語翻訳

- ◆ 1983年12月、「中国文献工作標準化技術委員会」の主導で、『国際標準書目著録』（非図書資料）を謄写版印刷本の形で出版、その後、相次いで、ISBDシリーズを正式に出版。
- ◆ 1983年、『国際標準書目著録』ISBD(S)〈逐次刊行物〉、北京：書目文献出版社。
- ◆ 1989年、『国際標準書目著録』ISBD(M)第二版〈単行本〉、北京：書目文献出版社。
- ◆ 1991年、『国際標準書目著録』ISBD(CM)第二版〈地図資料〉、北京：書目文献出版社。

46

3. ISBD、FRBR、FRAD、RDAなどへの対応

■ 1) ISBDの中国語翻訳

- ◆ 1992年、『国際標準書目著録』ISBD(NBM)第二版〈非図書資料〉、北京：書目文献出版社。
- ◆ 1994年、『国際標準書目著録』ISBD(CF)〈コンピューターファイル〉、北京：科学技術文献出版社。
- ◆ 2002年、『国際標準書目著録』(International Standard Bibliographic description(ISBD)北京：華芸出版社。

47

3. ISBD、FRBR、FRAD、RDAなどへの対応

■ 2) FRBRへの対応

- ◆ 1998年、FRBRが公表。
- ◆ 中国は2001年から、FRBRについての紹介や研究を始める。
- ◆ 2001-2004年、FRBRについての発表論文は5本、基本的にFRBRに関する基本的な紹介に留まる。
- ◆ 以降、FRBRに関する研究：
 - (1) 現行目録への影響：
 - ① ISBDへの影響；
 - ② AACR2への影響；
 - ③ MARC21への影響；

48

3. ISBD、FRBR、FRAD、RDAなどへの対応

■ 2) FRBRへの対応

(2) 書誌レコードへの影響：

- ①書誌構造への影響；
- ②OPACへの影響；
- ③機械可読目録フォーマットへの影響。

◆FRBRの実践に関する研究

- (1) 基本的に外国におけるこの分野の実践活動の紹介、特にOCLCに関するもの；
- (2) FRBR理論応用例の紹介、オーストラリア国家図書館のAustLit項目、米国のVirtua OPAC項目など。
- (3) 香港や台湾における応用例の紹介。

49

3. ISBD、FRBR、FRAD、RDAなどへの対応

■ 2) FRBRへの対応

◆FRBRの応用に存在する障害：

- (1) 書誌記録記述の不一致および標識記号使用の不統一による障害。「全国総合目録センター」とCALISは目録記述の規定や記述エレメントの選定、具体的なフィールドおよび標識記号などの使用において異なる理解と運用の問題がある。また、一般図書のMARC記述規則があるが、光ディスクや磁気テープ、古典籍などのMARC記述規則がまだ統一していない。
- (2) 記述に関する統一した題名の問題。
- (3) 著者の名称典拠による問題。
- (4) 異なる言語の名称標目の問題、異なる言語の同一著作名称標目の不一致による障害。
- (5) データの合併および変換による問題。

50

3. ISBD、FRBR、FRAD、RDAなどへの対応

■ 2) FRBRへの対応

◆中国におけるFRBR応用の対策：

- (1) 目録の統一典拠化、国家図書館などを中心に中国語名称典拠データベースの開発を進めている。
- (2) 図書館間の蔵書書誌データベース・ソースの整合。合意書やOpen URLなどの技術を利用し、異なる図書館のOPACシステムを統合し、異なるプラットフォームのOPACデータベースを寄せ集め、同じインターフェース、同じプラットフォーム、同じ検索モデルの検索システムを確立。
- (3) データの変換。RLGのやり方を参考に、CNMARCからXMLへの変換表をつくり、異なるデータベースや異なるMARCの問題解決を図る。

51

3. ISBD、FRBR、FRAD、RDAなどへの対応

■ 3) FRADへの対応

◆2009年、FRADの中国語翻訳。

◆FRADに関する基本的な紹介。

◆FRADに関する研究：FRADの概念模型（conceptual model）とCNMARCの典拠コントロールとの比較。

- (1) 典拠コントロール内容の比較。
- (2) FRADとCNMARCの検索ポイントの比較。
- (3) 典拠コントロール中の記述実体の比較。
- (4) 目録レベルにおける実現の障害。
- (5) 標目原則不統一の障害。
- (6) わが国の典拠コントロールの発展現状によるFRADユーザー任務実現の障害。

52

3. ISBD、FRBR、FRAD、RDAなどへの対応

■ 4) RDAへの関心

◆早くもRDAへの関心を示す。

◆中国の文献目録および規則の改訂などに対する啓示。

- (1) 継承と改革（伝統および革新）。
- (2) 中国語と外国語の目録編成はそれぞれの長所を取り入れ、短所を補う。
- (3) 規則の改訂は適切に図書館のオートメーション環境を考慮する必要がある（繁体字と簡体字）。
- (4) ユーザーの利益に関心を持つ（使用の便利）。
- (5) 国際化と民族化の統一。
- (6) 目録作業は原則の指導が必要。
- (7) 目録の理念は教条主義的なものから実用主義的なものへの転換。

53

4. 中国における目録編成の現状と課題

54

4.1 中国における目録編成の現状と課題

■ 1) 中国における目録編成の現状:

- ◆ 現行目録編成の構造: 分散型目録、集中型目録、協同型目録 (OCLC)、オンライン目録。

- (1) 分散型目録: 各図書館は独立で目録作業を行い、書誌データはその館の使用に限られ、各図書館間の協力関係が存在していない。重複労働、人力や物資などの無駄使い、書誌データは統一の基準がなく、書誌データの質が低い。
- (2) 集中型目録: 公認の目録センターは統一の目録規則に基づき目録作業を行い、多くの図書館や文献情報センターに書誌データを提供。作業が一箇所に集中しすぎ、目録センターの仕事が貯まり、時間がかかり、目録センターは一定の区域文献 (地方文献) に限られ、書誌データは全面的でない。

55

4.1 中国における目録編成の現状と課題

■ 1) 中国における目録編成の現状:

- (3) 協同型目録 (OCLC): 複数の図書館は合意書に基づき統一の作業規則を採用し、分担で目録作業を行い、共同で書誌データを使う。目録作業のスピードを速め、目録編成のコストを下げ、目録の質を高め、記録された文献が広くカバーされ、加入館のコレクションを全部示すことができる。
- (4) オンライン目録: コンピュータ技術やネットワーク技術を利用し、文献資料の目録編成を行い、協同目録作業の深化をいっそう促進。大幅目録作業の重複労働を減らし、情報の加工効率および書誌データの質を高める。

56

4.1 中国における目録編成の現状と課題

■ 2) 中国における目録編成の課題:

- ◆ (1) 目録センターが多く、重複設置が大きな課題。
 - a. 国家図書館は1997年10月、「全国図書館総合目録センター」を設置、全国で図書館のオンライン協同目録編成を組織し管理する。
 - b. 中国高等教育文献保障システムプロジェクト (CALIS) の共同目録サービスシステム。
 - c. 中国科学デジタル図書館プロジェクト (CSDL) の共同目録サービスシステム。
 - d. 深圳図書館をはじめとする図書館が地方文献共同オンラインによる目録編成 (CRL net)。

57

4.1 中国における目録編成の現状と課題

■ 2) 中国における目録編成の課題:

- ◆ (1) 目録センターが多く、重複設置が大きな課題。
 - e. 北京「中関村地区教育および科学研究モデルネットワーク」(NCFC) の「中関村地区書目文献情報共同使用システム」。
 - f. 図書館と出版社など共同で新しい形の目録編成機構を設置、「粵深文献処理センター」や「上海翔華図書有限会社」など。

58

4.1 中国における目録編成の現状と課題

■ 2) 中国における目録編成の課題:

- ◆ (2) 目録システムの種類が多く、頻繁に取替えが行なわれ、大きな無駄使い。

中国の図書館に導入された主な管理システム: 深圳図書館のILASシステム、深圳大学図書館のSULICMISシステム、北京図書館と日本NECによる共同開発の文津図書館管理システム、北京丹城会社の丹城図書館集成システム、北郵電信のMELINESTシステム、江蘇匯文会社のLIBSYS2000システム、大連博菲特会社の文献管理集成システムV6.0など。

中国の図書館はシステムを導入する際、その館の需要に基づき、システムの機能、情報の質、システム効率などをよく検討するのに対して、システムを拡張できる余地をあまり考えていない。

59

4.1 中国における目録編成の現状と課題

■ 2) 中国における目録編成の課題:

- ◆ (3) 書誌データの製品が多く、有効的に利用できるものが少ない。

CIPデータや総合目録データ、国家書誌データ、新着図書書誌データ、遡及文献目録データなど。

国家図書館「全国図書館総合目録センター」の40データベース、「中国国家書目遡及データベース」(1964-1987)、もとの「文献情報センター」の洋書総合目録と外国語雑誌総合目録、CALIS「全国オンライン共同目録センター」のオンライン共同目録システムによる中国と外国の図書及び雑誌総合目録データベースなど。

書誌データ重複購入などによる経費の無駄使い、書誌データベース中のデータの重複や膨れ上がり、データの整理や維持管理などの問題。

60

4.1 中国における目録編成の現状と課題

■ 2) 中国における目録編成の課題:

◆ (4) 同じ文献の重複記述による無駄使い。

集中的に目録編成作業を行う機関が多いが、統一の組織や有効的な管理および安定的な資金援助などが欠けるため、中国における目録編成作業が依然として分散的で、多くのデータが重複される。

各図書館は同じ文献の目録を作る時、重複記述になる。

図書館内部作業でも重複調査がなかなか正確でないので、新着図書の記述が既にあったのに、遡及データベースを作る時、また同じ記述を行う。

広東省の大学図書館文献情報ネットワークシステムによる8箇所大学図書館の書誌データを処理する際、その書誌データの60%以上の書誌記録は重複のもの。

61

非常感謝！

62

「韓国目録研究の動向」

漢城大学知識情報学部 崔錫斗氏

司会 午後は韓国の話からはじまります。崔（チェ）さんをお願いするわけですが、韓国の場合は典拠の仕組みが独特で、日本の発想とは大分違ってしますので、そういったところにも注目して聞いていただけたら興味深いのではないかと思います。

崔錫斗（漢城大学）

漢城大学の崔錫斗と申します。よろしくお願いします。

<はじめに>

韓国目録研究の理解に役に立つと思うので、まず資料にはない話を少ししたいと思います。

戦争が 1945 年に終わったとき、韓国の文化復興などの理由で、アメリカ政府の使節団が韓国にきました。その中に図書館学を支援する人が何人かいました。彼らは延世大学に図書館学堂を作って、そこで講義をしました。ところが、当時彼らが韓国に来てみたら、本がない。本がないから分類は要らない。それにサービスも要らない。結局、目録の教育が中心になりました。だからそこで勉強した人は全部目録を勉強したわけです。

その人たちは教授になったりしましたが、彼らは目録を重要視しました。私たちはその人たちを第 1 世代という呼び方をします。第 1 世代から学んだ第 2 世代も、目録を勉強し、目録を重視しました。詳しく知っていることが一つしかなかったからです。その後が私の世代ですが、第 1、第 2 世代に対して、目録が重要なのではないと反発しました。第 3～4 世代は目録が嫌になって目録を専攻していない人が多いです。私もその中の 1 人で、反発して情報のほうに行ってしまいました。

私が目録を勉強したとき、本の形態の情報について、コンマを入れて、1 文字あけて、ページを入れて…とか、そういったことの理由がわかりませんでした。でも先生は、これは重要だと言う。なぜこんなのをするのか、これがなぜ重要なのかと話したら、先生は怒って、それは規則だからこうするのだと。「なぜか」という、その思想や理

由かをちゃんと説明してくれたら理解できたのに、それをなぜするのか全然理解できなかった。それで、先生が怒って、1 週間授業もしてくれない。そこで 6 名の代表が先生のところに行って謝って、1 週間後にまた講義があったりしました。

それから相当の時間がたって、最近テキストマイニングだとかいろいろしながら、ああ、これは目録がすごく重要だと。非組織データを処理するには、組織データがなければならない、組織データは重要だというのがだんだんわかってきて、今は、目録はすごく重要な分野だという話をしていきます。

韓国では、1993 年に KORMARC の単行本の形式（フォーマット）を改定しました。1984 年に単行本の形式ができて、それ以外の古書だとか連続刊行物だとか非図書資料だとかの形式を新しく制定しながら、単行本の形式を改定しました。私は単行本の改定チームにいましたが、ずいぶんケンカをしました。84 年に単行本の形式を作った人が、改定の時には連続刊行物の形式を制定するチームにいて、彼が作った単行本の形式を改定するチームに私がいたのです。同じホテルで最後は 2 カ月ぐらい合宿しながらやったのですが、すごくケンカをしました。

改定するとき、標目にあたる最後の最後に典拠の ID を入れるフィールドを作りました。それを作って、項目表を中央図書館に出しました。その後、中央図書館はそれを韓国の標準（KS）にしました。その際、標目の最後の典拠 ID を全部消して KS にしたのです。後で KS になったものを見たら、典拠 ID を入れるフィールドがないんです。これはどういうことかと聞いたら、それが何かわからなかったと。1990 年代の半ばの時期に中央図書館で、標目に対する典拠と連結する ID が何かわからなかった。これが、これまでの韓国の規則だとかの水準だと思います。

それが 2000 年代に入って少しずつよくなって、国家予算を中央図書館がとって、研究所まで作ってやっています。今はすごくよくなりました。

＜IFLA 目録分科会の動向／英米目録界の動向＞

資料の最初のほうは IFLA の動向を記していますが、ここはもう説明は必要がないと思います。なぜかという、今、この会にいる方は、大体理解していると思います。韓国でも、IFLA が中心になっている理論的モデルとか規則などは勉強しています。また、中央図書館が年に 2 回全国の司書教育をしているのですが、ここに昨年 11 月の教材を持ってきました。この中にもこの話が詳細にあって、全国の司書たちにも教育をしています。FRBR については、博士論文が 3 つほどあって、さらに修士論文も何個かあります。

ICP などに対して学会の発表会だとかカンファレンスなどでも発表があり、最近では去年の 12 月の初めごろに延世大学で開かれた韓国情報管理学会で、RDA の発表がありました。今のいろいろな規則と RDA の関係などに関するものです。

ここは大体おわかりと思うので、飛ばします。

さっき食事のときに、中国と韓国と日本の図書館の世界の動向はとても似ているので、標準化して同じ用語を使えばいいじゃないかという話をしました。「標目」は、韓国語では「接近点」という言葉を使っています。英語では「アクセスポイント」です。標目の役割は接近点であるわけです。このスライドはパリ原則の関係ですが、接近点だとか、特に日本の用語に直さずに、できるだけ韓国の言葉そのまま漢字だけ変えました。だから大体見れば日本の言葉で何かがわかると思います。

「典拠」は日本で作った言葉です。韓国で典拠とは何かと言われて説明をしたんですが、典拠という言葉のイメージと、今説明している典拠のイメージが合わない。「典拠」という言葉を見て、それを想像する人はだれもない。何かいい言葉がないか？という話が出ました。私が典拠の話をずっとしたから、私に責任があるのかもしれませんが… 結局いい言葉がないので、今、韓国でも「典拠」を使っています。

先ほど申し上げたように、韓国では最初からアメリカの影響が強かった。最初の教育というのはすごく重要で、最初から AACR で、AACR1、AACR2、全部そのままです。本当は韓国では昔は、李先生もお話されましたが、書名基本記入でした。それが、AACR が入って、著者基本記入になってしまった。その後、主張はいろいろあって、有名な図書

館学者が、東洋では絶対に書名が重要だろう、著者はそんなに重要ではない、という話をしましたが、結局それは採択できなかった。最初に AACR を勉強した人たちの力が大きかったのです。それから、AACR が改定したら韓国の目録規則も全部変わる、という状態をずっと続けてきています。もちろん古書の世界は、全然別です。中国からの、あるいは韓国でも昔からの分類形式等があります。

＜韓国の目録規則の歴史＞

韓国の目録規則の話に入りたいと思います。まず、1948 年の朴奉石という人が作った「東西編目規則」。これは、書名基本記入です。私も大学院では「基本記入」と勉強しましたが、今は「基本標目」と言います。

続いて 1954 年の「韓銀図書編目法」。これは韓国銀行に図書があって、その目録を作りたいということで、中央図書館に依頼して、中央図書館の人が韓国銀行の図書を編目する規則を作りました。これは、著者基本記入です。

韓国図書館協会から 1964 年に出た「韓国目録規則 (KCR)」が、最初の標準目録規則です。その後、66 年に 2 版 (KCR2) が出て、83 年に 3 版 (KCR3)、20 年たった 2003 年に 4 版 (KCR4) に改定されました。KCR3 は、AACR2 の形をそのまま〔引き継いで？〕、第 1 部、第 2 部にして、第 2 部にはその標目に対して規則があります。

＜KCR4 と標目＞

2003 年に KCR4 を作る時、私も委員会の委員に入って本当に苦労しました。規則の索引も私が作って、最後に入れています。

責任者である委員長は延世大学の金泰樹教授でしたが、私と 2 人で標目の話をしました。標目の規則は要らないのではないかという話をして、結局 KCR4 には標目をなくするという約束をしました。しかし勝手にやると大変なことになるので、大学図書館で 25～30 年ぐらいの目録経験のある 4 人を委員会のアドバイザーに入れ、また大学で目録を講義している教授 5 人も入れて、標目の規則をなくすことをどう思うかについて、いろいろな会議をしました。

そうしたら、最初は全員反対でした。図書記号をどうするか？から始まって、頭にぱっと出てくる問題がいろいろありました。その人たちを説得できなければ国全体の司書は説得できないと思っ

て、彼らと何回か話をしました。標目の規則があっても同じ本に対して同じ書誌データを作ることには絶対できない、と。

韓国には KERIS というところがあります。これは大学図書館の分担目録センターですが、そこで大学が持っている書誌データを集めて統合しました。書誌データの統合方法には、並列に統合する方法と、完全に一つにする方法の2通りありますが、私はそのとき並列に統合することを主張しました。最終決定は投票になり、結局完全に統合することになりました。

目録規則は同じですが、最初に延世大学、梨花女子大学、ソウル大学、キョンヒ（慶熙）大学の書誌データを集めて統合してみました。ところが同じ本について統合できない。なぜかという、その四つの大学は相当いい質の書誌データを作る大学でしたが、中身を見ると、まず標目が違う。もう一つは出版年が違う。出版年が違うのは、再刷があっても初刷年を記述するのが正しいとわかっているのに、印刷年をそのまま目録に入れている。最近の年が入っていないと学生が読まないということで、印刷の年を入れる。それでは同じ書誌データはできません。

さらには、同じ規則ですが、1セットになっている本の目録がいろいろできる。一冊一冊をセットの名前で集めることもできるし、セットにして中に全部入れることもできるので、同じ本であっても作り方が違う。従って同じ本であることを理解するのは難しかった。最初にシステムを作って、それができたのは15%にしかすぎなかった。その後で何十億も入れて統合しましたが、今も残っていて完全ではありません。

ですから、標目を統一するという規則があっても、実際は難しい。継続的にできないのだから入れないほうがいいというのが、一つの理由です。

もう一つの理由は、日本と同じように韓国でも、典拠データを作ってきました。延世大、ソウル大、梨花女子大は、何十年も前のカードの時代から典拠データを作ってきました。現在、大学ごとに40万件前後の典拠データが作られています、それは大学内の話であって、その大学でも最近までは典拠データを検索などに使っていませんでした。そして、他の大学や一般の公共図書館ではできない。今の状態を認定して目録規則を作ると、永遠にこんな状態になってしまう。

そこで標目の責任、規則の責任を全部典拠に移せば、典拠データは絶対早めに作られる。今までの時間よりはそこからの時間のほうが何倍も長い。ですから典拠データを早めに国に作らせるためにも、標目の話全体を典拠に移すのが正しいという話をして、委員会のメンバーを説得しました。田窪先生がいつも、韓国は先輩後輩の関係が強いという話をしますが、先輩後輩の関係でこれをこなさうにしようということ、ある意味では少し無理やりなところもありましたが、説得してそうしました。それで KCR4 には標目の規則がありません。

それで現場の人たちが、標目の規則がない、まだ典拠もない、私たちはどうすればいいのかということで、結局その責任は中央図書館がとるしかない。そこで中央図書館は、司書の教育のために、各機関が典拠を一応定義して作って使えるように、典拠の意味なり、何を選定するか、どう表記するかを、相当簡単に教育しました。その結果が今の状態です。

今も、国全体で使える典拠データはありません。そこで、中央図書館は、先ほど申し上げた延世大、梨花女子大、ソウル大、中央図書館の典拠を集めて、それを一つにする準備をしています。形式は大体準備ができて、お金の問題だけです。統合が終わったら、それを拡張して全国の図書館で使えるようにという形になります。

＜KCR4 の特徴＞

（KCR4 の特徴を資料にあげています。）最後に本表題の縮約不可とあるのは、昔は表題が長いときは内容がわかる長さまで書いて省略していましたが、それはしないということです。

改定したけれども、その内容を見ると細かな部分ばかりで、大きな事項は標目規則がないということです。もう一つは ISBD の記述法をそのまま持ってきましたが、責任表示の著者数については、AACR2 とは異なり、今は10人でも全部入れます。昔勉強した人たちは全部入れる必要はないのではないかと言うんですが、その人たちを説得するときは、ある人が、5人いる著者の中で最後の名前しか知らないとか、その人が自分のお母さんだとしたらどうか？と。その人にとって生涯にたった1回、これしか自分の名前が出る本がないのに自分の名前がないというのは悔しいではないか、だから全部入れるのがいいと。

目録の body（記述本体）の部分について、著者が 1 人の場合で、その人が基本標目になった場合、body の中ではその名前を省略できるということがありますが、それは省略せず、全部 body の中に入れる。body だけ見れば書誌事項が全部見えるようにということです。その他、もとの表題と並列表題についてなども、資料にあげています。接近点（アクセスポイント）については、典拠にすべて委任します。

これが KCR4 の目次ですが、日本とすごく似ています。私は第 7 章（画像および映像資料）を担当しましたが、ここでいろいろケンカをしました。特に、電子資料の問題です。単行本を電子資料にした場合、それは単行本なのか電子資料なのか？この中にあるものは全部電子資料になることができるから、8 章の電子資料は何か？という話がありました。映像資料も電子資料ではないかといういろいろケンカしましたが、一応これはあいまいな文化として、今はこれで行きましょうということです。改定の歴史が KCR4 の序文にあります、数年かかって、図書館協会ではこの本を早めに売るのが重要なものになぜまだできないのかという話も出たりして、時間も少なく、このままおさめて出版するようにしました。一つ一つを点検したらいろいろ問題がありますが、そのぐらいで満足しましょうと。

<KORMARC>

目録規則は KORMARC の規則と一致しなければなりません。ここに韓国の KORMARC の歴史を示しましたが、問題点を述べます。

最初 1984 年に単行本用を制定し、その後 93 年に連続刊行物用、非図書資料用、古書用、99 年に典拠の KORMARC を制定しました。ばらばらになっていて、連続刊行物を目録するときは単行本とは違う MARC で、それを完全に一致させるのは難しかったです。

最初に作るときも、私を含めて何人かでいろいろ話し合っ、絶対にばらばらにしてはだめだと。単行本用があるからこれを拡張して別のものを入れて一つにするのが当然だという話もありました。そのとき中央図書館にはそれなりに内部の事情があったようです。それで一つにはできなくて、結局は MARC21 で一つになったんです。これは 1993 年に十分できる状況になっていましたが、最近になって統合した MARC が作られました。

実は 1993 年に私が 84 年の単行本用を改定したんですが、改定後すごく後悔しました。それは、改定するのではなく廃棄したほうがよかったと思ったからです。最初の KORMARC は USMARC を基本にして UNIMARC を一部入れて作りましたが、私が改定するときに大体 USMARC のほうに変えてしまいました。しかし、廃棄してしまって USMARC をそのまま使うべきだったと思います。韓国の KORMARC は何年も改定しなかったのに、USMARC はその間何十回も部分的に改定しました。アメリカが研究して改定したら韓国も改定した結果になるから、USMARC を使うべきだったと思います。国の MARC を国で作ったからといって国のレベルが上がるわけでもない、その後すごく後悔しました。

標目の規則がないので、基本標目が問題になります。つまり、KORMARC の 1XX の部分の基本標目をどうするかという話です。結局、1XX は「必修 (mandatory)」から「該当時必修 (mandatory if applicable)」にして、各図書館が勝手にしています。1XX を使ってない図書館がすごく多いです。基本標目が要らないので、どこに入れるかというと、7XX に入れます。

日本の MARC は UNIMARC 系列で、韓国の KORMARC は USMARC 系列ですが、私は UNIMARC のほうがずっといいと思います。USMARC はややこしい。一つのシステムを作って、すべての USMARC 系列の MARC システムにこのシステムを使うことができない。なぜかという、標目部と記述部があって、その両方の区別があいまいだからです。例えば 245 が書名、著者事項で、\$A に書名が入ります。245 のタグというのは記述部です。だから書名を検索する索引を扱うところがない。標目部じゃないので索引にできません。それで、245 の \$A にある書名を 74X のほうにコピーして持って行って、7XX の部分は標目だからそこで索引を扱う。これが原則です。

しかし同じものが 245 にあるのに、それをコピーして 7XX に移すのは面倒くさいと思って、ある図書システムは 245 をそのまま索引にしますが、それでは全然違うシステムになってしまいます。利用する人は同じですが、形式的には書誌データの内容は違うことになります。

一応今はタグ 1XX の部分は使ってないわけですが、これを決定するとき、LC に手紙を送りました。今韓国では 1XX は必要ないという話が出ていて、その理由はこれこれである、と。また LC は

USMARC の 1XX をどうするつもりかという問い合わせをしました。1XX の区分をそのまま残す必要はないと思うが、今アメリカでは 1XX にデータが入っているものが大量にあり、システム的には同じだから今はそのまま置いておくという話でした。それで私たちも勇気を出して、1XX はなくていいという話を最後にしました。

<「無典拠システム」>

1993 年に私は「無典拠システムに関する研究」という論文を韓国文献情報学会誌に載せました。これには、いろいろ議論がありました。

「無典拠」というのは言葉遣いが間違っていたと思いますが、「代表表現」がなくてもいいということです。典拠データは作りますが、そこで代表表現は要らない、ないほうがいい、という話でした。その理由を挙げるとともに、それではどうするかという話をやりました。その後、代表表現がなくても処理する方法がいろいろあるということがわかって、さきほどの、1XX がなくてもそれを索引検索できるというのを、勇気を出してやってしまいました。

資料に、韓国の典拠データの現状を示しました。韓国人名、日本人名、中国人名、西洋人名について、各大学、そして中央図書館でそれぞれ形式がばらばらです。実際に「三浦綾子」で見えてみると、漢字をハングル文字で読んだものと、「ミウラアヤコ」という日本の発音を韓国語で書いたもの、どちらを使うかは大学ごとに違います。さらに外国語大学の場合は日本のカナをそのまま使うとか、いろいろあります。合わないわけです。

それで、韓国では早めに標準典拠データを作って、代表表現などをいろいろ決める予定ですが、今私は代表表現を決めないほうがいい、いや、絶対決めてはだめという話を中央図書館のチームにしています。なぜかという、私の調査では、ドストエフスキーとが書いた本の翻訳で、その名前を韓国語で書いて出版した本について名前の数を数えたところ、12 種類ありました。表記が 12 種類にわたるということです。それを一つの表現を選択するとして、どれを選択するのか。全部を一つの組にしておいて、その中から機関ごとに勝手に選択して使うようにして、それを検索するときは典拠データを見て全体を把握する。システムの側で解決しなければ大変なことになります。

私は簡単なデモシステムを作って見せました。それは何かというと、この典拠データを見るとき、ある概念に対して何種類かの表記があった場合、その中の一つで検索すると、検索した文字列がいつも最初に来るようにする。自分が検索した文字列が最初に来るのでそれが「代表表現」だということができる。だから、一つ一つを代表表現にできるようにシステムを作らなければ、後で大変なことになるという話をしています。最後の決定をするのは中央図書館なので、どうなるかわかりません。しかし代表表現はやらないほうがいいと、私は確信しています。

資料に KORMARC の標目部と記述部を挙げています。今の慣用的な規則では、上の標目部に該当しているデータは全部、典拠制御をしなければならないと思います。実際大変ですから、必ずしも表現の制御をしないというのが必要です。

1993 年の典拠制御用 KORMARC の報告書、これが今の典拠の形式のもとになっています。この中で国際標準典拠データ番号の話があり、私はこれは重要だと思います。国際標準典拠データ番号を作って、書誌データの標目に入れるのが重要だと思います。韓国語で生産しているものは韓国でつけて、日本のものは日本でつけて、アメリカのものはアメリカでつけて、分担目録と同じ形で最初につけたところがあればその番号を持ってくるようにする。今ある番号を使ってもいいし、新しい番号体系を使ってもいいし、何とかしないといけないという話です。

典拠制御用の MARC では、1XX が典拠形で、別に 4XX と 5XX がありますが、1XX を使わずに 4XX と 5XX を使うという提案をしています。今までの典拠形と異形を合わせて 4XX に全部入れて、それとシソーラスの RT のような「何々をも見よ」の参照は 5XX に全部入れて、簡単にしようという提案です。資料に例を示しました。山部赤人の、韓国語の発音もカナ表記も、要するに全部 4XX に入れて代表表現がないという形にすることです。

<おわりに>

パリ原則から今の国際目録原則に至る、この国際的な影響はもう受け入れるしかない。100%受け入れるのがいいと思います。久しぶりに目録の先生と話をいろいろしたのですが、今現在韓国では目録規則を改定する動きは全然ない。KCR3 から KCR4 までに 20 年かかっている、そこまでは行か

ないけれども次も最低 10 年以上になるのではないかと。

それから、国際的な論議がいろいろありますが、それを目録規則に早めに入る必要はそれほどない。できるだけ長くそれを規則には入れないで、システムの臨時に対処しておいて、世界的に全部が安定した後で改定をするのがいいのではないかという話をしています。しかし世界の流れはもう受け入れるしかなく、今、これを使って目録をする機関もいろいろとあります。

韓国では、FRBR だとか RDA に対しては、いま勉強中というのが正答だと思います。FRBR は典拠が大体終わったと思いますが、国際的な動きはまだ完全ではなく、現在様子を見ながら勉強中です。

最後になりますが、ISBD は韓国目録規則に影響をすごく与えたと思います。今、ISBD を全部統合してみて、その改定が定着する時点で KCR の改定が検討されると思います。

これは私の考えですが、目録規則と目録に対する概念は情報技術と深い関係があると思います。今、情報技術は先が見えないので、この技術がもっと上がると目録の思想や概念などが今まで考えていない方向に行くかもしれない。その可能性は大きい。今の情報技術を見ると大変なので、この後目録規則を改定するときは今の改定よりももっとすごい幅で新しい規則に変えていけるのではないかと思います。

私の話はこれで終わります。どうもありがとうございました。

司会 韓国もやはり中国と同じように、いや、中国よりもっとストレートに、アメリカのほうを向いていました。戦後アメリカから先生方が来て目録を教えるということから始まって、AACR を見てきたようではありますが、著者基本記入はとらない。中国も同じような話でしたが、韓国の昔の先生も基本記入だったら書名だと言う。実は日本も昔は書名基本記入ということを言われていました。どうも東アジアは日中韓すべて書名が好きで、アメリカの AACR2 を見ているはずなのに著者の基本記入はとらなくて、非基本記入で行っていて、みんな同じようなパターンが見える感じがします。

それから KCR の第 4 版は典拠規則の部分がないと。これはちょっとラジカルな判断で、それから韓国の典拠の考え方も「代表表現」という言い方を使っておられましたが、典拠形がない。同一人

物だという関係さえつけておけば、あとは処理できるという考え方になっている。日本はそこまで踏み込めるかどうかわかりません。中国のお話で、翻訳された書名はいろいろな形のタイトルがつくので、いわゆる統一タイトルはないというのと少し似た発想かもしれません。

あと、これは崔さんのお考えということで、そうだろうと思いますが、情報技術の変化が目録の考え方に相当大きな影響を与えるだろうということも言われたと思います。

皆さんから質問を受け付けたいと思います。

フロア 目録規則というのは韓国の図書館協会が維持編纂していますね。典拠関係の規則や、あるいは KORMARC、そういうものについてはどこが維持管理しているのでしょうか。

崔 標目に関した規則は今ありません。

フロア ないと言っても、先ほど韓国の中央図書館がその部分を引き受けざるを得なくなったという話がありました。それに関連して、そういった部分の何らかのマニュアル的なものでもいいですし、KORMARC のフォーマットがありますが、そういうものをどこがメンテナンスしているかということです。

崔 典拠フォーマットは KS になっています。それは中央図書館が中心です。その後、ソウル大学、梨花女子大学、延世大学の実際の典拠データを中央図書館に持って行って、今この 4 つの機関の典拠データが入っています。統合の作業をして、新しい形式に入れて、普及する義務がありますが、それは中央図書館の義務です。

フロア 先ほどの 1XX を使わずにすべて 4XX というのも、中央図書館の方針ですか。

崔 そうではありません。中央図書館で依頼した研究の結果です。中央図書館でフォーマットを研究してくださいとお金を出して、そこでこうするのがいいという報告を中央図書館にしました。だから最終的に決めるのは中央図書館です。でも世界の有名な先生たちが作ったものだから、大体採用できると思います。

フロア わかりました。ありがとうございます。

渡邊 典拠の話はわかりましたが、書誌レコードの 1XX、基本標目ですね、それは多くの図書館の目録ではもう使われてないということでしたが、KORMARC の実際のデータには今は入っているのでしょうか。

崔 最初は USMARC の系列だったので、確かに 1XX のメインエントリーが入りました。しかし 1XX が不要ないという話が出た後、中央図書館が先に立って KORMARC に 1XX は使っていません。

渡邊 それは中央図書館の主導ですね？

崔 はい。だからそれ以降は、中央図書館が作っている KORMARC の 1XX はありません。使っていません。

フロア 代表表現、典拠形ですね、これを作らないという発想はわかるんですが、いろんな本に同一人物が出てきますね。同じ人物かどうかという同定、確定はどうやってやるんですか。

崔 規則はありませんが、大体このようになっていくという話をします。ある人物がいて、同名異人の場合、最初の区別は、昔は、その人の専攻だとか職業でした。しかしそれはだめだということになり、生没年が第一になりました。それがわからない、あるいはそれでも同じ人がいれば、第2の区別は限定語で行います。ハングル文字だったら、漢字文字、日本語文字、英語文字がありますが、これは全体が異形で、一つの典拠レコードになるから、これと別なものが同じでなければいい。一般の用語でいえば同形異義語です。

今、韓国の典拠には、人名、地名、商品名、機関・団体名、作品名、さらに一般主題語も入っています。主題語まで典拠を作るので、総合典拠といいます。典拠は人名だけではないです。

フロア それが書誌レコードに入っているのではなくて、典拠レコードに入っているんですか。

崔 別です。

司会 確認ですが、主題と人名などは別ファイルではなく、同じファイルの中にあるんですか。

崔 一緒のファイルの中で、レコードだけが違います。

司会 主題の典拠ファイルでは優先語は決めていますか。

崔 今それが完全にできておらず、一応私の考えでこれだと思ったのが優先語になっています。

司会 主題の場合は優先語がある。それから人名の場合は優先人名というのがあるんですか。

崔 あります。

司会 それは代表形ではないんですね。優先人名と代表形は違うんですね。

崔 さっきの理論的な話で使いなさいというのは研究の結果です。今、中央図書館はまだ典拠デー

タを使っていません。一部を試験的に作って中央図書館にありますが、今は公式データではありません。公式データではないこのデータには、一応代表表現をつけてはいますが、それが人によって違う可能性があります。だから一応つけておいたというもので、これは試験のデータで、実際には使っていない。

司会 参考意見ですね。

フロア 代表表現をとらずに限定語方式で同一人物を特定していくならば、限定のルールもしっかりしておかないと、つい二つ同じような目的でしてしまったりはしませんか。

崔 全体の中で同じものがなければいいんです。

フロア システムがそれを特定していくこともできるんですか。似たようなものを二つ作って、それを後で調整していったりしないといけませんよね。

崔 そうですね。だから今入っているものの中には同じものがないとして、新しいものが一つ入った瞬間、同じものがあれば、両方を区分しなければならぬ。新しい一つだけではなくて、前にあるものも区分しなければなりません。

その区分の仕方に対していろいろありますが、名前がそんなに重要でない場合は、これを区分するときに ID をつけるとか、いろいろの工夫があります。これは大抵システム的な問題です。

韓国目録研究の動向

2011. 1. 8

崔錫斗 (漢城大学知識情報学部)

sdchoi1949@gmail.com

010-3755-2691

1. IFLA 目録分科の動向

🚩 FRBR(Functional requirements for bibliographic records) 最終版発刊(1998)

- group 1: 著作, 表現形, 具現形, 個別資料
- group 2: 第 1 groupの個体に対する責任をもつ個人, 団体, 家族(FRADによって追加)
- group 3: 著作の主題概念, 対象, 事件, 場所

🚩 FRAD(Functional requirements for authority data) 最終案発行(2009)

- 典拠データを対象にした概念モデル

🚩 FRSAD(Functional requirements for subject authority data)最終案発行(2010)

🚩 国際目録原則(ICP = International Cataloguing Principles)

- 国際目録規則に関するIFLA専門家会議(IME ICC = IFLA Meeting of Experts on an International Cataloguing Code)で2009年最終案を発表
- パリ原則(1961)の改定会議の性格をもつ
- 2003年から2007年まで5回にわたって大陸別に開催
- IFLAは目録原則の標準を制定. この標準を反映して目録規則を開発および維持するのは各国の責任

つぎのページはパリ原則と国際目録原則に対する概略的内容である.

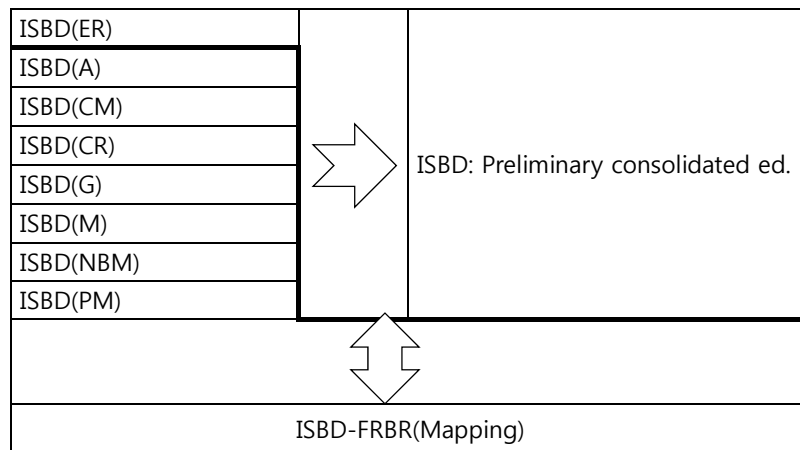
1. IFLA 目録分科の動向 - ICP

PP(パリ原則)-1961 特徴	ICP(国際目録原則)-2009 特徴
目録に対する基本原則と記述部を除外した標目の選定と形式に関する国際的合議	目録の最上の原則: 利用者の便宜性
目録の機能: 資料の識別と集中	- パリ原則を代替する目録の基本原則 - すべての種類の資料 - 記述部 - 接近点「Access Point」(標目の選定, 形式, 書誌/典拠レコードのすべての接近点)
- 著者名基本著録方式 - 基本標目選定: 個人名, 団体名, 表題 - 副出標目選定 - 個人名標目, 団体名標目の形式 主題名標目は除外	- 目録の基礎 - 国際的な目録作成の伝統に基礎 - FRBR, FRAD(以前初案: FRAR), FRSAD(Functional Requirements for Subject Authority Data. 2010)

1. IFLA 目録分科の動向 - ICP

PP(パリ原則) 1961	ICP(国際目録原則) 2009
- 範囲 - 機能 - 目録の構造 - 著録の種類 - 複数著録の使用 - 著録の類型別機能 - 統一標目の選定 - 個人著者 - 団体の下の著録 - 複数の著者 - 表題の下に著録が作成される著作 - 個人名からの標目	- 適用範囲 - 目録規則開発のガイドライン - 書誌レコードと典拠レコード - 図書館目録の以上のこと - すべての種類の資源を対象
	- 個体, 属性, 関係 - 個体: 個人, 家族, 団体, 著作, 表現形, 具現形, 個別資料, 概念, 対象, 事件, 場所 - 属性: 個体を識別する. 書誌レコードと典拠レコードのデータ要素 - 関係: 書誌的に重要な関係
	- 目録の目的と機能 - 探索, 識別, 選定, 入手または確保, 航海
	書誌記述
	- 接近点 (access point) - 制御された接近点, 制御されていない接近点 - 接近点の選定, 典拠形接近点, 異形
	- 探索能力の基盤 - 必修接近点, 副次的接近点

1. IFLA 目録分科の動向 – ISBD



1. IFLA 目録分科の動向 – ISBD Preliminary consolidated ed.

Area	内 容
0	資料類型表示(GMD) Content: 収録媒体形式を記述
1	表題および責任表示事項
2	版事項
3	資源類型別特性事項
4	発行事項
5	形態事項
6	叢書事項
7	註記事項
8	資源識別記号および入手条件事項

- GMDを 第0事項に配定して既存の規則を変更して適用した.

1. IFLA 目録分科の動向 – ISBD–FRBR(Mapping)

Mapping ISBD Elements to FRBR Entity Attributes and Relationships

ISBD Area	ISBD Element	FRBR Entity	FRBR Attribute/Relationship
1. Title and statement of responsibility area	1.1 Title proper	3.2.3 Manifestation	4.4.1 Title of the manifestation ¹
	1.2 General material designation	3.2.1 Work 3.2.2 Expression 3.2.3 Manifestation	[Category of work] ² 4.3.2 Form of expression ³ [Category of carrier or medium] ⁴
	1.3 Parallel title	3.2.3 Manifestation	4.4.1 Title of the manifestation ⁵
	1.4 Other title information	See note 6	
	1.5 Statements of responsibility	3.2.3 Manifestation	4.4.2 Statement of responsibility ⁷
	First statement	3.2.3 Manifestation	4.4.2 Statement of responsibility ⁸
	Subsequent statement	3.2.3 Manifestation	4.4.2 Statement of responsibility ⁹
	2.1 Edition statement	3.2.3 Manifestation	4.4.3 Edition/issue designation ¹⁰
	2.2 Parallel edition statement	3.2.3 Manifestation	4.4.3 Edition/issue designation ¹¹
	2.3 Statements of responsibility relating to the edition	3.2.3 Manifestation	4.4.2 Statement of responsibility ¹²
2. Edition area	First statement	3.2.3 Manifestation	4.4.2 Statement of responsibility ¹³
	Subsequent statement	3.2.3 Manifestation	4.4.2 Statement of responsibility ¹⁴
	2.4 Additional edition statement	3.2.3 Manifestation	4.4.3 Edition/issue designation ¹⁵
	2.5 Statements of responsibility following an additional edition statement	3.2.3 Manifestation	4.4.2 Statement of responsibility ¹⁶
	First statement	3.2.3 Manifestation	4.4.2 Statement of responsibility ¹⁷
	Subsequent statement	3.2.3 Manifestation	4.4.2 Statement of responsibility ¹⁸
	3.1 Statement of scale	3.2.2 Expression	4.3.18 Scale
	3.2 Statement of projection	3.2.2 Expression	4.3.19 Projection
	3.3 Statement of coordinates	3.2.1 Work	4.2.11 Coordinates
	3.4 Statement of equinox	3.2.1 Work	4.2.12 Equinox
3. Material (or type of resource) specific area	Numbering area (CR)		
	3.1 Numbering	3.2.3 Manifestation	4.4.23 Numbering

2. 英米目録界の動向 – RDA

✚ 英米目録規則(AACR)を管理する委員会は前述したようなIFLAの影響の下でより国際的な目録規則の開発の必要性を認識した。

✚ Joint Steering Committee for Revision of AACR(AACR2 改定合同委員会)は 2002年以後 AACR2の全面的な改定活動を始める。名称もAACR3 代わりに RDA(Resource Description and Access)という名称を使う。2007年には委員会の名前もJoint Steering Committee for Development of RDA(RDA 開発合同委員会)に変えた。

✚ 改定の目標

- デジタル世界のために設計した資源記述と接近の新しい標準
- すべての種類の資源に対応可能な標準。図書館以外のコミュニティでも使える
- 広範囲の相互運用性(interoperability)確保

✚ 2006年初案発表予定であったが発表が延びた

✚ 2007年初案を公開して意見を集める

✚ 2008年最終初案を公開

✚ 2009年1-2月再び初案を公開して意見を集める

2. 英米目録界の動向 – RDA 特徴

RDAの特徴

- FRBRとFRADを反映した体系.
- 書誌レコード作成基準は具現形を基準にした. 表現形を基礎にすることも検討したが採択しなかった.
- 「資料類型区分(図書, 地図など)」を基礎にした構成ではなく, データ要素別構成に変更した. 例えば責任表示の下にすべての資料類型に対する規則を列挙する.
- 資料区分を内容側面と物理的側面に区分して記述する.
- 典拠制御, 典拠レコードの使用を明示した.

2007年初案は2部14章であったが, 2008年再構成した初案はFRBR概念を反映するために10の Session, 37のsectionであった.

- Session 0では1-10sessionにわたる総合的内容を扱う.
- Session 1-4ではFRBRとFRADに定義された固体と属性に該当する要素を扱う.
- Session 5-10ではFRBRとFRADに定義された関係に該当する要素を扱った.

2. 英米目録界の動向 – AACR2と RDA 構造比較

AACR2	RDA
Description 1章 記述の一般規則 2章 本, pamphlet, 印刷シート 3章 地図資料 4章 筆写資料 5章 音楽 6章 sound recordings	Attributes 第1部: 具現形と個別資料の属性記録 1章 一般指針 2章 具現形と個別資料の識別(表題, 責任表示, 版事項など) 3章 収録媒体(Carrier)の記述 4章 入手と接近情報の提供
7章 映画とvideo recordings 8章 graphic資料 9章 電子資源 10章 3次元資料 11章 microforms 12章 継続資料	Attributes 第2部: 著作と表現形の属性記録 5章 一般指針 6章 著作と表現形の識別 7章 内容(content)の記述 第3部(8-11章) 個人, 家族, 団体の属性記録 第4部(12-16章) 概念, 対象, 事件, 場所の属性記録
Headings, uniform title, references 21章 接近点選定 22章 個人標目 23章 地域名 24章 団体標目 25章 統一標目 26章 参照	relationships 第5部(17章) 著作, 表現形, 具現形, 個別資料間の優先関係記録 第6部(18-22章) 資源と関係ある個人, 家族, 団体間の関係記録 第7部(23章) 著作の主題関係記録 第8部(24-28章) 著作, 表現形, 具現形, 個別資料間の関係記録 第9部(29-32章) 個人, 家族, 団体間の関係記録 第10部(33-37章) 概念, 対象, 事件, 場所間の関係記録

2. 英米目録界の動向 – AACR2と RDA用語

- FRBR, FRAD 属性 = RDA 要素
- Work, expression, manifestation, item

AACR2	RDA
heading	authorized access point
author/director/producer/writer/compiler	creator
main entry	preferred title + authorized access point for creator if appropriate
uniform title	preferred title for a work
added entry	access point
physical description	carrier description
controlled heading	preferred access point
see reference	variant access point
see also reference	authorized access point for related entity
chief source	preferred sources

2. 英米目録界の動向 – AACR2とRDA 記述水準

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ▪ AACR2 記述水準 <ul style="list-style-type: none"> – 1, 2, 3次水準 ▪ Minimal Level (1次水準) <ul style="list-style-type: none"> • 本表題 • 責任表示 • 版事項 • 資料特性事項 • 最初の出版社 • 出版日 • 註記 • 標準番号 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ RDA : 核心要素とその他要素 ◎ RDA core elements <ul style="list-style-type: none"> ▪ title proper ▪ first statement of responsibility ▪ designation of edition ▪ designation of a named revision of an edition ▪ numbering of serials ▪ scale of cartographic content ▪ first place of publication ▪ first publisher's name ▪ date of publication ▪ title proper of series/subseries ▪ numbering within series/subseries ▪ identifier for the manifestation ▪ carrier type ▪ extent |
|---|--|

2. 英米目録界の動向 – AACR2と RDA

刊行形態

AACR2	RDA
Monograph	Single unit • a single-volume monograph • PDF file mounted on the Web
multipart monograph	multipart monograph – two or more parts that is complete or intended to be completed within a finite number of parts
serials	serials
integrating resources	integrating resources • loose-leaf manual • Web site

情報源

AACR2	RDA
責任表示は表題面で採択し、他の情報源で採択した場合は括弧を使う	情報源が拡大された。責任表示を資源自体で採択しなかった場合のみ括弧を使う

3. 韓国目録の動向 – 韓国目録規則の歴史

- 東西編目規則 (1948. 朴奉石 編)
 - 朝鮮東書編目規則 – 1954年改題
 - 書名基本記入(著録) を基本にした韓国最初の目録規則
- 韓銀図書館編目法(韓国銀行図書館編目法) (1954)
 - 著者基本記入(著録)を規定した最初の目録規則
 - 標目の選定と形式を重要なことにする
- 韓国目録規則(韓国図書館協会, 1964) – 1, 2版
 - 最初の標準目録規則としての位置づけ
 - 英米目録規則の著者基本記入(著録) に準拠
 - 標目の選定, 標目の形式, 記述目録規則が内容
 - 1966年修正版(KCR2)(メインフレームは大きな変化なし)
- 韓国目録規則(3版. 1983, 韓国図書館協会)
 - 国際標準書誌記述法に準拠して書誌記述を標準化
 - 記述単位目録を受容することで標目と記述の独立. 記述だけで完全な著録になる

3. 韓国目録の動向 - 韓国目録規則の歴史

■ 韓国目録規則(4版, 韓国図書館協会, 2003)

- 3版と同じく標目(基本標目/副出標目/統一標目)規定を除外
(暗黙的に典拠で処理するようにした) - 接近点(access point)の同等性を反映
- 3版では単行本に限っていたがすべての形態の資料を含む包括規則として各々
制定(ただし, 画像資料と映像資料を統合した規則)
- 使用用語の変更(例: 書名著者事項を表題と責任表示事項に, 標目を接近点に, 挿図
を挿画に, 彩色を天然色になど)
- 責任表示には著者数に対する制限規定を緩和(例示1参照)
- 責任表示の著者の記述に変化(例示2参照)
- 対等表題(parallel title)のカテゴリを修正(原表題を対等表題から除外した)(例示3参照)
- 情報探記の優先順位(一般, 事項別)に表紙を追加
- 本表題の縮約不可(省略の符号を使用して縮約できるという規定を変更)

3. 韓国目録の動向 - 韓国目録規則の歴史

例示1) 責任表示の著者の数

メタデータの理解 / 崔錫斗 [外]著

.....

共著者:金泰樹, 鄭瑛美, 金式謙, 文聖彬



メタデータの理解 / 崔錫斗, 金泰樹,
鄭瑛美, 金式謙, 文聖彬 [共]著

.....

.....

例示2) 責任表示の記述変更(責任表示を必修に-KORMARCと一致)

ママと先生に: 洪雄善 教育エッセイ. -
ソウル:

.....

.....

.....



ママと先生に: 洪雄善 教育エッセイ /
洪雄善. - ソウル:

.....

.....

.....

3. 韓国目録の動向 - 韓国目録規則の歴史

例示3) 原表題と対等表題(parallel title)

연금술사 : 파울로 코엘료 장편소설
= O Alquimista / 파울로 코엘료 지음 ; 최수정 옮김. - 파주 : 문학동네, 2004

.....
.....

245 \$a 연금술사 : \$b 파울로 코엘료 장편소설 = \$x O Alquimista / \$d 파울로 코엘료 지음 ; \$e 최수정 옮김.
260 \$a 파주 : \$b 문학동네, \$c 2004

.....
.....



연금술사 : 파울로 코엘료 장편소설 / 파울로 코엘료 지음 ; 최수정 옮김. - 파주 : 문학동네, 2004

原表題: O Alquimista

.....

245 \$a 연금술사 : \$b 파울로 코엘료 장편소설 / \$d 파울로 코엘료 지음 ; \$e 최수정 옮김.
24619\$a O Alquimista
260 \$a 파주 : \$b 문학동네, \$c 2004

.....
.....

3. 韓国目録の動向 - 韓国目録規則(KCR)の現在

■ 第4版を発行

■ 메인프레임ではISBDの記述法をそのまま準用した記述部規則である

■ 接近点(Access Point)に関する規定は除外している Access point 規定を典拠(Authority)規則に委任している

3. 韓国目録の動向 – 韓国目録規則(KCR)の内容

- 第0章 総則
- 第1章 記述総則
- 第2章 単行本
- 第3章 地図資料
- 第4章 古書と古文書
- 第5章 楽譜
- 第6章 録音資料
- 第7章 画像および映像資料
- 第8章 電子資料
- 第9章 立体資料
- 第10章 マイクロ資料
- 第11章 連続刊行物
- 第12章 点字資料

3. 韓国目録の動向 – KORMARC

✚ KORMARCはUSMARC Formatを基礎として資料形態別に制定した。初期に制定された標準KORMARCの種類は次のとおりである。

📖 Bibliographic Format

1. 単行本用KORMARC(KS X 6006-2. 1993)
2. 連続刊行物用KORMARC(KS X 6006-1. 1995)
3. 非図書資料用KORMARC(KS X 6006-3. 1996)
4. 古書用KORMARC(KS X 6006-6. 2000)

📖 Format for Authority control

- 典拠制御用KORMARC(KS X 6006-4. 1999)

📖 Format for Holdings

- 所蔵情報用KORMARC(KS X 6006-5. 1999)

✚ 既存の書誌用KORMARCをMARC21基盤にして改定した。

- KORMARC-統合書誌用(KSX 6006-0. 2005)

3. 韓国目録の動向 – KORMARC

🌐 KORMARCの制定初期から問題になった部分は基本標目(Main Entry)であったが基本標目が必要ないことには意見が一致した。しかし、国家標準として制定する以前の国家書誌がUSMARC形式で作られていたので標準形式の基本標目(Tag 1XX)を削除するのは問題があるという意見を反映してそのままおいていたが、その適用を図書館ごとに決定できるように“必修(Mandatory)”から“該当時必修(Mandatory if applicable)”に変えた。

🌐 この影響で大部分の韓国の図書館ではKORMARC目録を作成する時、基本標目(TAG 1XX)を除外するのが一般的である。すなわち、標目の同等性を反映してすべてTAG 7XX(副出標目)に記述している。

3. 韓国目録の動向 – 典拠

	機関	形式	例示
韓国人名	国立中央図書館	ハングル表記	이문열
	ソウル大学校		
	延世大学校		
	梨花女子大学校		
日本人名	国立中央図書館	日本音のハングル表記	미우라 아야코
	ソウル大学校	ローマ字表記	Miura, Ayako
	延世大学校	韓国音のハングル表記	삼포능자
	梨花女子大学校		
中国人名	国立中央図書館	中国音のハングル表記	덩샤오핑(辛亥革命(1911)以前はハングル音で表記)
	ソウル大学校	ローマ字表記	Mao, Zedong
	延世大学校	韓国音のハングル表記	모택동
	梨花女子大学校		
西洋人名	国立中央図書館	ローマ字表記	Shakespeare, William
	ソウル大学校		
	延世大学校		
	梨花女子大学校		

3. 韓国目録の動向 - 典拠

	ソウル大	延世大	梨花女大
韓国人名	이문열,\$d1948-	이문열\$h李文烈	이문열\$q李文烈,\$d1948-
	李文烈,\$d1948- Yi, Mun-yol,\$d1948- Lee, Mun-yol,\$d 1948-	Yi, Mun-yol,\$d1948-	Yi, Munyol Lee, Mun yol
日本人名	Miura, Ayako,\$d1922-	삼포능자\$h三浦綾子	삼포능자\$q三浦綾子,\$d1922-1999
	三浦綾子,\$d1922- 삼포능자,\$d1922- 삼포릉자,\$d1922- 미우라, 아야꼬,\$d1922- 미우라, 아야코,\$d1922- 미후라, 아야꼬,\$d1922- San-p'u, Ling-tzu,\$d1922-	Miura, Ayako 삼포릉자 미우라, 아야꼬 미우라, 아야코 ミウラ,アヤコ	Miura, Ayako 미우라 아야코 미우라 아야꼬
中国人名	Mao, Zedong,\$d1893-1976	모택동\$h毛澤東	모택동\$q毛澤東,\$d1893-1976
	Mao, Tse-tung, \$d1893-1976 毛澤東,\$d1893-1976 모택동,\$d1893-1976 마오쩌둥,\$d1893-1976 마오쩌둥,\$d1893-1976	Mao, Ze-dong Mao, Tse-tung, \$d1893-1976 마오쩌둥 마오쩌둥	Mao, Zedong Mao, Tse-tung 마오저둥 마오쩌둥

3. 韓国目録の動向 - 典拠

KORMARC書誌データ形式の記述部と標目部

🚩 標目部

- 1XX(基本標目) 240(統一表題)
- 440(叢書事項一副出標目一表題)
- 6XX(主題名副出標目)
- 7XX(副出標目) 80X-830(叢書副出標目)

🚩 記述部

- 0XX(制御フィールド) 245(表題と責任表示事項)
- 250(版事項) 260(発行、配布)
- 300(形態事項) 5XX(注記事項)

3. 韓国目録の動向 - 典拠

典拠形式の基本形(典拠形)に対する規定を補完する必要がある

🚩 標目の種類

🚩 代表表現(典拠形)形式と選定

🚩 統一形式(Format)の決定

🚩 相互参照の作成範囲

🚩 同名異人の扱い

3. 韓国目録の動向 - 典拠

🚩 尹龜鎭 外. 1993. 典拠制御用KORMARC形式の開発に対する研究. 国立中央図書館. (報告書)

🚩 崔錫斗. 1993. 無典拠システムに関する研究. 「韓国文献情報学会誌」, 25: 233-264. (論文)

> この報告書が現在形式のもと

> 論文での「無典拠」とは「代表表現」を選定しないという意味

目録利用者の言語習慣が反映出来ない

国際的次元の典拠レコードの交換と共有が難しい

費用と時間がかかる

> Heading → Access Point

> 「代表表現」が必要な時は異形中の一つを使う

自館の典拠形式を許す

> 国際標準典拠データ番号

ISADN(1984) → VIAF(2001) → ?

3. 韓国目録の動向 - 典拠

✚ 現在の韓国目録規則(KCR4)には標目に関する規定がない. 基本標目に関する規定だけでなく副出標目に関する規定も除外してある.

✚ これは前述したように典拠的観点から解決しなければならない問題として見ているからである.

✚ 韓国の状況はKCR3版以後の初期には大部分基本標目の無用論に対することが論議の中心であったのが, 現在は典拠形の必要性の問題まで拡大している.

✚ [KORMARC : Authority(1999)]はTAG 1XXに典拠形を, TAG 4XXにその異形を記述するように設計された. しかし, 1XXを反映するしないに対する問題は意見が紛々している.

✚ 典拠形の選択規則を制定してもこの規定による典拠形の選択に一貫性を保つことが不可能であり, 逆に一貫性を保つ規則を制定することも不可能である(金泰樹, 目録の理解. ソウル : 韓国図書館協会, 2008).

3. 韓国目録の動向 - 典拠

✚ 最近 国立中央図書館の報告書 [国立中央図書館典拠レコード標目の構造と基準に関する研究. 金泰樹 外. 2009]では典拠KORMARCのTAG 1XX(典拠形)を使わない方式, すなわち, すべての異形はTAG 4XXに記述する方式を提案している.

例:

4001 ▼a백낙준, ▼h白樂濬
4000 ▼aGeorge Paik, ▼2국립국어원 로마자표기법

4001 ▼a장제스, ▼2중국식 한자음
4001 ▼a장개석=▼h蔣介石, ▼2한국식 한자음
4001 ▼aChiang, Kai-shek, ▼2번자표기(적용 번자 체계 표기가능)

4001 ▼a야마베 아카히토, ▼2일본식 한자음
4001 ▼a야마베 아카히토
4001 ▼a산부적인=▼h山部赤人, ▼2한국식 한자음
4001 ▼aYamabe Akahito, ▼2번자표기(적용 번자 체계 표기가능)

4. おわりに

原則	Paris Principle	ICP 2009
規則	AACR AACR2	RDA ISBD 2010
encoding	카드목록 MARC	MARC Dublin Core

29

4 おわりに

✚ 現在 韓国目録規則(KCR4)の管理および維持は韓国図書館協会の目録委員会が、国際的動向の把握および書誌標準(FRBR, FRAD, FRSAD, RDA)などの研究、国際的活動は国立中央図書館の図書館研究所が担当している。

✚ 韓国は、目録と関連がある国際的な内容を反映する韓国目録規則の改定を具体的に準備していないし、FRBR, FRAD, FRSAD, RDAなどに対して概念的に把握している程度である。

✚ 私見としてはISBD RULEがこれらを反映して改定して定着する時点に韓国目録規則 (KCR)の改定が検討されると予想する。目録規則と目録に対する概念は情報技術と関係が深い。S ICP, ISBD, RDAなどの改定方向と情報技術の進展はいまから目録規則のおおきな改定を呼び起こすだろう。

「日本における目録法の動向」

帝塚山学院大学 渡邊隆弘氏

田窪 続いて、日本の事情に関する発表を、渡邊さんをお願いします。

渡邊（帝塚山学院大学）

本日は李さんと崔さんのご発表、大変貴重なお話をありがとうございました。私は3番目の発表ですが、今日のメインはやはり中国と韓国のお話で、私の話はそれとの比較材料として、したがって時間も少し短めでお話いたします。

我々の使っております目録規則は日本目録規則1987年版で、さきほどKCR4が出るまで20年というお話でしたが、もっと長く使っています。それでも最近になって、2010年の9月に日本図書館協会の目録委員会から改訂方針が出て、抜本的な見直しをしていこうということになっています。私もこの目録委員会のメンバーですが、今日は個人の立場でお話をします。

内容としては、最初にNCRの歴史と現状という話をして、それから日本において目録がどのように作られているのかという話を簡単にいたします。それからFRBRに始まる新しい目録法の潮流に対して日本がどう研究しているのか、対応しているのかという紹介をします。最後に次期規則改訂の話ということになります。

1. 「日本目録規則」の歴史と現状

現状のほうから入りますと、日本の皆さんはもう先刻ご承知ですが、日本目録規則1987年版には何回か中小規模の改訂があつて、改訂3版が今の最新版です。445ページあつて、記述の部と標目の部と排列の部に分かれています。

記述の部は多少順番が違ったりしますが、ほかの規則とそう変わらないものです。標目の部が全6章、さらに排列の部があつて、付録があつてということですが、ページ数を見ていただきますと、記述の部が300ページ、標目の部が40ページということで、標目のほうは割合に簡略で、記述の部分に多くのページ数が割かれている、そういう状態の規則です。

歴史を振り返っていきますと、日本における標準目録規則ということになると、1893年、明治時代に『和漢図書目録編纂規則』が最初に上がってきます。その後幾つかのものがあつて、今のNCRに直接つながるものとしては、1943年に日本目録規

則1942年版（42年に決定した版が43年に出てくるということでややこしいのですが）というものが、当時大阪にありました青年図書館員連盟によって作られています。

その後、戦後になって日本図書館協会に引き取られ、1952年版、1965年版、それから1977年の「新版予備版」、そして1987年版と、大体10年ちょっとぐらいで改訂しています。従って1987年から現在に至るところが一番長いことになります。

初期のころの規則は書名基本記入の方式をとっていましたが、次第に著者基本記入の方式へ移行していきます。NCRの1942年版、52版はともに著者基本記入の規則でした。

その次が1965年版ですが、これはちょっと特別な版で、国際的な標準化への対応ということで、1961年のパリ原則を受けた版です。52年版は和漢書だけを対象としていたのが、65年版は和書も洋書も対象にできる、そして比較的詳細な規則を作ろうということで、今のよりはだいぶ小ぶりですが、250ページほど規則を作りました。パリ原則になるべく忠実にということで、著者基本記入方式をとってありまして、目次を見ると、最初の1章から10章までは基本記入標目と副出標目をどうするかという標目のところなんです。11章からが記述で、最後に排列があります。この規則は付録が多くて、本体は140ページほどですが、標目が90ページ、記述が40ページ、排列が10ページ、大体そういう感じになっています。

この1965年版はそれなりに完成度の高い規則でしたが、その後すぐにかなり強い批判にさらされるようになってきます。それには二つの理由がありました。一つは、1950年代から基本記入方式の是非をめぐる議論が日本では起こっています。基本記入と副出記入の別は要らないのではないかという、「等価標目」と呼んだり、それから「記述独立」と呼んだりする方式の主張です。中国と韓国のご発表の中でもそれに似た表現が出てきましたが、記述独立のほうの方が日本でもよく使われる表現だと思います。こちらのほうがいいのではないかという議論が続いていったわけです。それからもう一つ、1960年代というのは日本では公共図書館サービスが非常に発展していく時期でありまして、そのときに直接サービスに力を入れていくん

だということで、限られた資源の中で目録は簡略化していいのではないかという主張がかなりなされました。当時はネットワークもありませんから、小さい図書館でも自前で目録を作っているわけで、小さい図書館でどんどん貸し出しをしていくのに、こんな規則にのっとって基本記入標目を決めたりしなければいけないのかというような議論は当然出てくるわけです。そういったことでいろいろな議論がありまして、その後、65年版からは転換して、次が1977年版、記述独立方式の規則へと移行していきます。

77年版というのは非常に小ぶりの規則でありまして、ここでは洋書はもうやめてしまって、和書だけを対象とした、比較的簡略な規則です。記述独立方式をNCRとしては初めて採用しました。記述中心のカードができて、それをコピーして標目をつけていくという間隔から、「記述ユニットカード方式」と呼んでいます。これは本当に簡略でいいということでもなくて、本版を作る前の「予備版」を作ったということでもあります、ここで大きな転換が図られました。

その後1987年版ですが、ここで「予備版」から本版を作るのに10年かかってしまいました。これは、情報環境が変化してコンピュータ化が進んだ中で、予備版を補強してというところからちょっと外れて大幅な改訂になったということがあります。

資料に、1987年版の特徴を5つほど挙げています。一つは、記述独立方式が継承されています。87年版ではカードという言葉がなくなって、「記述ユニット方式」という言い方をしています。この87年版の序説を見ますと、基本記入標目はなくてもいいとかないほうが効率的だとかいうようなことだけではなくて、多様な検索を可能とする機械可読の目録により一層適した方式だという、より積極的な意味づけもされて、記述独立方式が。次に、この版でISBD区切り記号が導入されました。3つ目は、多様な資料への対応です。新版予備版は最初できたときは図書と逐次刊行物しかありません。その後非図書資料の部分が後からできていくんですけども、それを現在の13章といいますか、記述総則があって、あと2章から12章まで資料種別ごとの章がある、そういう形にしたということです。4つ目はここでまた洋書も扱える目録規則ということで、特に書誌記述の部分は比較的详细な規則になったということです。

そして87年版の5つめの特徴が、書誌階層、書誌単位という、これは、AACRなどにもない、日本

のNCR独特の考え方を導入したことです。ここまでのご発表の中でも、セットものの図書などはどうやって目録をとるのか、どういう単位でとるのかという話が出てきました。NCRの考え方は、記述対象資料に複数の書誌単位から成る階層構造を見出すということで、『岩波講座世界歴史』という29巻のセットものがある、そのうちの1巻に「遭遇と発見」というタイトルがついていて、さらにその中に「東アジアからの地理的世界認識」という著作（論文）が入っている場合、それぞれに固有のタイトルがあり、そういう単位がそれぞれ書誌単位であるということで、書誌単位というのは重層的にとらえられる。「遭遇と発見」のところが一番基礎的なものだろうということで「基礎書誌単位」、単行資料の場合はこれを「単行書誌単位」と呼んでいます。さらにその上が「集合書誌単位」、それから内容著作に当たるものは「構成書誌単位」という名前をつけて把握していきます。重層的に把握した後、基本的には基礎書誌単位を中心とした記述をするということで、この場合には「遭遇と発見」が本タイトルになった記述ができ、集合書誌単位の情報シリーズに関するエリアに書かれ、構成書誌単位の中にどういう著作があるかというのは注記の内容著作として書かれる。

ほかのやり方も考えられるだろうということで、せつかく重層的にとらえたのだから書誌単位ごとに独立した記述という道もあり、大学図書館で使っている書誌ユーティリティ（NACSIS-CAT）ではそういった形をとっています。「遭遇と発見」という1冊分のレコードと、29冊分の「岩波講座世界歴史」のレコードを作って、相互にリンクづけるやり方です。この書誌階層は、19NCRの87年版で導入された大きな特徴です。

その後、部分的な改訂を3回やっております。94年の改訂版では、未刊の章が三つあったのを完成させました。2001年の改訂2版では、ISBD（ER）に準拠して「コンピュータファイル」の章を「電子資料」という名前に全面改訂しました。2006年の改訂3版では、ISBD（CR）に準拠して「逐次刊行物」の章を「継続資料」という形で全面改訂しました。なお、ERとCRのRは「リソース」ですが、規則上は「資源」ではなく、この段階ではまだ「資料」と訳しています。改訂3版ではもう一つ和漢図書、古籍に関する規定を整備して、「図書」の章、「書写資料」の章にその関係の規定の増強を行ったということもやっています。

この2006年版（改定3版）が出て5年ぐらいで今に至る、というのがNCRの展開です。

2. 日本における目録作成の現状

次に目録がどのように作られているのかという話です。大ざっぱに言うと、国立図書館（国立国会図書館）、公共図書館、大学図書館と、それぞれに様相が異なります。国立図書館はもちろん「日本全国書誌」を作っています、公共図書館では「民間 MARC」があり、そのデータを購入しているのが中心です。大学図書館は専ら大学図書館の世界で書誌ユーティリティを作っています。これら三者がばらばらに動いているのが日本の書誌コントロールの大きな問題の一つです。

順番に参りますと、まず国会図書館では「日本全国書誌」をもう60年以上作っています。2007年の途中からはWeb版のみとなり、冊子体の「全国書誌」は出なくなりました。1981年からはJAPAN/MARCデータも頒布しています。このJAPAN/MARCはIFLAのUNIMARCに準拠したフォーマットになっています。

このように「全国書誌」が毎週配布されていますが、大きな問題はまず「タイムラグ」です。日本にはCIPの制度が今に至るもありませんので、結局国会図書館に納本があってからデータを作っているということになり、作成が遅く、タイムラグの問題がずっと昔から積年の課題です。新刊をすぐに買って並べる公共図書館では実質上使えないのが大きな問題です。

それからMARCフォーマットはIFLAのUNIMARCが標準ですが、いま崔先生のお話の中でもありましたが、デファクトスタンダードがUSMARCからMARC21にという世界的な状況になっている中で、フォーマットが特異だということもあり、こちらは2012年からMARC21にフォーマットを変えることが表明されています。これが国立国会図書館の状況です。

公共図書館はJAPAN/MARCが使いづらいので「民間 MARC」というものを使っています。図書館流通センターなど幾つかの会社があって、民間企業が書誌データや典拠データを自分で作って、当然ながら有料で提供している、そういうサービスを使っています。書誌データには違いありませんが、この中には目録規則を超えるようなデータも入っています。例えば内容紹介とか著者紹介などがあって、日本の公共図書館のOPACでは目録規則にあるエレメントに加えてこの内容紹介が出てきたり、著者紹介が出てきたり、ここからも検索ができた

りする、そういうシステムは珍しくない状況にあります。ただあくまで、内容紹介や、あるいは典拠データというようなものも有料ですので、図書館によってはお金がないから買えない、基本的な書誌データしか買えないという状態もあります。

いずれにしても、目録の業務はできたデータを買ってくるのが中心になっているのでアウトソーシングされていて、自前で作っているのは地域資料などのような限定された資料のみという状態です。

大学図書館はまた独自の道を歩んでいて、国立情報学研究所のNACSIS-CATという書誌ユーティリティがもう四半世紀ぐらいの歴史を持っています。国営・官営の書誌ユーティリティがあるという形で、全国の大学の大多数が参加して共同分担目録を作っています。大ざっぱな数では1000万の書誌レコード、1億1000万の所蔵レコード、150万の典拠レコードがある、こういうシステムができています。共同分担によって、同じ本の書誌レコードは一回作ればいいということで効率化している側面と、自然と総合目録データベースができていますのでILL（Inter Library Loan）に活用できるという側面があります。実際にはこういう大きな書誌ユーティリティを運営していく上ではいろいろな問題もありますが、こういう形で25年間やっています。

書誌データという点からいくと、このNACSIS-CATのシステムでは、各種のMARCを「参照MARC」として利用しています。システムの中に、JAPAN/MARC、先ほどの民間MARCであるTRC-MARC、それから各国のMARC、中国、韓国のものも入っています。ただ、システム上、これはコピーカタログギングのもととして入力軽減に利用されているだけで、いったんできてしまうと元のMARCレコードとの同期はかなり怪しくなっていて、そんなに連携がよくありません。従ってJAPAN/MARCやTRC-MARCを使っているといっても、やはりばらばらに作っているという感覚が強い。

以上のような状況ですが、目録規則という立場から見ると、国会図書館の全国書誌（JAPAN/MARC）、公共図書館の民間MARCはNCR1987年版を適用していますが、先ほどの書誌階層の考え方は必ずしも徹底しているとは言えません。例えばNCRの書誌階層の考え方では、上下2巻に分かれている本は上と下でそれぞれ固有のタイトルがついているわけではないので、上下2巻で単行書誌単位（基礎書誌単位）という考え方

をします。しかし公共図書館などのデータでは、多くの場合ばらばらにできています。

大学図書館の NACSIS-CAT では、NCR は洋書にも適用できますが適用されておらず、和資料は NCR を使い、洋資料は AACR2 でデータ作成しなさいというルールになっています。ただ、AACR2 を使うといっても基本記入方式を採用しているわけではないので、準拠と本当に言えるかどうかは微妙ですが、そういった格好をとっています。

そうすると、公共図書館にはもともと洋書は少ないわけですから、NCR での洋書の書誌レコード作成は、実はそれほどないということです。

それから NACSIS-CAT での書誌階層の考え方は、先ほど見ましたように、集合書誌単位と単行書誌単位の両方を作ってリンクづけるようなシステムの措置をしていますので、この書誌階層を厳密に適用しています。NACSIS-CAT の誕生が 1985 年ごろで、NCR の 87 年版ができていくのと NACSIS-CAT が設計されていくのは大体同時期にやっていますので、同期がとれているということです。

去年から少し新しい動きがあって、「公共的書誌情報基盤」構想が出てきました。これは先ほどの「ばらばら感」を何とかしようということですが、より具体的には国会図書館の JAPAN/MARC をもっと普及させて一元化できないかという構想です。そうすると結局 CIP がないのでスピードが遅いの最大ネックです。それなら早めるしかないということで、2010 年の 10 月末から「NDL 新着図書情報」というページができました。これは簡略な書誌レコードですが、納本されてから数日でデータが一般公開され、その段階で書誌 ID の番号がついていますので、後から完全なデータに置き換えることもできるだろうという仕組みがいまスタートしたばかりです。

3. 新しい目録法の潮流と日本

次に、FRBR に始まる新しい目録法の潮流に対しての日本の動きです。1997 年の FRBR、去年できたばかりの RDA が日本においてどう紹介・研究されているか。それから 2009 年の国際目録原則 (ICP) と、現在進行中の ISBD 改訂については、日本図書館協会目録委員会等が策定に参加していくという面もありますので、これらをあわせて簡単に紹介したいと思います。資料を見ていただくと、ほとんど論文のタイトルや書誌事項を挙げているだけですが、簡単に見ていきたいと思っています。

まず FRBR (「書誌レコードの機能要件」) から振り返っていきまると、発表直後から結構注目さ

れていて、和中氏などによる紹介があります。日本語訳は 2004 年に出ており、これが 2008 年には Web 上でオープンアクセスになっています。研究ということになりますと、概念モデルを時には批判的な見方も含めて検討するという研究はかなり最初のころからあります。一番上の筑波大学の谷口祥一氏の論文は 1999 年、つまり FRBR が出て 1~2 年で、もともと FRBR にも通じる「三層構造モデル」をご自分で提起され、そうした視点からとらえたご研究ですが、そういった概念モデルの検討という研究も幾つかあります。最近の応用面も含めた紹介とか、ごく最近出たばかりの典拠データに関するもの、その紹介なども、また和中氏などのものがあります。

また 2007 年ぐらいから、日本の目録の FRBR 化、例えば FRBR 化された OPAC、著作ごとにちゃんとまとめられる OPAC を追求しようという研究もぽつぽつと出てきています。日本の目録に関して著作がどう分布しているかを調べた研究、あるいは基本記入方式ではない状態で著作単位に書誌レコードをまとめるためにはどういうやり方がいいのかという同定法の研究、そういったものがあります。ここに挙げたものが全てぐらいなのでそんなにたくさん数あるわけではありませんが、何本かあるという状況です。

RDA に関しては出てまだ半年しかたっていません。この研究グループでも 11 月に発表いただきましたが、東京にいらっしゃる古川肇氏がかなり初期のころから改訂過程をずっと追っていくような研究論文を出しておられます。これを読んでいくと、日本語で大体の状況はわかるということになります。そのほかにも幾つか紹介した論文はありますが、これを具体的に日本で使ったらどうなるかというのは、まだこれからです。

国際目録原則に関しては 2009 年ですから完成して 2 年、これも策定段階からそれなりに紹介はあります。ただ完成後ということになると、最近になってようやく幾つか研究が出てきた段階です。研究や紹介ではなくて日本の関与ということになると、IME-ICC という専門家会議を各大陸で開きながら策定していくということをやって行きましたが、5 回やった会議の 4 回目が 2006 年 8 月に IFLA のソウル大会の直前にありました。日本からは、目録委員界の委員 (私も参加しておりました) を含め 11 名の参加がありました。参加したメンバーはその後、まだ実際に策定されるまでには 2 年以上あったわけですが、この間各段階で草案が修正されていくのに対して賛否を問われる状

況にありました。2008年に最終のWorld Wide Reviewがありました。そのときもJLAの目録委員会から意見を幾つか提出しています。日本語訳は国会図書館で作っていただき、英語版よりわずかにおくれて2009年春の段階で公開されています。

最後にISBD（国際標準書誌記述）ですが、これはまだ統合版が進行中です。これまで資料種別ごとに分かれていたISBDを予備的に統合した版が2007年に出て、それを本版化した統合版を出すということで、去年5月からWorld Wide Reviewがあり、多分もうすぐ刊行されることになっています。まだできてないので研究ということではありませんが、日本の関与についてはJLAの目録委員会からIFLAのISBD Research Groupに、メンバーではなく連絡役のような窓口委員を出しています。実は私ですが、何をやっているかということ、時々コメントを求められることがあったり、中心は日本語の事例の作成、チェックをしています。今回の統合版は300ページ以上ある非常に大部のものです。従来のISBDと違っていろいろな言語の事例が載っています。それをチェックしろというのが来ます。編集過程でよく文字の順番がぐちゃぐちゃになったりするのでそれをチェックしたり、あるいは本体とは別にいまWeb上に上がっていますが、言語ごとにFull examplesという20個ぐらいの書誌レコードの完全な例を挙げたものがありますのでそれを作ったりということ、目録委員会でやっています。

4. 「日本目録規則」の次期改訂

最後に「日本目録規則」の次期改訂についてです。改訂方針が、2010年の9月にWeb上に上がっています。3ページほどの短い文書です。目録委員として、この内容を超えることは、いくら個人の立場だからといって勝手に言えませんので、ここに書いてあることを紹介します。

1987年版を部分的に改訂しながら使ってきたわけですが、まず抜本改訂の必要性として、この文書では、近年の目録世界の大きな変化に対応するためには1987年版を章単位に改訂していくことは無理だと思っています。いつできますとは言える状態ではないので、「201X年版」という言い方をしています。

さらにもうちょっと具体的に必要性を述べるといって、これからの目録はどうあるべきかについて、必ずしもわかりやすすくないかもしれませんが、この文書では、「資料のもつ潜在的利用可能性を最大限に顕在化する道具であるべきだ」と

いう表現を使っています。読んで首をかしげた人もいるかもしれませんが、アクセスというところと狭いかもかもしれませんが、とにかく資料に潜在している利用可能性を、潜在的の反対が顕在ですので、表に出す道具であるべきだということです。具体的には、資料の多様化への対応、典拠コントロールの拡大、リンク機能の実現の3つを、この文書の最初のあたりで挙げています。

その後に改訂の目標が書いてありまして、RDAの翻訳ではなく新しい「日本目録規則」を作るんだと。RDAを翻訳して使ってはどうかという意見もなくはないですが、そうではなく、FRBRのモデルに基づきながら、日本の状況を踏まえた現実的な規則を作るのだということを言っています。

改訂上の留意事項として幾つか挙がっています。一つは国際標準との整合性ですが、ICP（国際目録原則）準拠、ISBDとの整合性ということを行っています。FRBRはその背後にあるので、ここでは特に挙がっていません。またRDAは国際標準というわけでもないで、ここには挙がっていません。

それから現在のNCRをもう一回評価してその結果を反映させようということ、それから実務的な規則、論理的で平明な規則にしたいということを書いてあります。これは本当はあまり踏み込んで言わないほうがいいのかもしれませんが、RDAの構造がFRBRモデルに従った規則構造で、実体の属性を扱う部分と実体間の関連を扱う部分に分かれているという章立てですが、それが本当に実務的に使いやすいのかというところは疑問で、ここであえて「実務的な規則」と言っています。

それから規則をより利便性の高い方式で提供というのは、RDAはWeb版が規則の本体になっていますが、そういう形がいいのかどうかは別にして、いつまでもこの冊子の形だけで出す時代ではないだろうということです。

その後改訂の主な内容が幾つか挙がっていますが、これは網羅的に全部挙げたわけではなく、2010年9月時点での目録委員会の合意事項を列挙したもので、幾つか紹介しておきます。

一つは、規定の範囲はエレメントの定義に限定するということで、例えばISBD区切り記号のような構文的な側面（シンタックスの側面）、エンコーディングの側面はもう扱わない。これはRDAと同じ格好になります。

エレメントの増強というのは、より具体的には、いま注記に書かれている事柄を精査して、必要に応じてちゃんとコンピュータが判断できるように

エレメント化したい。これも RDA でもやっていることです。

FRBR モデルにどのように対応していくかというのは当然重要なことですが、今のところ書誌レコードの基盤は表現形 (Manifestation) であるということは国際目録原則もはっきりと言っていることでもあります。その上で、著作なり表現形なりというものを扱っていかなければいけない場合に、基本記入方式か記述独立方式かという問題が当然出てきます。RDA の場合は基本記入という言葉はなくなりましたが、著作に対して典拠形アクセスポイント、代表表現をつけていくのは基本的には第一著者とタイトルを組み合わせたものだという点で、著者基本記入の考え方は残っています。NCR を改訂する際にそれをどうしていくのかという問題は今後検討していかなければいけないということです。もはや基本記入の標目が云々というよりは、FRBR のいろいろな実体の位置づけの問題として検討していきましょうということです。

それから典拠コントロールと標目ということで、この NCR の改訂においては典拠コントロールを重視する。もともと 1987 年版では記述の部が 300 ページあるのに対して標目の部はその何分の 1 しかないということです。標目中心のルールになるということでもないかもしれませんが、とにかく今よりは典拠コントロールを重視しなくては行けないと考えています。その中で、FRBR モデルに従うとするならば、統一タイトルが問題になります。現在の NCR では統一タイトルは無著者名古典 (Anonymous classic) の作品と、あと音楽作品にだけしか適用しないことになっています。著作を識別しないといけないとするならばどうしていくのかということは今後の課題です。

最後に関連ですが、FRBR モデルではさまざまな実体間の関連があります。その規定への対応は今後検討していかなければなりません。その中で、87 年版の大きな特徴というかオリジナリティである書誌階層をどうしていくか。書誌階層は FRBR モデルでいえば関連の一種、全体と部分という関連ですので、書誌階層の考え方を維持していこうというのはこの文書にも書いてありますし、現在の委員会の合意事項ですが、それをどういう形で扱っていくのかは関連全体の検討の中で考えていくということです。なお、現行の書誌階層の考え方の中で構成書誌単位、つまり 1 冊の本の中に部分的におさめられている著作についての扱いはあまりちゃんとは書かれていません。きちんと著作単位で集中するというのであれば、この構成書誌

単位の関係の規定も整備しなければいけないだろうということを言っております。

以上が、去年 9 月に出た次期改訂への動きという文書の紹介です。

5. おわりに

特に「おわりに」という話はありませんが、1987 年から抜本的な改訂をせずにもう 20 数年来ておりまして、そうなると目録規則が大きく変わって目録の体制をどうしようということは、今の日本の図書館では 50 歳以上の人でないと経験したことがありません。1987 年版ができてどうしようというのを経験した人たちがもうそれぐらいの世代になるので、多くの世代にとっては初めて目録規則が変わる時期を迎えているということです。

以上で終わらせていただきます。

司会 日本の目録もしくは目録法研究の過去と未来を非常にわかりやすく簡潔にお話しされたと思います。CIP は東アジアという目で見ると中国が早くて、中国は 20 世紀には CIP を導入していました。韓国は 21 世紀に入って導入しましたが、日本だけまだということです。それに対して国会図書館もちょっと対策を講じているという話が出ましたが、これは 3 カ国を比較するときの一つのポイントになるかもわかりません。

それから日本の目録規則の特徴として書誌階層だとか記述単位のお話が出ましたが、そういったものを中国とか韓国はどう思うのかはパネルディスカッションの議論になるかもわかりません。

あと FRBR 化の話が出ました。アメリカで FRBR 化というと、目録を例えば著作なら著作と言われるもののグループで探すようにできないとか、そういうお話です。アメリカではコンピュータでアルゴリズムを作って、自動的に著作同定等をやっていますが、そのポイントは著者基本記入という考え方に目をつけて自動的な著作同定をします。ところが中国も韓国も日本も、著者基本記入というところに目をつけて自動的な著作同定のアルゴリズムを作れないので、この問題をどうしようかという同じような課題を抱えているように思います。

最後に新 NCR の話になったときに、RDA の翻訳ではないけれども FRBR に基づくという話で、韓国の崔さんの発表でも、FRBR が国際標準かどうかかわかりませんが、国際標準的なものは受け入れざるを得ないという中で日本は今後どうするかというお話もありました。

質問をお受けしたいと思います。

フロア RDA の翻訳ではなく新しい NCR というところで合意があるというお話でした。日本の状況を踏まえた現実的な規則をというふうに合意されているからには、より踏み込んで、具体的に RDA では日本の状況のここが合わない、ここが欠けているといったことが恐らく想定されて議論がされてきたのではないかと思います。差し支えなければ、そのあたりをご紹介いただければと思います。

渡邊 なかなか難しいご質問です。「RDA を単に日本語に翻訳したものではなく」と本当に文書に書いてありますが、比較的フォーマルなある会議で「RDA を翻訳して使ったらどうですか」とおっしゃった先生がおられて、たぶんそれが目録委員会の頭には残っていて、こういう表現になっています。

これまで、例えば「継続資料」の章や「電子資料」の章を国際標準に従ってというときにはかなり AACR2 も参考にしながら直しているわけですが、全面的にということになると、まず基本記入方式ではないということと、書誌階層はどうするかという話が出てきます。結果的には、書誌階層については維持しようというのが現在の合意です。それから基本記入と関連して、ちょっとこのところはまだ十分検討できているわけではありませんが、RDA では全ての著作について統一タイトルにあたるものを作っていくんだと、少なくとも規則上はそうなっています。しかしそれを現実的に日本の図書館にそのまま落とし込んでできるのかという問題もあります。

それと先ほども言いましたが、RDA の規則の構成が、理論的ではあるけれども実用という点でどうなのかという疑問もあって、いろいろな要素が積み重なって「RDA の翻訳ではなく」という表現になっているわけです。もちろん日本の出版の状況だとかそういうことも当然背後にはあるわけですが、出版の状況が違うからというストレートなことでもありません。

フロア 今の関連でもありますが、先ほど FRBR 化という問題に関わって質問します、これは著作を抽出するという話で、著作というのは実はタイトルだと思います。先ほど崔さんが、書名記入という方式を東アジアではしていたとお話されましたが、まずタイトルとして著作名を確定すれば可能性はあると思います。

そうになると、いま問題になるのは、韓国では「統一表題」という言葉を使っていましたが、統一タイトルの典拠データをどの程度作ってきたか

というところにあると思います。残念ながら日本では作ってこなかった。統一タイトルの典拠データさえあれば、FRBR 化はかなり行くのではないかと私は思っています。だからこれは基本記入には直接かわらない問題ではないのかなという気がしています。そこで、中国や韓国でどの程度統一タイトルの典拠データが作られているのかということをやっとお聞きしたい。

司会 日本の状況はご指摘のとおりだと思いますが、せっかくですから一言だけ言っていただいて、中国と韓国の状況についてはこの後のパネルディスカッションでお答えいただければと思います。

渡邊 先ほど申し上げたのは、統一タイトルといいますが、RDA の用語でいえば著作に対する典拠形アクセスポイントの形を決めるときに、RDA は著者基本記入の方式を色濃く残した形を取るわけです。そこで、「RDA の翻訳ではなく」ということの背景の一つとして申し上げたわけです。

司会 FRBR の著作でまとめるお話は、西洋では著者基本記入という仕組みがあるからそれに根っこをつけただけだと思いますが、さきほどおっしゃられた仕組みがあったら、私もより素直にできそうな気はしております。

日本における目録法の動向

渡邊 隆弘
(帝塚山学院大学)

watanabe@hcs.tezuka-gu.ac.jp



目次

1. 「日本目録規則」の歴史と現状

2. 日本における目録作成の現状

3. 新しい目録法の潮流と日本 FRBR、ICP、RDA、ISBD

4. 「日本目録規則」の次期改訂

5. おわりに



日本目録規則

Nippon Cataloging Rules (NCR)

最新版: 1987年版改訂3版(2006)

日本図書館協会(JLA) 445ページ

序説、総則(0章)

第I部 記述 (Description)

全13章+附則 約300ページ

第II部 標目 (Headings)

全6章+附則 約40ページ

第III部 排列 (Filing)

全5章 約10ページ

付録、索引



日本目録規則 1987年版改訂3版(2006)

第I部 記述 (Description)

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| 1章 記述総則 | (General Rules) |
| 2章 図書 | (Monographs) |
| 3章 書写資料 | (Manuscript) |
| 4章 地図資料 | (Cartographic materials) |
| 5章 楽譜 | (Notated music) |
| 6章 録音資料 | (Sound recording) |
| 7章 映像資料 | (Motion pictures and videorecordings) |
| 8章 静止画資料 | (Graphic materials) |
| 9章 電子資料 | (Electronic resources) |
| 10章 博物資料 | (Three dimensional materials) |
| 11章 点字資料 | (Tactile materials) |
| 12章 マイクロ資料 | (Microforms) |
| 13章 継続資料 | (Continuing resources) |



日本目録規則 1987年版改訂3版(2006)

第II部 標目 (Headings) 付録 (Appendix)

- | | |
|------------|-----------------------|
| 21章 標目総則 | 1. 句読法、記号法 |
| 22章 タイトル標目 | 2. 略語表 |
| 23章 著者標目 | 3. 国名標目表 |
| 24章 件名標目 | 4. 無著者名古典・
聖典統一標目表 |
| 25章 分類標目 | 5. カード記入例 |
| 26章 統一タイトル | 6. 用語解説 |
- 第III部 排列 (Filing)
- | |
|------------|
| 31章 排列総則 |
| 32章 タイトル目録 |
| 33章 著者目録 |
| 34章 件名目録 |
| 35章 分類目録 |



日本における標準目録規則の歴史

- | | | |
|------|---------------------------------|---------|
| 1893 | 『和漢図書目録編纂規則』
日本文庫協会(現JLA)による | |
| ... | | |
| 1943 | 『日本目録規則』(1942年版)
青年図書館員連盟による | NCR1942 |
| 1952 | 『日本目録規則1952年版』
以後、日本図書館協会による | NCR1952 |
| 1965 | 『日本目録規則1965年版』 | NCR1965 |
| 1977 | 『日本目録規則新版予備版』 | NCR1977 |
| 1987 | 『日本目録規則1987年版』 | NCR1987 |

☆ 目録規則の歴史：NCR1965まで

- ◇ 初期の規則は、書名基本記入方式 (Title main entry)
- ◇ 次第に著者基本記入方式へ (Author main entry)
NCR1942、NCR1952はともに著者基本記入
- ◇ 国際的標準化への対応
1961 「パリ原則」(Paris Principles)
 - ◇ NCR1965
和洋書をともに対象
比較的詳細な規則
著者基本記入方式(パリ原則に忠実)

☆ 日本目録規則 1965年版 NCR1965

1章	総則	11章	図書館の記載事項
2章	1個人の著作	12章	書名・著者・版等の表示
3章	個人著者名の形式	13章	出版事項
4章	1団体の著作	14章	対照事項
5章	団体著者名の形式	15章	注記事項
6章	多数著者の著作	16章	補助記入のトレーシング
7章	逐次刊行物	17章	逐次刊行物の記載事項
8章	無著者名の著作	18章	地図の記載事項
9章	既存の1著作に 関係のある著作	19章	楽譜の記載事項
10章	種類の形式の著作	20章	記入の排列

☆ 目録規則の歴史：NCR1965からの転換

- ◇ NCR1965への批判
1950年代～ 基本記入方式の是非をめぐる議論
記述独立方式(等価標目方式)
(Description independent; Alternative heading)
1960年代～ 公共図書館サービスの発展の中で
目録簡略化の主張
- ◇ 記述独立方式の規則へ
 - ◇ NCR1977 和書だけを対象とし、比較的簡略
「記述ユニットカード方式」(記述独立)
「新版予備版」(「本版」のための「予備」的な版)

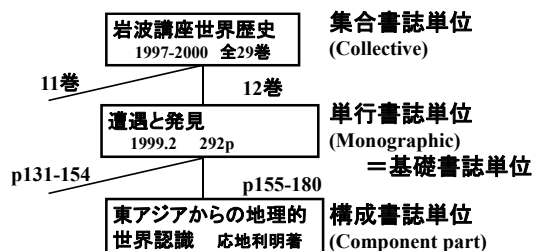
☆ 目録規則の歴史：NCR1987の登場

- ◇ 「予備版」からの「本版」化に10年
情報環境の変化の中で、大幅な改訂に
- ◇ NCR1987の特徴
記述独立方式(「記述ユニット方式」)
「多様な検索を可能とする機械可読目録に、
より一層適した方式」(序説)
ISBD区切り記号法(punctuation)の導入
多様な資料への対応
比較的詳細な規則(特に書誌記述)
和漢書・洋書双方を対象
「書誌階層」「書誌単位」の考え方の導入

☆ NCR1987の「書誌階層」

(Bibliographic hierarchy)

- ◇ 記述対象資料に、複数の書誌単位(Bibliographic unit)からなる階層構造を見出す。



☆ NCR1987の「書誌階層」

(Bibliographic hierarchy)

- ◇ 記述対象をまず重層的に把握する
基礎書誌単位を中心とする記述
書誌単位ごとに独立した記述を行う道も
書誌ユーティリティ NACSIS-CAT

遭遇と発見 : 異文化への視野 / [榊山純一ほか執筆] <ソウグウ ト ハッケン>
: イブンカ エノ シヤ>. -- (BA40102393)
東京 : 岩波書店, 1997-2000
注記: -- (BA32548546)
ISBN: 29冊 ; 22cm -- 別巻
著者目録: 注記: 別巻: 総目次・文献索引 ; 子書誌あり ; 月報あり
分類: DC15 ISBN: 4000108492 (別巻)
件名: 別タイトル: 世界歴史 : 岩波講座
著者目録: 榊山, 純一 (1941-) <カバヤマ, コウイチ>
分類: NDC8 : 209 ; NDC9 : 209 ; NDLG : GA32
件名: 世界史

- ◇『日本目録規則1987年版』
- ◇『日本目録規則1987年版 改訂版』(1994)
未刊の章(「書写資料」「静止画資料」「博物資料」)
の完成など
- ◇『日本目録規則1987年版 改訂2版』(2001)
9章「コンピュータファイル」を「電子資料」に
(全面改訂) * ISBD(ER) (1997)に準拠
- ◇『日本目録規則1987年版 改訂3版』(2006)
13章「逐次刊行物」を「継続資料」に
(全面改訂) * ISBD(CR) (2002)に準拠
和漢古書に関する規定を整備
(2章「図書」、3章「書写資料」)

 目次

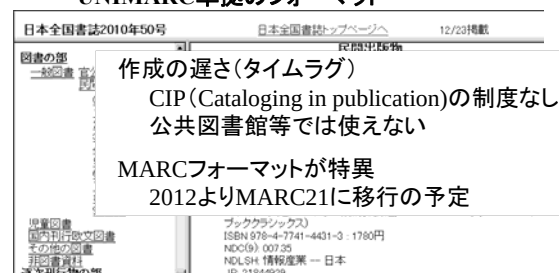
1. 「日本目録規則」の歴史と現状
2. 日本における目録作成の現状
3. 新しい目録法の潮流と日本
FRBR、ICP、RDA、ISBD
4. 「日本目録規則」の次期改訂
5. おわりに

☆日本における目録作成の現状

- ◇ 国立国会図書館 (NDL: National Diet Library)
「日本全国書誌」「JAPAN/MARCの作成」
 - ◇ 公共図書館
「民間MARC」データの購入が中心
 - ◇ 大学図書館
書誌ユーティリティ NACSIS-CATによる
共同分担目録
(データをダウンロードして各大学のOPACを稼働)
- 三者がばらばらに動いているのが
大きな問題

☆ 目錄作成： 国立国会図書館

- ◇ **日本全国書誌** 1948～(「日本全国書誌」の名称は1981～)
2007～ Web版のみ
- ◇ **JAPAN/MARC** 1981～
UNIMARC準拠のフォーマット



☆ 目錄作成：公共圖書館

- ◇ **民間MARCの利用**
TRC(図書館流通センター)など数社
書誌データ、典拠データを自社で作成し、有料提供
目録規則を超えるデータも
内容紹介、内容細目、著者紹介など
- ◇ **目録業務はアウトソーシング(データ購入)**
自館作成は、地域資料などのみ

☆ 目錄作成：大學圖書館

- ◇ NACSIS-CAT(目録所在情報システム) 1985～
国立情報学研究所(NII)が運営
官営の書誌ユーティリティ(Bibliographic utility)
全国の大学の大多数が参加し、共同分担目録
概数: 書誌1,000万、所蔵11,000万、典拠150万
⇒ 共同分担による負担軽減(効率化)
総合目録データベースの形成(ILLに活用)
- ◇ 各種MARCの「参照」利用
JAPAN/MARC、TRC MARC
USMARC、UKMARC、CHMARC、KORMARC...
ただし、入力軽減に利用されるだけ
元のMARCレコードとの同期は保障されない

☆ 目録作成と目録規則

- ◇ 国立国会図書館、公共図書館(民間MARC)
NCR1987を適用
ただし、書誌階層の考え方は徹底していない
- ◇ 大学図書館(NACISIS-CAT)
和資料はNCR1987、洋資料はAACR2で記述
ただし、洋資料も基本記入方式は採用せず
書誌階層の考え方
集合・単行書誌単位をともにレコード作成(前述)

☆ 目録作成の今後

- ◇ 「公共的書誌情報基盤」構想 2010～
JAPAN/MARCをもっと普及させ、「一元化」?
「NDL新着図書情報」 2010.10～
納本(Legal Deposit)後数日で、
簡略書誌レコードを作成して一般公開



ダウンロードファイル	収録書誌データ件数
2010年12月24日分	191
2010年12月22日分	187
2010年12月21日分	304
2010年12月20日分	967

☆ 目次

1. 「日本目録規則」の歴史と現状
2. 日本における目録作成の現状
3. 新しい目録法の潮流と日本
FRBR、ICP、RDA、ISBD
4. 「日本目録規則」の次期改訂
5. おわりに

☆ 新しい目録法の潮流と日本

- ◇ 日本における紹介、研究
FRBR(「書誌レコードの機能要件」) 1997
RDA(Resource Description and Access) 2010
- ◇ 日本としての参加(JLA目録委員会)
ICP(国際目録原則) 2009
ISBD(国際標準書誌記述)の改訂(統合版) 2011?
- ◇ 総合的な動向紹介
渡邊隆弘「目録法の再構築をめざして」『図書館雑誌』103(6), 2009.6. p.376-379.
谷口祥一、嶋田拓哉「書誌情報とメタデータ:理論、ツールのわが国における展開」
『図書館界』61(5), 2010.1. p.556-571, * 文献レビュー

☆ 日本におけるFRBR紹介、研究

網羅的列挙では
ありません

- ◇ 日本への紹介(発表直後から注目)
和中幹雄「AACR2改訂とFRBRをめぐって:目録法の最新動向」
『カレントアウェアネス』274, 2002.12. p.11-14
和中幹雄「FRBRとはなにか:その意義と課題」『現代の図書館』42(2), 2004.6.
p.115-123,
- ◇ 日本語訳
和中幹雄・古川豊・永田治樹訳『書誌レコードの機能要件』日本図書館協会,
2004.3. 121p. * 2008年にウェブ公開
- ◇ 概念モデルの検討
谷口祥一「書誌の実体設定における二つの観点から見た三層構造モデルとIFLA
FRBRモデル」『日本図書館情報学会誌』45(2), 1999.7. p.45-60
谷口祥一「テキストレベル実体を基盤にした概念モデルと書誌レコード作成」
『図書館目録とメタデータ』勉誠出版, 2004.10. p.57-77
嶋田拓哉「電子資料を対象にしたFRBRモデルの展開」『日本図書館情報学会誌』
52(3), 2006.9. p.173-187
和中幹雄「FRBRにおける「著作」概念の特徴とNCR改訂の方向性」
『資料組織化研究-e』59, 2010.12. p.33-42.

☆ 日本におけるFRBR紹介、研究(2)

- ◇ 最近の、応用面も含めた紹介
谷口祥一「FRBRのその後:FRBR目録規則? FRBR OPAC?」
『TP&Dフォーラムシリーズ』17, 2008.7. p.3-23.
- ◇ FRAD(典拠データ)、FRSAD(主題典拠データ)紹介
和中幹雄「目録に関わる原則と概念モデル策定の動向」『カレントアウェアネス』
303, 2010.3. p.23-27.
- ◇ 日本の目録のFRBR化を検討
横詰秋子「FRBR からみた日本の図書館目録における著作の傾向:慶應義塾大
学OPAC を例として」『Library and information science』58, 2007. p.33-48.
宮田洋輔「日本の図書館目録における書誌的家系:J-BISCにおける調査と先行
研究との比較分析」『Library and information science』61, 2009. p.91-117.
谷口祥一「FRBR OPAC構築に向けた著作の機械的同定法の検証」
JAPAN/MARC書誌レコードによる実験」『Library and information science』
61, 2009. p.119-151.
横詰秋子「FRBRからみたJapan/MARCの特徴:「著作」を中心に」
『日本図書館情報学会誌』55(4), 2009.12. p.213-229

☆日本におけるRDA紹介、研究

網羅的列挙ではありません

◇改訂過程を追いつつ検討(古川肇氏の研究)

古川肇「未来の記述規則: AACR3第1部案からRDA第1部案へ」
『資料組織化研究』52, 2006.7. p.1-16.
古川肇「未来の書誌レコードに関する規則: RDA第1部案からRDAパートA案へ」
『資料組織化研究』53, 2007.3. p.25-34.
古川肇「未来の書誌レコードに関する規則(続): メタデータ・スキーマとの調整へ」
『資料組織化研究』54, 2008.1. p.15-26.
古川肇「未来のアクセスポイントに関する規則 構造の再構築へ」
『資料組織化研究-c』56, 2008.12. p.12-22.
古川肇「未来の書誌レコードおよび典拠レコードに関する規則: RDA全体草案の完成」
『資料組織化研究-c』57, 2009.9. p.20-35.
古川肇「書誌レコードおよび典拠レコードに関する規則の成立: RDAの完成」
『資料組織化研究-c』59, 2010.12. p.13-32.

◇その他

鈴木啓子「世界に向けての新しい目録規則: RDA策定の動向--ある米国目録司書からの報告」
『現代の図書館』46(3), p.166-171.
松井純子「RDA改訂に見るFRBRの具体化: 新時代の目録規則を考える」
『図書館界』62(2), 2010.7. p.182-192.

☆日本におけるICP(国際目録原則)紹介、研究

網羅的列挙ではありません

◇策定段階から紹介

稲濱みのる「新しい国際目録原則に向けて」
『カレントアウェアネス』286, 2005.12. p.4-5.
永田治樹ほか「第4回IFLA国際目録規則専門家会議報告」
『図書館雑誌』100(12), 2006.12. p.822-825.
橋詰秋子「書誌レコードの機能要件(FRBR)と新しい国際目録原則覚書: 目録の今後の方向性」
『現代の図書館』46(3), 2008.9. p.159-165.

◇完成後の研究

和中幹雄「国際目録原則における「一般原則」について」
『資料組織化研究-c』58, 2010.3. p.1-15.
渡邊隆弘「国際目録原則覚書」策定過程の諸論点: 草案の変遷から」
『資料組織化研究-c』59, 2010.12. p.1-12.

☆ICPに対する日本の関与

◇IME ICC4 (ソウル 2006.8)

日本から11名参加
(うちJLA目録委員会委員5名)
その後、各段階の草案に投票

◇最終のWorld Wide Review (2008)

JLA目録委員会から意見提出

◇日本語訳の作成

国立国会図書館訳、JLA目録委員会協力
英語版よりわずかに遅れて公開

☆ISBD 統合版(Consolidated ed.)に対する日本の関与

◇JLA目録委員会からIFLA ISBD RGの窓口委員(liaison member)を出す

◇日本語事例の作成、チェック

◇その他のコメント

Jephthe ; Le cinque piaghe di Christo / Antonio Draghi. Oratorio di S. Pietro piangente / Pietro Andrea Ziani
Rhapsody in blue ; Prelude for piano no. 2 / George Gershwin. Symphonic dances from West Side story / Leonard Bernstein
Nuclear disarmament ; Politics of peace / principal investigator, Thomas Cashdollar. Strategies for defense / principal investigator, Damien Toffel
土佐日記 / 紀貫之著 ; 池田弥三郎訳. 蜻蛉日記 / 藤原道綱母著 ; 室生犀星訳
채근담 / 홍자성 저 ; 조지훈 역. 생활의 발견 / 임영당 저 ; 박일중 역



目次

1. 「日本目録規則」の歴史と現状

2. 日本における目録作成の現状

3. 新しい目録法の潮流と日本 FRBR、ICP、RDA、ISBD

4. 「日本目録規則」の次期改訂

5. おわりに

JLA目録委員会の改訂方針表明(2010.9) 「抜本的見直しによる「201X版」が必要」

『日本目録規則』の改訂に向けて

2010年9月17日
日本図書館協会目録委員会

1 趣旨

『日本目録規則(NCR)』は、1987年版刊行以来20年以上が経過した。この間に、目録委員会は、電子資料、継続資料の各章の大幅改訂と和漢古書に関わる規定の充実などを主な内容とする3度の改訂を行った。しかしながら、近年の目録世界の大きな変化に対処していくためには、もはや章単位の改訂では対応できない状況であり、当委員会は、抜本的見直しによる「201X年版」が必要であると認識している。

また、当委員会は、NCR1987年版改訂作業と並行して、海外の動向を注視し議論を重ねながら、NCRの問題点についても個別に検討を継続してきたが、2009年度前半にはRDA草案のレビューをほぼ終了することができた。現在は、いよいよNCR全体の改訂作業を目指した本格的な検討を開始した段階である。ついては広くご意見をいただくために、現時点での目録委員会の考え方をここに提示するものである。

<http://www.jla.or.jp/mokuroku/index.html>

☆NCR改訂方針(1): 改訂の必要性

- ◇ 近年の目録世界の大きな変化に対応するため
1987年版の修正(章単位の改訂)では無理
抜本的見直しによる「201X年版」が必要
- ◇ これからの目録はどうあるべきか
「資料のもつ潜在的利用可能性を最大限に顕在化
する道具であるべき」
具体的には、
資料の多様化への対応
典拠コントロール (Authority control) の拡大
リンク機能の実現

☆NCR改訂方針(2): 改訂の目標

- ◇ RDAの翻訳ではなく、新「日本目録規則」
FRBRモデルに基づきながら、
日本の状況を踏まえた、現実的な規則を
- ◇ 改訂上の留意事項
国際標準との整合性
ICP準拠、ISBDとの整合性も
現行NCRを評価し、その結果を反映
実務的な規則(論理的で平明な規則)
規則を、より利便性の高い方式で提供

☆NCR改訂方針(3): 改訂の主な内容

- * 網羅的ではなく、2010年時点での委員会の合意事項を列挙
- ◇ 規定範囲は、エレメント(Element) の定義に限定
エンコーディング(Encoding)は扱わない
- ◇ エレメントの増強
注記 (Note) を精査し、必要に応じてエレメント化
- ◇ FRBRモデルへの対応
書誌レコードの基盤は体現形 (Manifestation)
基本記入方式か記述独立方式か? の問題は、
FRBRの各実体(Entity) の位置づけの問題として、
今後検討していく

☆NCR改訂方針(4): 改訂の主な内容

- ◇ 典拠コントロールと標目
典拠コントロールを重視
現行の「統一タイトル (Uniform title)」も見直し
* NCR1987では「無著者名古典」(Anonymous classic)
と「音楽作品」のみに適用
- ◇ 関連 (Relationship)
FRBRモデルの関連規定への対応を今後検討
書誌階層の考え方は維持
FRBRモデルでは「関連」の一種(全体/部分)
→ 「関連」全体の検討の中で考える
構成書誌単位 (Component part) の規定整備



目次

1. 「日本目録規則」の歴史と現状
2. 日本における目録作成の現状
3. 新しい目録法の潮流と日本
FRBR、ICP、RDA、ISBD
4. 「日本目録規則」の次期改訂
5. おわりに

パネルディスカッション

司会 今から 16 時 50 分までパネルディスカッションを行います。

最初に李さんから 2〜3 分、発表の補足とほかの人の発表を聞いての感想を述べていただいて、その後中国のコメンテーターの小島さんから 5 分ほど発表について、日本人のわかりにくいところの解説だとかご自身のご意見等をいただきます。次に崔さんからやはり 2〜3 分、発表の補足とほかの人の発表を聞いての感想を述べていただいて、その後韓国のコメンテーターの高橋さんから日本人が聞いてわかりにくかったところを 5 分ほど解説いただいて、ご意見をいただきます。ただ、高橋さんからは皆さんにお伝えしたいことがあるということです。もう 5 分ほど時間を足して、お話ししていただきます。続いて、渡邊さんからまた 2〜3 分、ご自身の発表の補足とほかの人の発表を聞いての感想を述べていただいて、それが終わったらフロアをも交えてのフリーディスカッションに入ります。

それではまず李さん、よろしくお願いします。

李 私の専門はどちらかというと出版産業と出版文化に関する研究ですが、今回の勉強で一つ気がついたところは、目録の世界でやっていることは、コンテンツが生産されて収められて初めて目録を作ることになるわけです。ご存じのように、いま世界では、グーグルなどの検索エンジンがものすごい勢いで発展していて、中国でも「百度（バイドゥ）」を誰でも使うようになっていきます。そうするとここで問題になるのは、目録の世界では一生懸命いろいろな規則を作ったり模索したりしているのに、一方で検索エンジンが会社で動いてどんどん使われるようになっていく。この二つの関係がこれから一体どうなるのかというのが、一つの問題です。もう一つは、検索エンジンはコンテンツを生産した時点で既に検索できるようになっている。そうすると伝統的な目録世界はどうしても遅くなる。これをこれからどういうふうに調整するか。私は非常に疑問を持つようになりました。

司会 それでは小島さん、お願いします。

●小島浩之（東京大学）

昨年の研究会で今回の前座のような形で私なりに少しまとめて、「中国の出版と目録」ということでお話をしました。私は中国人の方に意見を伺ったことがなかったので、今日お話を聞いて非常に勉強になりました。自分の間違いを直せる部分、それから考えていることが一緒であったなと思う部分がありました。歴史的に見ていくと変革期が幾つかあって、今回出版の話はあまり出てきませんでしたが、中国の目録がかなり出版と密接に絡まって発展してきていることがよくわかりました。

非常に古い時代から最近の理論までの長大な話なのでどこに焦点を当ててコメントをすればいいか難しいですが、李先生は日本の状況も中国の状況もご存じで、日本人にわかりやすいように日本の言葉でおっしゃっていて、非常によくわかりました。今日も何回か出てきましたが、恐らく日本の表現と中国の表現というところで、実際に原文なりほかの発表を聞かれたときにもしかすると勘違いをしてしまうかもしれないところがあって、そこを少し指摘しようと思います。

一つは、最初に田窪先生が「著録」と「編目」の話をされましたが、著録は description、編目は cataloguing です。そのほかに今日出てきた言葉である「校讎学」、それから一般的には「版本学」「目録学」など幾つかあります。もう少しいろいろな学問もありますが、これらを総体的に「文献学」といいます。

ではこの目録学というのは今でいうカタログニングかということ、そうではありません。今日何度もお話があったように、目録の「目」というのは基本的に書目、タイトル、内容を書いたものですが、それを記録して解題をつけるというのがこの目録学の基本的な考え方です。校讎学とは、いわゆる文字の校訂、校正の校で、昔はテキストが筆写や版本で間違いが多いので、文字をきちんとただし正しきテキストを作る学問です。版本学は日本で言う「書誌学」に最も近いもので、版本の比較をしてテキストの系統を定める学問です。ですから書誌学という言葉は実は中国にはありません。書誌という言葉も中国では一般的には使いません。書誌記述は、「書目著録」といいます。書目とい

う言葉がありますが、目は記述の中身ですから、書の記述ということで書目という言葉を使います。総体的な文献学というものがすべての東アジアの近代以前の学問の基礎になっており、学術、特に儒教を中心とした学術とこれは非常に密接に結びついています。ですから言葉が非常に難しい、ややこしいところがあると思いますが、体系としてはこういうことになっています。

司会 李先生のスライドに bibliographic description の前に「書目著録」と書いてあったのを思い出しました。

それと、先ほど言った目録学における目録というのは、中国の場合中身に興味があるわけですから、我々が今想像する目録とは別世界のもので、いわゆる近代的な考えが入ってきて、図書館の目録だとか AACR などを見出したころの目録とそれ以前とは明らかに意味が変わってきているわけですね。

小島 そうです。それからもっと細かく言えば、目録はいわゆる「目録」と「序録」に分けられます。今の目録は簡単に言えばいわゆるタイトルと内容ですから、内容に重きを置いたものはもっと厳密には序録といい、内容は簡略でとにかく本の一覧に重きを置いたものは目録と呼ばれます。

司会 そうすると、図書館でいう目録は、序録と目録があったときの目録に比較的近いということですね。

小島 そうです。それからお話の中で興味深く感じたのは、最初のほうのスライドで北宋の蘇象先の記事の中に「目録之学」という言葉が出てくるということです。私は初めて知りました。北宋という時代は今の学術的なものの基礎が定まった時代です。例えば考古学ですが、古いものに対してそれを記録して残していこうという考えが出てくるのは北宋です。目録学の場合は「四庫全書」だとかそれより前の『隋書』経籍志というところから有名で、宋の時代にはあまり言及されていませんが、これを見ると北宋は目録学も発展した時代なのだなということが解ります。

それから、「近代以降の目録学の発展」というところで、中国は内容分析、西洋は編纂機能に重きを置いたというのも非常に面白いなと思いました。

そして、前回もお話ししましたが、1980 年代の『文献著録総則』、そして「著録規則」類ですが、日本ではよく勘違いされますがこれは目録規則で

はありません。これは規格です。いわゆる国家標準、日本でいう JIS に当たるものです。そしてこれも日本人の感覚とずれるところですが、中国の国家標準には法的拘束力があります。ただし、実際の末端では、先ほど「下に対策あり」という話がありましたが、どこまで徹底されているかは不透明です。しかし法律と同じですから、制度上は罰則が伴います。

歴史的に見ると、中華人民共和国成立直後にまず出版というものをかなり統制します。その後文化大革命で、今日もお話がありましたが、諸制度が一度リセットされます。それが終わってからいよいよ出版を再度統制し直し、さらに規格という法的拘束力を持ったもので目録の基礎を作ります。そうしておいてから『文献編目規則』を編纂します。『文献編目規則』の「文献」はまさに文献学の文献であり、先ほどお話ししたように「編目」はカタログリングということになるかと思います。

今日お話を聞いていて思ったのは、中国は内容分析に重きを置いてきたので編纂機能とか検索機能についてはあまり考えてこなかったというお話がありましたが、だからこそ出版統制や規格が先行して、目録規則の制定が最後になったのではないのでしょうか。思うに、まず観念として中国に存在しなかった、ISBD の考え方や区切り記号をまず浸透させるために、最初に著録規則が規格化されたのではないのでしょうか。その結果、ようやく伝統的な内容分析と西洋的な編纂機能が揃い、この 20 年間に文献編目規則に行き着いたのかなと感じました。

司会 ありがとうございます。中国にとって 20 年というのはやはり、ほかの国と比べて相当短いですね。

それでは崔さんから 2～3 分、補足とか、ほかの人の発表を聞いての意見等をお願いします。

崔 今使っている言葉の中で、文字は同じですが、もしかすると内容が違わないかと思うところがあります。一つは「著録」ですが、日本では…？

司会 日本ではあまり使いません。中国では英語でいう description です。

崔 韓国では最初はこれを「記入 (entry)」の中に入れていました。複数のメーンエントリーからの記入とこれを混同してしまって、目録の対象に対して完全な一つの書誌全体がそろっているとき、それを「著録」と言います。

司会 それには標目も入れるんですか。

崔 はい、全部入れます。

司会 崔さんの発表スライドの中に著録という言葉が出てくる箇所があって、僕も聞いていて、あれ、これは韓国では entry の意味だなと思いました。

崔 もう一つ、韓国では雑誌などを「連続刊行物」と呼ぶように図書関係の人たちが集まって決めました。最初は「定期刊行物」でした。「逐次刊行物」と「定期刊行物」と「連続刊行物」の中から一つを選ぶということになって、結局連続刊行物を選びました。periodicals、serials、journal、magazine といった言葉があって、periodicals ではなく serials を選んだわけです。

それから、標準・規格の話が出ましたが、いま韓国には規格はありません。規格というものを標準と読むように言葉を変えました。規格と標準を混同して、標準の規格、規格の標準があるので、標準に全部言葉を変えるようにしたのです。

司会 刊行物の話で、英語の専門用語として continuing resources というものがあると思います。韓国でいう連続刊行物、日本語でいうと逐次刊行物のたぐいと、あと Web サイトやルーズリーフ資料のように中身が変わるもの、その二つをまとめて continuing resources という言葉が出てきたと思いますが、韓国では continuing resources というのはどういう意味の言葉として翻訳されているんでしょうか。

崔 すみませんが、そこについてははっきり話すことはできません。

小島 ちょっとよろしいですか。今、著録が韓国では entry で、びっくりしましたが、参考までに、中国語でいわゆる記入 (entry) は「款目」といいます。それから先ほど言った書目は bibliography の訳です。

司会 ありがとうございます。微妙に違うのがおもしろいですね。

それでは高橋さん、解説、コメント及びご発表をまとめてお願いいたします。

●高橋菜奈子（国立情報学研究所）

今日は崔先生のご発表を拝聴してとても勉強になりました。特に著者名典拠のところについては私もすごく関心がありましたので、後で幾つか伺いたいと思います。

その前に、NII（国立情報学研究所）からここでお話をさせていただくという部分もあるので、日本の状況も少し共有した上でパネルディスカッションをしたほうがいいのかというのがあります。したがって、NACSIS-CAT に関する中国語資料、朝鮮語資料の状況をざっとおさらいをした上で、今日の先生の発表について質問をさせていただきたいと思っています。

NACSIS-CAT とは何かというところはもう渡邊先生が言ってくださったので要りませんが、1985 年から日本の大学図書館の総合目録データベースとしてやってきています。数も渡邊先生が言ってくださいましたが、1000 万件ぐらいの書誌と 1 億の所蔵を持っているというものです。グラフを見ても、順調に図書所蔵数は増えています。

今日お見せしたいのは、中国と韓国の資料が NACIS-CAT を使って日本の大学図書館でどれぐらい整備されているかということです。NACSIS-CAT の図書の書誌の言語別の割合を示します。私もやってみてびっくりしましたが、日本語の本が 3 分の 1 程度、英語が 3 分の 1、残りがそれ以外の言語です。その中で言語別順位では、中国語の資料は第 5 位、独仏に続く順位で、40 万 6000 件です。全体から見て 5 % 程度です。韓国・朝鮮語の資料は、私は割と一生懸命整理してきていたほうだったのでたくさん入れたような気がしていましたが、7 万 3000 件ぐらいで第 9 位、全体から見ると 1 % 程度です。ただ、目録規則というか文字コードの問題があって、NACSIS-CAT の中で中国語の資料をどう扱うのか、韓国語の資料をどう扱うのかというのがとても大きな問題になってきていたと思っています。

NACSIS-CAT の目録法については、マニュアル類はとても精緻なものが準備されていて、一応は NCR と AACR2 といった標準的な目録規則に準拠してやっています。ただ、一部いろいろ独自なところもあって、そこはコーディングマニュアルで規定しています。

フォーマットがとても独自だというのが、恐らく NACSIS-CAT の特徴です。今日、USMARC か UNIMARC かという話が発表の中であったと思いますが、NACSIS-CAT はそれらとは全然関係のない CATP 形式という特殊な形式でフォーマットされています。一応 MARC21 への変換ツールを内部的には持っていますが、特に活用することではなく、

本当に独自の路線を行っているのが NACSIS-CAT の特徴です。

多言語対応をどういうふうにしてきているのかという話ですが、まずシステム面ではデータベースを UCS 化するというところで、文字を扱えないという課題を 2000 年ごろに解決しました。そのときに「漢字統合インデックス」を導入して、検索の時には異体字も検索できるようにという改修が 2000 年に行われ、システムの基盤としては多言語が扱えるようになりました。

それから入力規則のところでは、コーディングマニュアル・取り扱いを 2000 年前後に整備しているということで、中国語資料は 1998 年にコーディングマニュアルが出ましたし、韓国・朝鮮語は 2002 年、その後アラビア語、タイ語というふうにどんどんいろいろな、文字が特殊で難しいと思われるものの取り扱い要領を整備している状況です。ですので、現在多言語対応は済んでいるという認識でいいかなと思っています。

中国語、韓国・朝鮮語資料の入力規則で、何が問題だったのかというと、一つは適用する目録規則を何にしようかという議論です。結果として、日本目録規則を採用するというで落ちつきました。それから、先ほど申し上げましたように、簡体字やハングルなどの今まで取り扱えなかったものをどうするかというところでは、目録規則の側から見ると「転記の原則」をどう実現するかという話だと思いますが、データベースを UCS 化することで解決したということになります。

もう一つすごく議論があったのは、ヨミ・分かち書きをどうするかです。それは目録規則の排列や標目という問題ではなく、アクセスポイントとして考えていった議論と見るのがいいだろうと思っています。アクセスポイントですので、例えば韓国語における分かち書きの規則というか、分かち書きの慣用的な使い方であるとか、中国語のピンインのルールに任すということではなく、検索語としてどうするのが一番安定するかという視点で考えられていたので、独自のルールを作ってそれをコーディングマニュアルで規定しているという形になっています。中国語ではピンインのためにシステムを拡張したというような技も使って、ヨミ・分かち書き問題を解決したというところもあります。

検索語という面では、中国語については漢字統合インデックスを入れるというところが大きなポ

イントだったと思いますし、韓国語についてはハングルで検索できるようにするところが一つのポイントだったと思います。

参照 MARC については、CHINAMARC と KORMARC を NACSIS-CAT の参照 MARC という形で取り込んだところで、多言語対応は一応できたというのが NII の認識だと思います。

崔先生の発表で私が一番関心があった著者名典拠のところですが、参考までに NACSIS-CAT の著者名典拠の例を示します。MARC ならば 1XX とか 4XX とかになるところを、そういうタグを全然使わずにフィールド名称で、HDNG(heading) のところに統一標目をこのような形で入れるのが CATP 形式と言われるものです。いろいろな表記は SF(See From) というところにどんどん重ねます。この事例には SAF(See Also From) というのはありませんが、相互に典拠同士を参照することもできます。一応、統一標目形はあるわけです。

ここでどう入力するかというのも規定を決めていて、個人著者名が漢字形でその本に書いてあった場合には漢字形とハングルの読みを分かち書きで入れていく。その図書にハングルで書いてあったら、それをそのまま入れて終わり。団体著者名は漢字形とハングルで入れるというような規定になっています。崔先生の今日の資料に、韓国人名、日本人名、中国人名、西洋人名がそれぞれいろいろな機関でどのように入れることになっているかを例示していただいています。NACSIS-CAT だと、韓国・朝鮮人名は漢字表記とハングル表記、日本人名は漢字表記とカナ表記、中国人名は漢字表記、カナ表記、ローマ字表記、西洋人名はローマ字表記という形になります。

ちょっとここからは私の私見が入るので NII の立場ではありませんが、このルールがどういう意味なのかと考えてみると、要は提供するヘディングの形を、その著者の著作の主たる言語が何かで決定していて、例えば全部カナにしてしまうという選択も標目とかではあると思いますし、NCR とかでは多分そうだと思いますが、利用者にとっての主たる言語は何かということで標目を決めていくのではなくて、著作の言語で決めているという思想なのだろうと私は思っています。そうすることによって翻字をするところで、例えばスティーヴン、スチーブン (Stephen, Steven) が何種類あるとか、そういういろいろな表記のゆれの部分も解

決するというのが NACSIS-CAT の標目規則の決まりです。

ただ問題としては、最初に典拠レコードを作成する際に資料にあらわれている字体を採用するという事になっているので、そこで少しゆれが生じるだろうとは思いますが。

さてここで崔先生の今日のご発表に戻りますが、今日私が一番おもしろいなと思ったのは、韓国では典拠統合プロジェクトが今進んでいて、そこではヘディングに当たるような統一表記を何も決めていないけれども検索は何からでもできるというシステムの運用をなさっているというところですね。しかも、自分で入れた検索語の文字列が、そのまま出てくるといふところがすごくおもしろいと思いました。

それを実現するときに二つぐらい課題があるのではないかと思って伺ったのは、韓国語の場合同姓同名をどういうふうに扱っていくのが難しいので、レコードをどういうふうに作っていくのかというのが一点です。もう一つは ID がポイントになると思いますが、典拠統合プロジェクトの中でどういう ID を採用されるのか。いろいろな国際的な規約であるとかいろいろな ID があると思いますが、そういうものをどうされるのかというあたりをお伺いしたいところです。

司会 せっかくですので、記憶のあるうちに簡単にお答えいただきたいと思います。

崔 ID については、配布していませんが電子データで例を持っていますので、後でお渡しします。

司会 簡単に一言で言うとうどういったものでしょうか。

崔 金泰樹氏らが集まって作りました。人だとしたら、その人のデータ項目がいろいろありますが、その中のこれとこれとこれを合わせて ID にすればいいといった考え方、項目を合わせて中間か後ろに番号をつけるようなやり方です。

司会 人名だとか生没年だとか職業だとかいろいろな項目があって、各項目にコーディング規則というのがあって、それをとってきて自動的にやると、基本的にはそういうことですね。

それと同姓同名の問題はいかがですか。

崔 韓国では数の多い苗字が 10 あります。金、李、朴、崔、鄭、等々ですが、その 10 苗字で大体 80% を占めます。また人名は 3 文字が普通ですから同名異人がすごく多い。例えば金大中大統領と同じ名前の方が韓国には 4 人もいます。その

中には漢字まで同じ人があるので漢字でも区別できない。

そこで、まず漢字を入れる。漢字だったら半分ぐらいは区別できる。そのあとは生没年。そのあとは職業、専攻などがありますが、例えば金大中前大統領だったら、これを「大統領」にするか「政治家」にするか、それがわからないし、普通の人でも 2～3 種類の特徴を持っています。例えば科学者、小説家、思想家等々の中で何をとったら一番その人を区別できるか。そういう問題がいろいろありますが、今、私が申し上げたその種類を集めてそれで人を区別するのがいいと思います。

司会 それで区別できれば、だれかが人名を入力したときに、システムのほうが、このうちのどれですか？と返してくることも可能だということですか。

崔 そうです。ですから人名をぱっと入れた場合、同名の人が 10 人いれば 10 人がぱっと出るので、その中のだれが該当するかをクリックして探します。

司会 わかりました。時間の関係で渡邊さんに移りたいと思います。

渡邊 細かいことを言い出すと長くなってフロアの皆さんの時間がなくなってしまうので、全般的な感想だけ申し上げます。

規則の構成だけを並べれば日中韓でそれほど差はないように思いますが、今日のご発表は私には本当に興味深く、一つは歴史的な事情をそれぞれに説明いただいて、それを並べてみるとなかなかおもしろいなと思いました。

それから、実際に規則にはあらわれてない部分、例えば崔先生の実際の策定のときの裏話もありましたし、李先生のご発表では、スライドでいうと真ん中辺から始まる編目規則の改訂に際してのところで、結局却下されてしまったような意見が結構幾つかあって、この辺は想像が膨らんでおもしろいと思いました。これぐらいにしておきます。

司会 一つだけ積み残しで、ご質問の統一タイトルについて、手短かに中国、韓国の状況をおっしゃっていただいて、その後フリーディスカッションに入りたいと思います。

李 FRBR への対応として目録の統一典拠化、要するに中国国家図書館を中心に中国語名称典拠データベースの開発が今進められています。

司会 名称には人名のほかにはタイトルも入るわけですか。

李 そうです。ですからそれを意識して名称を統一しないとなりません。中国では典拠ではなくて「規範」と言いますが、それをやらないとこれからますます無理だと、そういうことで進められています。ただ、実際にどこまで進められているかについては、正直なところ私にはよくわかりません。もし小島先生が何かご存じでしたら。

小島 ちょっと具体的な事情はわかりませんのでどうしているかを答えることはできませんが、少し補足しますと、中国でこういう典拠のコントロールが必要になってくるかというのは日本とは事情がちょっと違ってきます。

翻訳の場合、訳者によっていろいろというのはどういうことかということ、中国では漢字を当てますが、同じ音の漢字がたくさんありますから翻訳者によって当てる漢字が違います。この時点で著者名、タイトルが翻訳者によって違ってきちゃうわけです。ですから、特に翻訳書についてはタイトルを統一して典拠を作るということが日本以上に重要だと聞いております。

司会 中国では典拠は規範なのですね。規範と典拠、款目と記入、著録と記述、編目はカタログングとか、ちょっと頭の整理をしないと。変換表のようなものができれば非常にわかりやすいと思います。

李 確かに誰か作ったほうがいいのかもしいですね。日本語、韓国語、中国語、漢字の違いについて一つの表を作って。

司会 それでは崔さん、よろしくお願いします。

崔 この統一書名は二つの意味があります。一つは、無著者名古典です。日本でもだと思いますが、韓国でも無著者名古典があつて、それはもうリストにして、これこれが無著者名古典だということをもう出版しています。その後何か出てきたらそこに入ればいから、普通はそれはそんなに問題視しません。

次に、普通の著作の場合です。書誌事項を作る場合、その標目が典拠データにない場合は、そのとき典拠レコードを作ります。それと同じように書名も、書誌事項を入力するとき、書名がない場合は、その書名をもって書名典拠を作るべきですが、普通書名は一つしかありません。もちろん「経済入門」だとか、教科書などで普通使っている用語をタイトルにした場合は複数ありますが、一般的には書名は一つしかないことが多い。しかしそれを典拠に入れるしかない。

実際に典拠を作る図書館の立場では、典拠はどんな意味を持つか。それが幾つかある場合に選択して区別するために典拠が必要なのであって、一つしかないものも全部典拠を作るのは大変ではないかという話があります。それで、機関によっては、書名が同じものが二つ以上ない限り書名典拠を作らないところもあります。つまり、一つしかなければ書名典拠を作らない。

司会 逆に同じ作品が複数の名前を持つときに、統一タイトル (uniform title) という考え方は韓国にはありますか。つまり韓国では uniform title というのはつけますか？

崔 無著者名古典の場合ならば…

司会 無著者名古典と違う場合に、韓国でもアメリカの本を翻訳するときに違うタイトルで出るときがありますね。一つの考え方として、タイトルは違うけれども同じ本ですよというふうに関係づけますか。それからもっと進んで、どれかを代表する名前に指定しますか。

崔 KORMARC には 76X のタグがあつて、両方の関連付けをするんです。するんですが、それは完全に別な書誌レコードです。だから翻訳本とそのもとの本は完全に別です。関係はあるけれど、書誌事項では別にして、76X のほうにその関係の種類によってそれを連結するようにします。

司会 翻訳された本、同じハングルで書かれている本、タイトルは違うけれどももとは同じ英語の本、タイトルが違うハングルの本同士はどうなりますか。

崔 それも完全に別な書誌になります。

司会 タイトルは代表するタイトルを決めますか、それとも関係付けるだけですか。

崔 それは関係付けるだけです。関係付けには2種類あります。一つは、この世の中で、原本と翻訳本があるというのを関係付けるもの。もう一つは、一つのデータベースの中に両方の書誌があるというのを関係付けるもの。そのつけ方は全然違います。データベースの中に両方がある場合、ID だけをつければわかります。でも外にあるものは、必須ではありませんが、する場合は完全な書誌事項を入れ子のように入れることになります。

司会 はい、わかりました。

フロアとのディスカッションの時間をたくさんとりたかったんですが、時間が残り少なくなっていました。せっかく来られたんですから、どなたかおられませんか。

フロア 日中韓そろってということですのでお聞きしたいのが、OCLC の目録の統合化というところが日本でも徐々に意識されつつあります。北京に OCLC のアジアオフィスがありますが、中国と韓国で OCLC の目録に対してどういう対応をされているのかを少しお聞かせいただければと思います。

李 申しわけありません。その辺についてはわかりません。

崔 その目録に対する対応という意味がはっきりしませんが、韓国でそこに対応することはないです。契約してお金を払って利用するだけです。一言で言えばダウンロードです。

司会 はい、わかりました。じゃあほかに質問のある方はおられますか。どうぞ。

フロア 中国の編目規則等は中国文献工作標準化技術委員会で行っているということですが、この組織の事務局はどこにありますか。

李 事務局は今は国家図書館に置かれていると思います。

フロア ということは、国家図書館がイニシアチブをとってやっていると考えていいのでしょうか。

李 いや、必ずしもそうではないです。というのは、この委員会のメンバーには、国家図書館の人間もいますし、学者もいます。規則の第1版は広東省の大学の先生が編集長で、この人は中国の目録の伝統を継承しようと強く意識して第1版を作りました。第2版は、国家図書館に移りました。ですから必ずしもこの委員会がすべて国家図書館の主導とは言えません。確かにそういう部分もありますが…

司会 じゃあ委員の選定はだれがするんですか。

李 委員の選定は、一つ、中国図書館学会があります。学会の下に幾つかの委員会があって、その委員会には目録に詳しい先生も入ります。もちろん正式な任命は行政にありますので、文化部のほうになります。

司会 文化部というのは日本でいえば文化庁みたいなものですか。

李 ええ、文化庁みたいなものです。

司会 それで事務局は国家図書館ですが、それは単なる事務局であって、権力を握っているところではないわけですね。

李 そうではないと思います。

フロア 北京だけではなく、例えば上海からもそういった委員の人たちが参加しているわけですか。

李 ええ、もちろん。上海からだけではなく、多分全国から参加していると思います。

司会 ほかにいかがですか。

フロア 日本語の本を中国や韓国でカタログリングするときに、中国では日本目録規則をお使いになっているというお話があったようですが、もうちょっと詳しくどんなことで苦労しているのか、ということに気をつけておられるかというのをちょっと教えていただきたいです。

崔 今、韓国では公共図書館を含めて、日本の本が一冊もない図書館はありません。全国の公共図書館は日本語の本を1冊以上は持っています。

書誌事項に関しては、その本にある日本語で表記しますので、そんなに問題ないんです。何に苦労するかといいますと、著者の名前の日本語読みがわからないことです。韓国外国語大学では昔から、外国語の本を全部その国の言葉で書くようになっていましたが、そこで一番苦労しているのが日本の名前です。日本の人名辞書を全部買って、今まで名前を入れたものは全部記録を残していますが、それでも難しいようです。さきほどの典拠の場合に、韓国の大部分の大学で日本人の名前を日本語でなく漢字のハングル読みで代替するのはそのためです。

司会 目録規則は KCR ですか。

崔 NCR は使っていません。完全に KCR です。

李 私の記憶では、中国では日本目録規則を使って作っています。カードの時代には、同じ漢字なのに中国語と日本語は別々のカードの系統となっていました。これは検索するときに問題です。

もう一つ、崔先生がおっしゃったように、日本人の人名は同じ漢字なのに全然わからないときがあります。私は大学を出た後、四川省の四川大学図書館で2年間働いていましたが、そのとき日本の本も少し扱っていましたが、確かに、日本語を勉強していた私でも時々日本人の名前を正確に読めません。もちろんいろいろ参考図書で調べるんですが、時々出てこないんです。困ったなあということは確かにありました。

フロア NCR の中国語訳はあるんですね。

李 はい、あります。日本語がわからなくてもそれを使って参照しながらやります。ただし私が知っているところでは、日本語の図書目録を担当しているのは大体日本語学科の卒業生の方です。

崔 今、韓国では大学を中心に USMARC と KORMARC の両方の形式を使っています。この際、外国書、つまり韓国以外の国の出版物は USMARC、国内のものは KORMARC を基準にする大学があります。もう一つは、ローマ字になっているのは全部 USMARC、それ以外のものは全部 KORMARC というところもあります。だからある大学は中国、日本、韓国の本を KORMARC に全部記録して、ある大学は韓国語で出版したものもローマ字で出版したものは USMARC にしてしまうということで、両方があってすごく混同しています。

司会 KORMARC は今は MARC21 形式ですね。21 になる前はそういうことだったということですか。

李 一つだけ思い出しました。日本人の名前で一番困っているのは漢字ではなく平仮名で、それを漢字に直すときどういう漢字に直すのか全く見当が付きません。

司会 ここは 5 時までに撤収しないといけないので、もうこれ以上は時間を割けません。これまでにしたいと思います。今日は長時間ありがとうございました。

(記録文責：渡邊隆弘)